

令和8年第1回志布志市議会定例会会議録

目 次

第1号（3月5日）	頁
1. 議事日程	12
2. 出席議員氏名	14
3. 欠席議員氏名	14
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	14
5. 議会事務局職員出席者	14
6. 開 会・開 議	15
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	15
8. 日程第2 会期の決定	15
9. 日程第3 報告	15
10. 日程第4 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	15
11. 日程第5 議案第3号 令和7年度志布志市一般会計補正予算（第13号）	17
12. 日程第6 議案第4号 令和7年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	21
13. 日程第7 議案第5号 令和7年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	22
14. 日程第8 議案第6号 令和7年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第4号）	23
15. 日程第9 議案第7号 令和7年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）	25
16. 日程第10 議案第8号 令和7年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）	25
17. 日程第11 所信表明	26
18. 日程第12 議案第9号 志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	35
19. 日程第13 議案第10号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	35
20. 日程第14 議案第11号 志布志市技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例及び志布志市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	36
21. 日程第15 議案第12号 志布志市消防団条例の一部を改正する条例の制定について	37
22. 日程第16 議案第13号 志布志市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について	38
23. 日程第17 議案第15号 志布志市総合計画審議会条例の制定について	39

24.	日程第18	議案第14号	志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	39
25.	日程第19	議案第16号	志布志市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について	43
26.	日程第20	議案第17号	志布志市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について	45
27.	日程第21	議案第18号	志布志市営住宅管理条例及び志布志市営単独住宅条例の一部を改正する条例の制定について	45
28.	日程第22	議案第19号	志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	47
29.	日程第23	議案第20号	志布志市過疎地域持続的発展計画の策定について	47
30.	日程第24	議案第21号	薬科休日急患診療事業に関する事務の委託について	48
31.	日程第25	議案第22号	市道路線の認定について	48
32.	日程第26	議案第23号	令和8年度志布志市一般会計予算	49
33.	日程第27	議案第24号	令和8年度志布志市国民健康保険特別会計予算	52
34.	日程第28	議案第25号	令和8年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算	53
35.	日程第29	議案第26号	令和8年度志布志市介護保険特別会計予算	54
36.	日程第30	議案第27号	令和8年度志布志市国民宿舎特別会計予算	55
37.	日程第31	議案第28号	令和8年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算	56
38.	日程第32	議案第29号	令和8年度志布志市水道事業会計予算	57
39.	日程第33	議案第30号	令和8年度志布志市農業集落排水事業会計予算	58
40.	日程第34	諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	59
41.	日程第35	発議第2号	志布志市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について	59
42.	散 会			60

第2号（3月6日）

1.	議事日程	61
2.	出席議員氏名	62
3.	欠席議員氏名	62
4.	地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	62
5.	議会事務局職員出席者	62
6.	開 議	63
7.	日程第1 一般質問	63
	野村 広志	63
	八代 誠	90

稲付 洋平	101
小園 義行	106
8. 延 会	117

第3号（3月9日）

1. 議事日程	118
2. 出席議員氏名	119
3. 欠席議員氏名	119
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	119
5. 議会事務局職員出席者	119
6. 開 議	120
7. 日程第1 一般質問	120
持留 忠義	120
永田 梓	125
8. 日程第2 曾於地区介護保険組合議会議員の選挙	132
9. 日程第3 議案第31号 志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	133
10. 日程第4 議案第32号 多世代交流施設の指定管理者の指定について	134
11. 散 会	135

第4号（3月25日）

1. 議事日程	136
2. 出席議員氏名	137
3. 欠席議員氏名	137
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	137
5. 議会事務局職員出席者	137
6. 開 議	138
7. 日程第1 議案第13号 志布志市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について	138
8. 日程第2 議案第17号 志布志市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について	139
9. 日程第3 議案第20号 志布志市過疎地域持続的発展計画の策定について	140
10. 日程第4 議案第21号 薬科休日急患診療事業に関する事務の委託について	141
11. 日程第5 議案第22号 市道路線の認定について	142
12. 日程第6 議案第23号 令和8年度志布志市一般会計予算	143

13.	日程第7	議案第24号	令和8年度志布志市国民健康保険特別会計予算	148
14.	日程第8	議案第25号	令和8年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算	150
15.	日程第9	議案第26号	令和8年度志布志市介護保険特別会計予算	151
16.	日程第10	議案第27号	令和8年度志布志市国民宿舎特別会計予算	152
17.	日程第11	議案第28号	令和8年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算	153
18.	日程第12	議案第29号	令和8年度志布志市水道事業会計予算	154
19.	日程第13	議案第30号	令和8年度志布志市農業集落排水事業会計予算	155
20.	日程第14	議案第31号	志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	156
21.	日程第15	議案第32号	多世代交流施設の指定管理者の指定について	157
22.	日程第16	議案第33号	令和7年度志布志市一般会計補正予算(第14号)	158
23.	日程第17	議案第34号	令和7年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)	161
24.	日程第18	同意第2号	副市長の選任につき同意を求めることについて	163
25.	日程第19	同意第3号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	167
26.	日程第20		議員派遣の決定	167
27.	日程第21		閉会中の継続調査申出について (総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長)	168
28.	閉会			168

令和8年第1回志布志市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜日	種 別	内 容
3月 5日	木	本会議	開会・議案上程・所信表明
6日	金	本会議	一般質問
7日	土	休 会	
8日	日	休 会	
9日	月	本会議	一般質問・議案上程
10日	火	委員会	予算常任委員会（現地調査）
11日	水	休 会	
12日	木	委員会	常任委員会
13日	金	委員会	予算常任委員会
14日	土	休 会	
15日	日	休 会	
16日	月	委員会	予算常任委員会
17日	火	委員会	予算常任委員会
18日	水	委員会	予算常任委員会・常任委員会
19日	木	委員会	常任委員会
20日	金	休 会	春分の日
21日	土	休 会	
22日	日	休 会	
23日	月	休 会	
24日	火	休 会	
25日	水	本会議	委員長報告・討論・採決・閉会

2. 付議事件

番号	事 件 名
議案第3号	令和7年度志布志市一般会計補正予算（第13号）
議案第4号	令和7年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
議案第5号	令和7年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
議案第6号	令和7年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第4号）
議案第7号	令和7年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）
議案第8号	令和7年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）
議案第9号	志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第10号	志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第11号	志布志市技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例及び志布志市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第12号	志布志市消防団条例の一部を改正する条例の制定について
議案第13号	志布志市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第15号	志布志市総合計画審議会条例の制定について
議案第14号	志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第16号	志布志市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第17号	志布志市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第18号	志布志市営住宅管理条例及び志布志市営単独住宅条例の一部を改正する条例の制定について
議案第19号	志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第20号	志布志市過疎地域持続的発展計画の策定について
議案第21号	薬科休日急患診療事業に関する事務の委託について
議案第22号	市道路線の認定について
議案第23号	令和8年度志布志市一般会計予算
議案第24号	令和8年度志布志市国民健康保険特別会計予算
議案第25号	令和8年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算
議案第26号	令和8年度志布志市介護保険特別会計予算
議案第27号	令和8年度志布志市国民宿舎特別会計予算
議案第28号	令和8年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算
議案第29号	令和8年度志布志市水道事業会計予算

議案第30号 令和8年度志布志市農業集落排水事業会計予算
諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
発議第2号 志布志市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について
議案第31号 志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第32号 多世代交流施設の指定管理者の指定について
議案第33号 令和7年度志布志市一般会計補正予算（第14号）
議案第34号 令和7年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
同意第2号 副市長の選任につき同意を求めることについて
同意第3号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議員派遣の決定
閉会中の継続調査申出について
（総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長）

3. 一般質問

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
1 野村 広志	1 所信表明について	<p>(1) 全ての市民が誰一人取り残されることなく、安心して暮らせる持続可能なまちを目指して、市政運営を進めるとしているが、これまで聞いた市民の声をどのように受け止めて施策の展開を図っていくのか考え方を問う。</p> <p>(2) 新たなごみ出し政策について提案がなされているが、具体的な考えについて問う。</p> <p>(3) 市内公共交通の充実と利便性の向上について、具体的な考えについて問う。</p> <p>(4) 松山地域の小・中学校統合後における各学校跡地の利活用について問う。</p> <p>(5) 立地適正化計画における土地利用の考え方について問う。</p> <p>(6) デジタル行政の現状と成果を踏まえ、今後の展開を問う。</p> <p>(7) 地域経済を活性化させるため庁内体制を整え、企業誘致を進めるとしているが、具体的な考えを問う。</p> <p>(8) 充実したスポーツ環境を積極的にPRし、交流人口の拡大と地域経済の活性化を図るとあるが、具体的な考えを問う。</p> <p>(9) 「本市で学び体験する機会を創出するため、大学のサテライトキャンパスを誘致する」とあるが、具体的な取組について問う。</p> <p>(10) 第3次志布志市総合計画の策定に当たり、「SDGsに基づく『持続可能性』という軸で貫き」とあるが、市民が求めているまちづくりに、どのように近づけていく考えなのか問う。</p>	<p>市 長</p> <p>市 長</p> <p>市 長</p> <p>市 長 教 育 長</p> <p>市 長</p> <p>市 長</p> <p>市 長</p> <p>市 長</p> <p>市 長</p>

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
2 八代 誠	1 高齢者の健康維持について	<p>(1) 高齢者の健康維持のために、グラウンドゴルフの練習や大会に日常的に使用できる専用の施設を開設できないか問う。</p> <p>(2) 今回の所信表明には、「地域通貨の活用」の記載がある。大崎町では、「オオサキポイント」と称して健康促進ポイント事業を展開しているが、本市においても健康増進及び維持に関するメニューをこの地域通貨の活用に取り入れることはできないか問う。</p>	市 長 教 育 長 市 長
	2 農業政策について	<p>(1) 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の使途について、本市は、国が示す多くの推奨メニューから畜産配合飼料高騰緊急支援事業も選択している。選択に至った経緯及び事業の内容について問う。</p>	市 長
	3 伊崎田地区の住居環境整備について	<p>(1) 県の教育委員会学校施設課は、特別支援学校の教育環境を改善するため、曾於地区において特別支援学校の新築工事を含む令和8年度の当初予算案を公表した。令和8年度及び次年度の事業費や工事の内容について、市として把握していることがあるか。</p> <p>(2) 令和7年第3回定例会において、伊崎田地区に移住・定住を促進するための環境（住宅用地・学校職員用戸建て住宅等）の整備の検討についての質問に対し、「同地区への住宅用地や戸建て住宅の整備は考えていない」との答弁であったが、やはりこの機会に県と連携しながらまちづくりに取り組むべきと考える。見解を問う。</p>	教 育 長 市 長

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
3 稲付洋平	1 道路の保全について	(1) 有明中学校から通山地区までの道路の保全について問う。 ① 経年劣化によりガードパイプのパイプが外れている箇所がある。部分的な補修は実施されているが、全体的な改善計画はないか。 ② 大型水路には土水路の部分があり、市道の路肩崩壊にもつながるのではないかと考えるが、見解を問う。	市 長
4 永田 梓	1 所信表明について	(1) 医療・福祉体制強化の中で、「産前・産後のきめ細やかなケアや相談対応ができる助産院や助産師の体制を確保する」とあるが、具体的にどのような構想か問う。 (2) 人の流れを呼び込み、定着させる施策の中で、「民間と連携した空き家活用を進める」とあるが、どのような構想か問う。	市 長
	2 危険廃屋解体撤去補助事業について	(1) 空き家の増加により景観が悪くなっている状況が市内に散見されるが、危険廃屋解体撤去補助事業の上限額を引き上げる考えはないか問う。	市 長
5 小園義行	1 所信表明について	(1) 子育て・教育の安心と質の向上として「小・中学校へ入学されるお子様全員への入学支援金支給」と述べているが、具体的な内容を問う。	市 教 育 長
		(2) 「『チョイソコしぶし』を、より便利で利用しやすい運行形態へと見直します。また、福祉タクシーを含めて利用者のニーズに合わせて最適化し、誰もが気軽に移動できる公共交通を構築する」と述べているが、具体的な内容を問う。	市 長

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
5 小園義行	2 消防行政について	(1) 消防団員の充足率の現状と団員の確保への取組を問う。 (2) 消防後援会の在り方について、今後、各自治会の会員減少等を考えるとき、課題が多い現状の受け止めと公的支援を含めた今後の対応を問う。 (3) 消防出初め式に被表彰者の家族を招待する等、心配りが必要と考えるが、見解を問う。	市 長 市 長 市 長
	3 国保について	(1) 県に納付する子ども・子育て支援納付金に関し、条例改正案が提案されていないことについて問う。	市 長
	4 ガソリンスタンドの減少について	(1) ガソリンスタンドの減少が地域の生活維持に影響を与えている。本市としてどのように捉えているか。 (2) 国・県の支援と併せて、市としても支援策を考えるべきではないか。	市 長 市 長
6 持留忠義	1 畜産振興について	(1) 配合飼料の価格高騰が続いているが、本市としての見解と今後の対応を問う。	市 長
	2 茶業振興について	(1) 肥料価格の価格高騰が続いているが、本市としての見解と今後の対応を問う。	市 長
	3 鳥獣被害対策について	(1) 令和7年度の鳥獣被害状況を問う。 (2) ワイヤーマッシュについて、現在までの市内の地域別の設置状況を問う。	市 長 市 長

令和8年第1回志布志市議会定例会会議録（第1号）

期日：令和8年3月5日（木曜日）午前10時00分

場所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告
- 日程第4 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 日程第5 議案第3号 令和7年度志布志市一般会計補正予算（第13号）
- 日程第6 議案第4号 令和7年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第7 議案第5号 令和7年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第6号 令和7年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第9 議案第7号 令和7年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第8号 令和7年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 所信表明
- 日程第12 議案第9号 志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第10号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第11号 志布志市技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例及び志布志市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第12号 志布志市消防団条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第13号 志布志市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第15号 志布志市総合計画審議会条例の制定について
- 日程第18 議案第14号 志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第16号 志布志市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第17号 志布志市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第18号 志布志市営住宅管理条例及び志布志市営単独住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第19号 志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第23 議案第20号 志布志市過疎地域持続的発展計画の策定について
- 日程第24 議案第21号 薬科休日急患診療事業に関する事務の委託について
- 日程第25 議案第22号 市道路線の認定について
- 日程第26 議案第23号 令和8年度志布志市一般会計予算
- 日程第27 議案第24号 令和8年度志布志市国民健康保険特別会計予算
- 日程第28 議案第25号 令和8年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第29 議案第26号 令和8年度志布志市介護保険特別会計予算
- 日程第30 議案第27号 令和8年度志布志市国民宿舎特別会計予算
- 日程第31 議案第28号 令和8年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算
- 日程第32 議案第29号 令和8年度志布志市水道事業会計予算
- 日程第33 議案第30号 令和8年度志布志市農業集落排水事業会計予算
- 日程第34 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第35 発議第2号 志布志市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

出席議員氏名（15名）

1 番 川 崎 桃 子	2 番 年 見 明 浩
4 番 栢 山 晋 司	5 番 稻 付 洋 平
6 番 青 山 浩 二	7 番 野 村 広 志
8 番 八 代 誠	9 番 小 辻 一 海
10 番 持 留 忠 義	11 番 平 野 栄 作
12 番 鶴 迫 京 子	13 番 小 野 広 嗣
14 番 東 宏 二	15 番 小 園 義 行
16 番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（1名）

3 番 永 田 梓

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 溝 口 猛
教 育 長 福 田 裕 生	総 務 課 長 鮎 川 勝 彦
財 務 課 長 坂 元 正 知	総合政策課長 川 上 桂 一 郎
コミュニティ推進課長 五 代 千 加 子	みなと振興課長 木 村 勝 志
シティセールス課長 大 迫 秀 治	税 務 課 長 藤 後 広 幸
市民環境課長 村 山 睦	福 祉 課 長 山 口 善 央
健康長寿課長 富 重 隆 之	こども子育て課長 若 松 利 広
農政畜産課長 萩 迫 和 彦	耕地林務課長 得 丸 八 郎
建 設 課 長 富 岡 裕	松山支所長兼 総務市民課長 折 田 孝 幸
有明支所長兼 地域振興課長 大 口 秀 昭	水 道 課 長 萩 原 政 彦
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 濱 田 茂	農 業 委 員 会 事 務 局 長 高 野 利 彦
教 育 総 務 課 長 児 玉 雅 史	学 校 教 育 課 長 淀 修 司
生 涯 学 習 課 長 河 野 尚 仁	危 機 管 理 監 黒 川 晃

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 和 佐 浩 教	サブリーダー 前 田 範 雄
サブリーダー 上 野 健 太 郎	主 幹 畑 山 浩 一 郎

午前10時00分 開会 開議

○議長（小野広嗣議員） ただいまから、令和8年第1回志布志市議会定例会を開会します。
これから、本日の会議を開きます。

○
日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小野広嗣議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、栢山晋司議員及び稲付洋平議員を指名します。

○
日程第2 会期の決定

○議長（小野広嗣議員） 日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月25日までの21日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 異議なしと認めます。
したがって、会期は、本日から3月25日までの21日間に決定しました。

○
日程第3 報告

○議長（小野広嗣議員） 日程第3、報告を申し上げます。
監査委員から監査報告書が提出されましたので、配布しました。参考にしていただきたいと思います。

○
日程第4 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（小野広嗣議員） 日程第4、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員は、県内市町村の長及び議員のうちから、市長区分6人、市議会議員区分6人、町村長区分4人、町村議会議員区分4人から構成されています。現在の広域連合議会議員のうち、市議会議員から選出する議員について2人の欠員が生じているため、広域連合規約第9条第3項及び広域連合議会の議員の選挙に関する規則の規定に基づき選挙の告示を行い、候補者の届出を締め切ったところ、市議会議員から選出すべき人数を超える3人の候補者がありましたので、広域連合規約第8条第2項の規定により選挙を行います。

この選挙は、同条第4項の規定により、全ての市議会の選挙における得票総数の多い順に当選人を決定することになりますので、会議規則第32条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人の告知は行えません。

そこで、お諮りします。選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有

効投票のうち候補者の得票数までを報告することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 異議なしと認めます。

したがって、選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち、候補者の得票数までを報告することに決定しました。

選挙は、投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長（小野広嗣議員） ただいまの出席議員は、15人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条の規定により、立会人に栞山晋司議員及び稲付洋平議員を指名します。

候補者名簿を配ります。

(候補者名簿配布)

○議長（小野広嗣議員） 候補者名簿の配布漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 配布漏れなしと認めます。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。

(投票用紙配布)

○議長（小野広嗣議員） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長（小野広嗣議員） 異常なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。1番議員から順番に投票をお願いします。

(投票)

○議長（小野広嗣議員） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。栞山晋司議員及び稲付洋平議員、開票の立会いをお願いします。

(開票)

○議長（小野広嗣議員） 選挙の結果を報告します。

投票総数15票、有効投票15票、無効投票0票。有効投票のうち、重久昌樹議員13票、松元正明議員0票、畑中香子議員2票。以上のとおりです。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

○議長（小野広嗣議員） お諮りします。

日程第5、議案第3号から日程第10、議案第8号まで、以上6件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思いません。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号から議案第8号までの6件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

日程第5 議案第3号 令和7年度志布志市一般会計補正予算（第13号）

○議長（小野広嗣議員） 日程第5、議案第3号、令和7年度志布志市一般会計補正予算（第13号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 議案第3号、令和7年度志布志市一般会計補正予算（第13号）につきまして、説明を申し上げます。

本案は、令和7年度志布志市一般会計歳入歳出予算について、保育所運営事業、ふるさと納税推進事業等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから、提案するものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長（坂元正知君） 議案第3号、令和7年度志布志市一般会計補正予算（第13号）について、その概要を補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の予算から4,096万6,000円を減額し、予算の総額を344億5,448万2,000円とするものでございます。

補正予算書の6ページをお開きください。補正予算説明資料は、1ページから2ページでございます。

第2表の繰越明許費補正でございますが、年度内にその支出が終わらない見込みがあるため、納税通知書等印刷及び封入封かん業務標準化対応に係るプログラム改修業務事業ほか9件、総額7億1,765万5,000円を地方自治法第213条第1項の規定に基づき翌年度に繰り越して使用するのでございます。

なお、詳細につきましては、説明資料をお目通しください。

予算書の7ページをお開きください。

第3表、地方債補正でございますが、各種事業の追加及び事業の実績等により、起こすべき地方債の額に変更が生じたことから、総額で1億2,080万円減額しております。

次に、歳入歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

まず、歳入予算でございます。

予算書の10ページから12ページの1款、市税は、課税額の決定等により、総額で7,767万1,000円増額しております。

13ページをお開きください。

11款、地方交付税、1項、地方交付税、1目、地方交付税は、再算定による増額分を含む交付額の確定に伴い、普通交付税を5億5,495万7,000円増額しております。

16ページをお開きください。

15款、国庫支出金、1項、国庫負担金、2目、民生費国庫負担金は、保育所運営事業の事業実績に伴い、保育所運営費を5,865万円増額し、総額で1,350万円増額しております。

20ページをお開きください。

16款、県支出金、2項、県補助金、4目、農林水産業費県補助金は、活動火山周辺地域防災営農対策事業の事業実績等に伴い、総額で2億5,920万5,000円減額しております。

24ページをお開きください。

18款、寄附金は、ふるさと納税の増加見込みにより、ふるさと志基金寄附金を3億円、総額で3億245万4,000円増額しております。

25ページをお開きください。

19款、繰入金、1項、基金繰入金は、事業の実績等に伴い、総額で5億2,413万7,000円減額しております。

30ページから32ページにかけて、22款、市債は、事業の実績等に伴い、総額で1億2,080万円減額しております。

次に、歳出予算でございます。事業の実績または実績見込みによる事業費の減が主なものとなっております。

予算書の33ページ、2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費は、公共施設の将来にわたる維持管理等を図る観点から、施設整備事業基金への積立金を4億3,901万4,000円増額しております。

予算書の35ページ、説明資料は16ページをお開きください。

4目、企画費は、ふるさと納税寄附見込額を53億円に増額すること等に伴い、ふるさと志基金への積立金を3億318万2,000円増額しております。

予算書の42ページ、説明資料は23ページをお開きください。

3款、民生費、1項、社会福祉費、2目、障害福祉総務費は、令和6年度の負担金事業等の実

績確定に基づき、償還金、利子及び割引料を1,439万7,000円計上しております。

予算書の44ページ、説明資料は30ページをお開きください。

2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費は、令和6年度交付金事業等における実績確定に基づき、償還金、利子及び割引料を5,218万9,000円増額しております。

同じく説明資料は30ページ、4目、保育所費は、保育所運営事業を9,814万6,000円増額しております。

予算書の45ページ、説明資料は24ページをお開きください。

3項、生活保護費、1目、生活保護総務費は、令和6年度の生活保護費等国庫負担金等における実績確定に基づき、償還金、利子及び割引料を7,223万5,000円計上しております。

予算書の55ページ、説明資料は16ページをお開きください。

7款、商工費、1項、商工費、3目、観光費は、ふるさと納税寄附見込額を50億円から53億円に増額することに伴い、ふるさと納税推進事業を2億3,258万6,000円増額しております。

予算書の59ページ、説明資料は49ページをお開きください。

8款、土木費、3項、河川費、2目、砂防費は、負担金の不足が生じること等により、砂防施設保全事業を635万円増額しております。

以上が補正予算（第13号）の主な内容でございますが、詳細につきましては、補正予算説明資料を御参照ください。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（小野広嗣議員） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

○7番（野村広志議員） 1点だけお聞かせください。予算書の18ページ、国庫支出金の国庫委託金ですが、教育費のところではいじめ対策マイスター制度のモデル構築推進事業について300万円落としてあります。これについて、詳細を少し教えていただけますか。

○学校教育課長（淀 修司君） こちらにつきましては、昨年度申請をしておりましたが、文科省の指定のほうを下りませんでしたので、落としたものでございます。

○7番（野村広志議員） いじめ対策については、本市でも非常にやはり気になるところであります。今後も手を挙げてこの事業に取り組むという考え方があるのかどうか、それについても併せて教えてください。

○学校教育課長（淀 修司君） こちらにつきましては、募集がありましたら、積極的に手を挙げてまいりたいと考えておりますが、今年度につきましては、募集のほうでございました。

○8番（八代 誠議員） 補正予算は、即決ですので、分からないところを少し教えてください。補正予算書33ページで積立金、施設整備事業基金を4億3,901万4,000円積まれているわけなんですけど、今日ですね、議員控室に行きましたら、監査のほうから報告書が届いておりました。自分たちの一番最新の情報としては、施設整備事業基金の残高が1月31日で36億円ほどになっているのですが、まず、この施設整備事業基金の最新の残高というのは幾らになるのですか。

○財務課長（坂元正知君） 施設整備事業基金における今回の13号補正予算後の令和7年度末の

残高見込額であります、37億5,000万円ほどとなります。

○8番（八代 誠議員） 基金の全ての合計額は、合わせて幾らになりますか。

○財務課長（坂元正知君） 同じく今回13号補正予算後の総基金の令和7年度末の残高見込額でございますが、155億1,800万円ほどとなる見込みでございます。

○議長（小野広嗣議員） ほかに質疑はありませんか。

○15番（小園義行議員） 60ページの港湾建設費で、港湾改修負担金1億4,300万円から減額ということですが、これは、実際、年度内にそういう工事ができないということなのか、いらなかったということなのか、その中身をちょっと示してください。

○総合政策課長（川上桂一郎君） 港湾負担金の減額につきましては、大きなところで国の直轄の改修事業の負担金が減額となったところでございます。この分につきましては、国際バルク戦略港湾の負担金に係る部分でございます。令和6年度の負担金に係る事業費が22億6,200万円であったため、令和7年度の事業費を23億円ほど見込んで計上したところでございますが、令和7年度の事業費が9億8,600万円と、13億1,400万円の減となったところでございます。この主な要因といたしましては、現在、直轄事業をしておりますけれども、市が負担する部分と市が負担をしない部分というものもございます。防波堤沖の延伸工事の事業費につきましては、市の負担金はないんですけれども、令和9年度の完成に向け、令和6年度の事業費が7億7,000万円であったのが令和7年度は22億2,700万円と、14億5,700万円と大幅に増額となったことが影響しまして、負担金に係る事業の減額に伴いまして、負担金を減額したというところでございます。

○15番（小園義行議員） 中身は、そういうことでしょうか。実際、今想定されているその事業というのは、令和8年度等々も継続してしっかりとやっていくというふうに、国や県のほうも考えておられるのですか。

○総合政策課長（川上桂一郎君） 今、議員からありましたとおり、事業につきましては、継続して行っている中で、それぞれの事業費の配分といいますか、そこら辺が変わってきたということでございますので、事業につきましては、今後も継続して行われるというところでございます。

○議長（小野広嗣議員） ほかに質疑はありませんか。

○16番（福重彰史議員） 今回、繰越明許費の補正が出されておりますけれども、一日も早い執行が待たれるわけでございます。いつ完了する予定なのか、それぞれお聞かせをいただきたいと思っております。

○税務課長（藤後広幸君） 税務課関係では、資料一番上の納税通知書等印刷及び封入封かん業務標準化対応に係るプログラム改修業務事業、これが繰越明許ということでございます。完了見込みににつきましては、本年7月までに完了を見込んでいるところでございます。

○農政畜産課長（萩迫和彦君） それでは、農政畜産課分について申し上げます。

一番上の農地耕作条件改善事業でございますが、完了時期につきましては、令和9年2月を予定しております。その下の活動火山周辺地域防災営農対策事業につきましては、令和8年9月を見込んでおります。その下のかごしまの農業未来創造支援事業につきましては令和8年6月、そ

の下の活動火山周辺地域防災営農対策事業につきましては令和8年10月を完了と見込んでいます。

○耕地林務課長（得丸八郎君） 耕地林務課分についてお答えいたします。

下から2番目、農地耕作条件改善事業につきましては、松山地域中村地区の用水路工事となっております。4月中に完成予定となっております。一番下の段、林道境屋・柳井谷線石踊橋補修事業につきましては、6月末を完成予定としております。

○市民環境課長（村山 睦君） 市民環境課分でございます。

戸籍住民基本台帳分につきましては、来年度の早い時期で実施を予定しているところでございます。

○建設課長（富岡 裕君） お答えします。

建設課分につきましては、市道維持補修事業がございまして、こちらにつきましては、橋梁関係でございます。中道跨道橋、稚児松跨道橋、下東谷橋でございまして、こちらの完了時期については、年度内を予定しております。また、道路新設改良事業につきましては、4路線でございます。上ノ浜・波見線、外之牧2号線、上ノ浜・押切線、横尾下・横峯線でございまして、こちらでも年度内を予定していますが、なるべく早めの完了を目指していきたいと考えております。

○議長（小野広嗣議員） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第3号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第6 議案第4号 令和7年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（小野広嗣議員） 日程第6、議案第4号、令和7年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 議案第4号、令和7年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきまして、説明を申し上げます。

本案は、令和7年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出予算につきまして、療養給付費等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要

があることから、提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ6,872万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ45億5,326万円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして、説明を申し上げます。

予算書の6ページをお開きください。

歳入の国民健康保険税は、4,100万円増額するものであります。

8ページをお開きください。

歳入の県支出金の県補助金は、保険給付費等交付金を9,995万5,000円減額するものであります。

10ページをお開きください。

歳入の繰入金的一般会計繰入金は、保険基盤安定繰入金を1,005万3,000円、出産育児一時金等繰入金を200万円減額する等し、合計で1,078万3,000円減額するものであります。

16ページをお開きください。

歳出の保険給付費は、療養給付費を4,902万4,000円減額、17ページの高額療養費を5,000万円減額するものであります。

23ページをお開きください。

歳出の保健事業費の特定健康診査等事業費は、健康診査等委託料等を合計で720万9,000円減額するものであります。

26ページをお開きください。

歳出の諸支出金の償還金は、国庫補助等返還金を3,137万6,000円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野広嗣議員） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第4号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第7 議案第5号 令和7年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

○議長（小野広嗣議員） 日程第7、議案第5号、令和7年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 議案第5号、令和7年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきまして、説明を申し上げます。

本案は、令和7年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算につきまして、事務事業の実績に基づき補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから、提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ905万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ5億1,846万3,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして、説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の後期高齢者医療保険料は、特別徴収保険料を1,300万円増額し、普通徴収保険料を300万円減額し、合計で1,000万円増額するものであります。

6ページをお開きください。

歳入の繰入金の一般会計繰入金は、保険基盤安定繰入金を1,945万5,000円減額するものであります。

9ページをお開きください。

歳出の総務費の総務管理費は、一般管理費の共同処理委託料等を合計で34万5,000円減額するものであります。

10ページをお開きください。

歳出の広域連合納付金は、共同事業負担金を945万5,000円減額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野広嗣議員） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第5号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第8 議案第6号 令和7年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（小野広嗣議員） 日程第8、議案第6号、令和7年度志布志市介護保険特別会計補正予

算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 議案第6号、令和7年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第4号）につきまして、説明を申し上げます。

本案は、令和7年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出予算につきまして、事務事業の実績に基づき補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから、提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1億2,121万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ43億5,689万7,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして、説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の介護保険料は、第1号被保険者保険料を1,200万円増額するものであります。

8ページをお開きください。

歳入の支払基金交付金は、介護給付費交付金を7,976万8,000円、地域支援事業支援交付金を150万6,000円減額するものであります。

9ページをお開きください。

歳入の県支出金の県負担金は、介護給付費負担金を2,710万2,000円減額するものであります。

13ページをお開きください。

歳出の保険給付費の介護サービス等諸費は、地域密着型介護サービス給付費を2,000万円、施設介護サービス給付費を4,000万円減額する等し、合計で6,100万円減額するものであります。

14ページをお開きください。

歳出の保険給付費の介護予防サービス等諸費は、介護予防サービス給付費を500万円減額するものであります。

15ページを御覧ください。

歳出の保険給付費の特定入所者介護サービス費を1,000万円減額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野広嗣議員） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 討論なしと認めます。

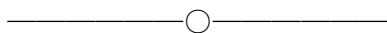
これから採決します。

お諮りします。議案第6号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は、原案のとおり可決することに決定しました。



日程第9 議案第7号 令和7年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）

○議長（小野広嗣議員） 日程第9、議案第7号、令和7年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 議案第7号、令和7年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）につきまして、説明を申し上げます。

本案は、令和7年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出予算につきまして、公有建物災害共済金の確定に伴い、繰入金及び諸収入を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから、提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入予算の款項の区分間の金額の調整をするものであり、予算の総額に増減はございません。

それでは、歳入予算の説明を申し上げます。

予算書の3ページをお開きください。

歳入の繰入金の一般会計繰入金を330万8,000円減額するものであります。

予算書の4ページを御覧ください。

歳入の諸収入の公有建物災害共済金を330万8,000円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野広嗣議員） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 討論なしと認めます。

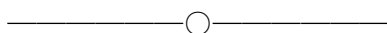
これから採決します。

お諮りします。議案第7号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は、原案のとおり可決することに決定しました。



日程第10 議案第8号 令和7年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（小野広嗣議員） 日程第10、議案第8号、令和7年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 議案第8号、令和7年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、説明を申し上げます。

本案は、令和7年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出予算につきまして、事務事業の実績に基づき補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから、提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2億3,542万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4億6,198万9,000円とするものであります。

歳入歳出予算の主なものにつきまして、説明を申し上げます。

5ページをお開きください。

歳入の繰入金の基金繰入金は、工業団地整備事業積立基金繰入金を2億3,542万1,000円減額するものであります。

6ページをお開きください。

歳出の事業費の工業団地整備事業費は、工事請負費等を合計で2億3,542万1,000円減額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野広嗣議員） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第8号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第11 所信表明

○議長（小野広嗣議員） 日程第11、所信表明を議題とします。

市長の所信表明に関する説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 令和8年第1回志布志市議会定例会の開会に当たりまして、議員の皆様、市民の皆様に、所信の一端を申し述べる機会をいただきましたことを大変光栄に存じます。

このたびの市長選挙におきまして、「いまこそ、市政を加速させる時！志布志市の未来をつくるのは、いま！」と訴え、市民の皆様からの信託を受け、引き続き3期目の志布志市政を担わせ

ていただくこととなりました。改めて重責に身の引き締まる思いでございます。

これまで市長として2期8年間、市民の皆様の負託にお応えすべく、全身全霊で市政運営に取り組んでまいりました。市民や事業者の皆様、市議会議員の皆様の御理解と御協力をいただきながら、国や県との強固な信頼関係を築き、市民の皆様にお約束した数多くの公約を達成し、志布志庁舎への本庁機能移転など行政改革や市政を推進することができました。

3期目につきましては、これまでの成果に満足することなく、誰一人取り残さない「市民が主役のまちづくり」という原点を決して忘れず、人口減少や物価高騰といった喫緊の課題を乗り越え、誰もが安心して暮らせる持続可能なまち志布志市を目指して、引き続き全力を尽くしてまいります。

私が目指す「誰もが安心して暮らせるまち」とは、人口減少が進む中においても、市民や市内の事業者の皆様、その一人一人が将来にわたって幸せを実感できるまち、多くの方が志布志市に誇りと愛着を持ち、「行ってみたいまち・住んでみたいまち・住んでよかったまち」と思い、持続可能なまちとして発展し続けている状態であります。

持続可能な発展とは、SDGsの考え方において、経済、社会、環境の調和が重要であるとされており、本市においても、経済面での豊かさを追い求めるだけでなく、人々が交流する社会面での豊かさ人々を取り巻く環境面での豊かさを、共に追求してまいります。

本市の財産である「ひと」、「まち」、「みなと」、「ふるさと」を次の世代に引き継ぐため、市政のかじ取り役として、しっかりと時代の潮流を読み取り、課題を未来へ先送りすることなく、逃げずに正面から向き合い、さらに市政を力強く前に進めてまいります。

人口減少が進む中において持続可能なまちとしていくためには、中心市街地の活性化と各支所を中心とした地域拠点の振興、それをつなぐ交通網という「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の考え方がとても重要となります。それぞれの地域の活性化に努めながら、生活に必要なサービス機能と居住の集約を誘導し、市民の皆様の生活利便性の維持に努めてまいります。

各施策の推進に当たっては、庁内の横断的な連携により全課で取り組み、市民の皆様との協働はもとより、企業の皆様との積極的な共創や、本市に想いを寄せる方々と連携を図るなど、多様なつながりを推進力にしてまいります。

その上で、この4年間では、「暮らしを守る、未来を育てる」と「港が動く、人が動く、志布志市が動く」の二つをキーワードにして「暮らし」と「経済」の両面で、本市の持続可能な発展に向けて取り組んでまいります。

「暮らし」の分野では、全ての市民が、年齢、性別、国籍、障害の有無を問わず、安心して生活できる「暮らしの基盤」を強化してまいります。子育て、医療、福祉、教育、防災、デジタル行政など、市民の皆様の日々の生活に最も近い「暮らし」に徹底的に寄り添ってまいります。

「暮らし」の政策の一つ目は、魅力的で安心して暮らせる市民サービスの向上です。

市民の皆様の暮らしの基盤を強化しつつ、誰もが快適で質の高い市民サービスを受けられるまちの実現に向けては、継続する物価高騰への対策、ごみの分別収集や公共交通など日常生活の課

題解決、そして誰一人取り残されることのない社会の構築が必要であります。

そのため、長引く物価高騰から市民の皆様の生活を守り、地域経済を活性化させる目的で、市民全員への商品券配付や、プレミアム商品券事業に取り組み、家計の負担を軽減するとともに、市内での消費を促してまいります。

高齢者などごみ出しが困難な世帯を支援するため、御自宅まで収集に伺う戸別収集のモデル地区を設定し、実施してまいります。また、一般ごみの固形燃料化など効率的に資源化する新たなごみ処理方法も検討し、環境に優しく、誰もが暮らしやすいまちの両立を目指してまいります。

皆様の日常の移動手段である「チョイソコしぶし」を、より便利で利用しやすい運行形態へと見直してまいります。また、福祉タクシーを含めて利用者のニーズに合わせて最適化し、誰もが気軽に移動できる公共交通を構築してまいります。

高齢者、障害のある方、外国人住民など、全ての市民がお互いの多様性を尊重し活躍できる社会を構築する心のバリアフリー化及び公共施設等のバリアフリー化の推進、多文化共生社会の構築、情報格差の解消など、インクルーシブ社会を目指してまいります。また、デジタル化による利便性向上と困難を抱える方々への訪問・伴走支援の両立により、あらゆる面から「誰一人取り残さない」支援体制を強化し、安心して暮らせる社会の実現を目指してまいります。

「暮らし」の政策の二つ目は、子育て・教育の安心と質の向上です。

少子化や人口減少が急激に加速する中、志布志市の未来そのものである子供たちのために、これから結婚を迎える若い世代や子育て世帯が多様な働き方を実現し、経済的に心配することなく、充実した相談体制により安心して子供を産み育てられる社会の実現こそ、本市の最優先課題であります。また、ICTを活用した教育や多様な学びの場を提供し、子供たちの個性や可能性を最大限に引き出す教育環境を整え、地域全体で未来を担う人材を育てることが求められています。

そのため、令和7年4月に設置した「こども家庭センター」を拠点に、妊娠・出産から子育てまで、あらゆる相談への対応が可能な体制の強化を図ってまいります。ライフスタイルの変化や、共働き家庭が当たり前となった今、多様化する子育ての悩みに対して、保育士や保健師、教育相談員や学校教育専門官などの専門職が連携しながら、それぞれの悩みに寄り添い、安心して子育てできる環境を整えてまいります。

また、乳児等通園支援事業の実施や病児保育の支援、公認心理師や言語聴覚士の専門職による心理発達相談会・ことばの相談会の開催、小・中学校へ入学されるお子様全員への入学支援金の支給など、子育て世帯のニーズに合わせたきめ細やかな支援策を充実させてまいります。

子供たち一人一人に合わせた学びや主体的・対話的で深い学びを実現するため、大学や企業、団体等の知的財産や専門性を活かした研修や教育活動をさらに充実させてまいります。令和7年度に導入したオンライン学習サービスの「スタディサプリ」のさらなる活用やプログラミング教育の充実と併せて、読書や表現活動の充実にも努めてまいります。また、6年後に児童数が3割減少することが見込まれておりますが、学校で次世代の人材を育成するためには、児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問

題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身につけさせることが重要だと考えております。このことを踏まえ、今後の学校の在り方について、保護者や地域の皆様と一緒に考える場を設けるなどし、議論を醸成させながら、将来の担い手となる子供たちにとっての「より良い学びの場」を一緒に考えてまいります。

松山地域への令和11年4月の義務教育学校の開校に向け、保護者や地域の皆様とともに協議を進め、「教育のまち松山」の実現を目指してまいります。同時に、各学校跡地の利活用についても地域の皆様とともに検討を進め、さらなる地域活性化を目指してまいります。

学校に行きづらさを感じている児童生徒へ安心して学べる環境を提供するため、令和8年4月に学びの多様化学校「悠志学園」を開校いたします。その一室を活用して、市内小・中学校に在籍する外国人の子供と保護者のための日本語サポート教室も開設いたします。また、伊崎田学園の隣接地には、令和10年4月、新たな県立特別支援学校の整備を進め、多様化する教育ニーズに応えてまいります。

「暮らし」の政策の三つ目は、医療・福祉の体制強化です。

全ての市民が住み慣れた地域で健やかに暮らし続けるためには、子供から高齢者まで年齢や健康状態にかかわらず、安心して医療・福祉を受けられることが大切であります。これまで誘致を進めてきた小児科の開院にとどまらず、公的病院の誘致にも取り組み、広域連携による医療体制の充実や健康づくりを推進していくことが求められています。

そのため、子育て世帯の大きな安心につながる小児科医院の令和8年4月の開院と経営の安定化を引き続き支援し、子供たちが身近な場所で質の高い医療を受けられる環境を整えてまいります。また、産前・産後のきめ細やかなケアや、相談対応ができる助産院や助産師の体制を確保することで、母子の健康を守り、安心して出産、子育てができる環境を整えてまいります。

また、公的病院の方向性について、曾於医師会立病院が実施した現状分析業務結果を踏まえ、関係機関と協議してまいります。

単身高齢者等の見守りについては、離れて暮らす家族に安心感を与え、介護者の負担を軽減するために、24時間見守りシステム等の導入支援について検討してまいります。

令和8年7月の開業を予定している多世代交流施設において、子供から高齢者までがにぎわい、交流できる活動の場を提供し、eスポーツなど新たな取組を進めてまいります。

国籍を問わず、誰もが安心して医療・福祉を受けられるよう、多言語対応の通訳システムを活用し、分かりやすい情報提供や案内表示の充実に努めてまいります。

「暮らし」の政策の四つ目は、災害に強い安全・安心なまちづくりです。

近年、全国で頻発・激甚化する自然災害から市民の皆様生命と財産を守るためには、「自らの命は、自らで守る」自助、「地域で助け合う」共助、そして「市が責任を果たす」公助、この三つの連携を基本に、防災教育の推進、避難所の機能強化、防災点検、デジタル技術の活用による迅速な情報伝達と的確な避難行動につながる体制構築が重要であります。

そのため、災害時に自分の命を守る「自助」と、地域で助け合う「共助」の力を高めることを

目的にした、防災訓練や出前講座を積極的に開催します。自治会や地域コミュニティ協議会等と連携し、いざというときに行動できる防災意識の高いまちづくりを進めてまいります。

いつでも、どこでも、誰でも、スマートフォンやパソコンからハザードマップを確認できる地図情報サービス「しぶしる」や「災害救援マップ」のさらなる周知に努め、市民の皆様の防災意識の向上と迅速な避難行動を支援してまいります。

災害時に自力での避難が難しい高齢者や障害のある方々を地域で支えるため、民生委員や消防団、自主防災組織とのさらなる連携を図ってまいります。また、誰もが安心して避難できるよう、発電機や非常用トイレ、各種備蓄品を計画的に整備・管理し、避難生活における不安を少しでも和らげられるよう備えてまいります。

大規模な自然災害が発生した場合に、致命的な被害を負わない強さと速やかに回復するしなやかさを備えるよう策定した国土強靱化地域計画や、橋梁の定期点検・予防保全を計画的に進める橋りょう長寿命化修繕計画に基づき、道路や橋梁の防災点検を強化してまいります。

地震による火災の過半数は、電気が原因であることから、二次災害である電気火災を防ぐため、各家庭への感震ブレーカーの導入支援についてさらに周知に努めてまいります。

立地適正化計画に基づき、災害リスクが低い場所への居住を誘導するなど、土地利用の観点からコンパクトなまちづくりを進めてまいります。

「暮らし」の政策の五つ目は、市民が使いやすいデジタル行政です。

市民の誰もがデジタル化の恩恵を受けられる、人に優しいデジタル市役所を目指すため、市役所での手続を「待たない」、「書かない」から、さらに「行かない」ものへと変革していく必要があります。併せて、デジタルが苦手な方へのサポートも重要であります。

そのため、窓口で市職員が聞き取りながら申請書を作成する「書かない窓口」の手続を拡充するほか、いつでも、どこでも、手続ができるオンライン申請や、マイナンバーカードを利用したサービス、戸籍関係証明のコンビニ取得など、さらにサービスを拡大して「行かない窓口」を充実させてまいります。

それを実現するため、市職員に対しては、従来のデジタルスキル研修の強化に加え、業務横断のリスキリング（学び直し）を推進し、データを起点とした発想・意思決定やデジタル前提の業務設計など、思考のデジタル化を根づかせてまいります。市民の皆様にはアプリ講座やスマホ教室等を拡充し、世代やニーズに応じた学びの機会を用意することで、地域全体のデジタルリテラシーと活用力を高め、誰もがデジタル社会に参加し、価値を生み出す環境を築いてまいります。

「暮らし」の政策の六つ目は、生活と環境を両立するまちづくりです。

持続可能な社会の実現には、人と人とのつながりによる豊かで活気あふれるコミュニティが必須であり、それぞれの地域の美しい自然や町並みを守り育てるために、自治会や地域コミュニティ協議会、市民の皆様や各種団体等が主体となったまちづくり活動の活性化が重要になります。コミュニティの活性化により、生活の質の向上と環境保全活動などを両立させ、次の世代に誇れる「ふるさと志布志」を築いていく必要があります。

そのため、地域コミュニティ協議会を最良のパートナーとし、伝統文化の継承や清掃活動による景観保全、外国人住民との交流など、地域の魅力を高める取組を支援するとともに、若者や女性がより身近に感じるよう、情報発信の強化を後押しします。

また、自治会については、デジタル活用等により運営負担を軽減し、日常のつながりを通じ、地域での支え合い、防災につながる自治会の重要性を周知することで、加入を促進し、共助の精神あふれる地域社会を築いてまいります。

志布志市の将来を担う子供たちが、基本的な生活習慣を確立し、自尊心や自立心を持ち、地域での社会性を持って育つためには、家庭教育が基本であり、子育てに関する講演会や志アップ子育て手帳を通じた情報提供など、子育ての悩みや不安に寄り添い、家庭の教育力を高める支援に努めてまいります。また、市民の皆様のふるさと愛をさらに高めるために、志布志の豊かな自然や生物多様性、リサイクルの取組について学ぶ環境教育を推進してまいります。

増加する空き家については、安全な住環境を守り、景観を改善し、関係人口や移住など新たなまちの活用につなげるため、空き家の利活用や空き家解体後の住宅建築について補助制度の拡充を検討してまいります。

経済の分野では、志布志港を核とした物流と貿易、商工観光・農林水産業の振興と高付加価値化、企業誘致、そして関係人口や移住による人材循環政策について、本市の「成長戦略」として取り組んでまいります。

「経済」の政策の一つ目は、物流・貿易・企業誘致による成長基盤の強化です。

本市の最大の強みである志布志港の港湾計画が32年ぶりに改訂されたこと、都城志布志道路の全線開通や東九州自動車道の延伸は、物流・貿易拡大の千載一遇のチャンスであります。交通アクセスの向上という強みを活かした積極的な企業誘致により、新たな産業と若者や女性が地元で働ける魅力的な職場を創出し、市民所得を増やし、経済を力強く循環させる必要があります。

そのため、東アジア、東南アジアに近いという志布志港の地理的優位性や「産直港湾」としての強みを活かし、県内外の食品、農林水産品の輸出増加に向け、ポートセミナーの開催や積極的なPR活動を通じて志布志港の利用を促し、外貿コンテナ取扱貨物量を増やすことで、南九州随一の貿易港としての存在感をさらに高めてまいります。また、令和7年11月に改訂された志布志港港湾計画に基づく志布志港の整備が早期に着工されるよう、要望活動等を推進してまいります。

インター工業団地への企業誘致を積極的に進めるほか、交通アクセスを活かした新たな事業用地の検討を進めるとともに、企業立地促進補助金の交付要件を緩和し、市内外の企業訪問やフェアへの出展を通じて本市の立地環境の優位性や補助金制度をPRし、多様な業種の企業を呼び込むことで、地域経済の活性化を図ってまいります。

人口減少にあらがい、本市の経済を活性化させるためには、若者や女性にとって魅力的で安心して働ける場所の確保と創出が最も効果的だと考えます。そのため、企業誘致の庁内体制を整え、市内企業の設備投資を含めた企業誘致を強力に進めてまいります。

人手不足分野における外国人材の新たな受入制度として、令和9年に開始が予定されている

「育成就労制度」に対応するため、本市で外国人材が安心して働き、暮らせる環境づくりに向けて、雇用事業者へのアンケートなどを通じて課題を把握し、生活支援や多文化共生の取組を事業者の皆様と一体となって強化することで、外国人材にとっても魅力的な「選ばれるまち」を目指してまいります。

「経済」の政策の二つ目は、観光・交流促進による地域活性化です。

にぎわいと活力にあふれる観光地づくりのためには、市民の皆様が自らのまちに誇りを持ち、温かいおもてなしの心で来訪者を迎えることが大切です。そのため、歴史、文化、自然、食といったまだまだ知られていない志布志ならではのすばらしい魅力を一つ一つ丁寧に磨き上げ、多様な切り口や組合せで市内外に力強く発信することで、交流人口の拡大と地域経済の活性化を図る必要があります。

そのため、志布志東部地区エリア基本計画に基づき、歴史的建造物を活用した観光まちづくりを推進するなど、先人たちが守り築いてきた歴史・文化遺産や、志布志湾がもたらす美しい自然景観といった貴重な資源に新たな光を当て、魅力を磨き上げてまいります。そして、訪れる人々はその価値を深く体験できる観光コンテンツとして発信し、交流人口の増加につなげてまいります。

地域通貨の活用や歴史的建造物「山中氏邸」の利活用、多世代交流施設との連携により、商店街のにぎわいを取り戻してまいります。キャッシュレス決済の推進や新たな出店を支援することで、魅力あふれる商店街の再生を目指してまいります。

志布志運動公園体育館への空調設置、有明野球場の改修や多種多様なスポーツ活動を行える環境の整備を進めるほか、サッカーコートがそろそろおかげ公園、テニスコートがそろそろ城山運動公園など、充実したスポーツ環境であることを全国、アジア圏などへも積極的にPRし、年間を通して多くの大会や合宿を誘致することで、交流人口の拡大と地域経済の活性化を図ってまいります。

令和7年3月に策定された志布志港長期構想では、ハード・ソフト面からクルーズ船の受入れについて促進していくこととされました。それに合わせ、本市も、寄港地、観光地及び特産品の産地としての魅力あるツアーを造成し、国内外からの寄港について船会社等への積極的な誘致活動を展開してまいります。

市民や観光客が交流できる新たなにぎわいの拠点を創出するため、地元の新鮮な農産物や特産品を販売することができる物産館の設置を検討してまいります。市内外へ本市の食の魅力を発信するとともに、生産者の所得向上を目指してまいります。

「経済」の政策の三つ目は、農林水産・地域産業の付加価値化です。

本市の経済成長には、経済の根幹をなす農林水産業と、それを支える地域産業全体の「稼ぐ力」の向上が重要となります。

市場ニーズの高い作物のブランド力をさらに高めるほか、国内外に誇れる特産品の生産、加工、販売まで一貫した支援、スマート農業技術の導入促進等により、持続可能な強い農林水産業を確

立することが求められています。

そのため、てん茶や抹茶、ピーマン、ウナギ等の生産拡大など、市場ニーズの高い作物を産地化し、高付加価値化を支援してまいります。スマート農業技術の導入を促進し、省力化と生産性向上を図ることで、新規就農者の確保と「稼げる農業」の実現を目指してまいります。また、畜産については、優良種畜の導入支援をすることにより、農家経営の維持向上を図ってまいります。

農林水産業をはじめとする本市の地域産業の裾野を広げ、多様な担い手が活躍できる、活力ある経済を創出するため、新たな地域資源を発掘し、事業展開を支援してまいります。

企業版ふるさと納税制度を積極的に活用し、本市の地方創生プロジェクトについての新たな財源創出や公民連携を促進してまいります。また、企業との包括連携協定を通じて専門知識やノウハウなどの外部資源を取り入れ、地域課題の解決を加速してまいります。

「経済」の政策の四つ目は、人の流れを呼び込み、定着させる施策です。

人口減少が加速する本市においては、多くの方に「選ばれるまち」、中でも若者や女性に選ばれるまちを目指し、魅力的な職場や仕事、住まい、暮らしをPRして志布志市への新しい人の流れを生み出す「社会増」の施策を戦略的に展開する必要があります。また、交流人口や関係人口の創出・拡大まで、あらゆる角度から地域の未来を担う人材を確保する必要があります。

そのため、移住・交流支援センター「エスプラネード」の機能を強化し、お試して暮らせる新たな移住体験ハウスの整備や民間と連携した空き家活用を進めてまいります。

保育園と連携した一、二週間の「保育園留学」や、「地域高校みらい留学」といった新しい滞在の環境を整え、子育て世代や若者が本市の魅力を経験する機会を創出することで関係人口を増やし、二拠点生活のきっかけをつくり、最終的な移住へとつなげてまいります。

また、都市部の若者や女性が本市で学び体験する機会を創出するため、大学のサテライトキャンパス誘致を推進してまいります。それにより新たな交流を生み出し、将来的な本市への就職や移住へとつなげ、地域の活性化を図ってまいります。

首都圏の拠点である東京駐在所をさらに活用し、首都圏からのふるさと納税を増やし、ふるさと納税をきっかけに本市の魅力を経験する機会を創出することで関係人口を増やし、観光などでの来訪につなげ、将来的な移住へとつなげてまいります。

本市との継続的な関わりを持ち、応援して下さる「関係人口」を増やすため、令和7年4月に締結した住之江区・商船三井さんふらわあとの三者協定を活かした関西圏との交流事業や、ふるさと納税をきっかけとしたファンとのつながりを深め、多様な人材とのネットワークを築き、本市の活性化や二拠点生活などへつなげてまいります。

「経済」の政策の五つ目は、SDGsに基づく包括的まちづくりです。

令和8年度には、本市の最も基本的かつ総合的な指針として10年間の「第3次志布志市総合計画」と5年間の「前期基本計画」を策定し、併せて地方創生を進めるための「第3期総合戦略」を策定しますが、基本計画や総合戦略の全ての施策をSDGsに基づく「持続可能性」という軸で貫き、両計画に基づいた包括的なまちづくりを推進してまいります。

令和7年7月に国より「SDGs 未来都市」として選定を受けたことを追い風にして、本市の環境を守る取組が経済的な豊かさにつながり、それが市民の皆様の暮らしやすさを向上させるといった「経済・社会・環境」の好循環を生み出す、脱炭素社会の実現に向けた挑戦を加速させてまいります。また、地球温暖化対策は、未来の世代に対する私たちの責任であり、「ゼロカーボンシティ宣言」を行った本市としては、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、市民、事業者、行政が一体となってさらに「5R」を推進し、再生可能エネルギーの導入や省エネ化を進めてまいります。

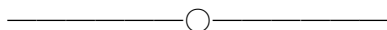
本市のリサイクル推進やごみの減量による循環型社会構築の取組を「環境に優しいまち」としてPRし、さらなる地域イメージの向上につなげることで、新たな企業誘致や投資を呼び込み、持続可能な経済成長を目指してまいります。

断熱・遮熱塗料といった省エネ技術については、国の補助制度を活用した家庭や企業等への導入を支援し、脱炭素化とコスト削減を後押ししてまいります。また、ペロブスカイト太陽電池等の次世代エネルギー技術の導入など、環境と経済を両立させるGX（グリーン・トランスフォーメーション）の新技术を積極的に検討し、その導入を支援することで、新たな経済モデルを創出してまいります。

本市の財政を持続可能なものとするため、国等の交付金や補助制度を最大限に活用してまいります。また、事業者を対象とした国等の補助制度の情報提供にも努めてまいります。そのため、市職員の情報収集力や補助制度活用のための企画力を高め、国や県との連携を密にしてまいります。また、経年劣化等による公共施設の維持費が増加しているため、削減や統合など個別施設計画に基づく公共施設のマネジメントを強化してまいります。引き続き「入るを量りてずるを制す」を基本方針として、財政事情に鑑みながら、施策の展開を図ってまいります。

ここまで、「暮らしを守る。未来を育てる」と「港が動く、人が動く。志布志市が動く」の二つをキーワードにした市政運営の基本的な考え方を申し述べてまいりました。その具体的な取組につきましては、毎年度の施政方針や予算においてお示しさせていただき、本市が「誰もが安心して暮らせるまち」であること市民の皆様に実感していただけるよう、全ての分野を対象に必要な施策を整えてまいります。

最後になりますが、本市の将来都市像である「未来へ躍動する創造都市 志布志」の実現に向けて、引き続き、市議会議員各位、そして何より市民の皆様の御理解と御協力を心からお願い申し上げます、私の所信とさせていただきます。



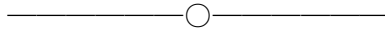
○議長（小野広嗣議員） お諮りします。

日程第12、議案第9号から日程第15、議案第12号まで、以上4件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号から議案第12号までの4件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。



日程第12 議案第9号 志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小野広嗣議員） 日程第12、議案第9号、志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 議案第9号、志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、説明を申し上げます。

本案は、人事院の令和7年度の給与改定に関する勧告に鑑み、議員、市長、副市長及び教育長の期末手当の率の改定を行う必要があるものであります。

内容につきましては、人事院勧告に鑑み、期末手当の率が6月期、12月期で異なっているものを平準化するため、6月期、12月期で同率とするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野広嗣議員） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 討論なしと認めます。

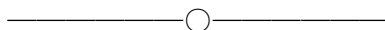
これから採決します。

お諮りします。議案第9号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は、原案のとおり可決することに決定しました。



日程第13 議案第10号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小野広嗣議員） 日程第13、議案第10号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 議案第10号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、説明を申し上げます。

本案は、人事院の令和7年度の給与改定に関する勧告に鑑み、一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の率の改定を行うものであります。

内容につきましては、人事院勧告に鑑み、期末手当及び勤勉手当の率が6月期、12月期で異なっているものを平準化するため、6月期、12月期で同率とするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野広嗣議員） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第10号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第14 議案第11号 志布志市技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例及び志布志市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小野広嗣議員） 日程第14、議案第11号、志布志市技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例及び志布志市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 議案第11号、志布志市技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例及び志布志市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例につきまして、説明を申し上げます。

本案は、志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第3条に規定する扶養手当に関する経過措置の期限が到来することに伴い、扶養手当の支給対象から配偶者を除く必要があるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総務課長（鮎川勝彦君） 議案第11号について、補足して御説明申し上げます。

まず、令和6年度の人事院勧告に鑑み、令和7年3月定例会において志布志市一般職の職員の給与に関する条例を改正し、扶養手当の配偶者に対する手当について、令和7年度においては減額し、令和8年度から廃止する経過措置を規定したところでございます。そのため、経過措置の期限が到来することに伴い、扶養手当の支給対象者に配偶者を規定している条例から配偶者を除く必要があることから、改正するものでございます。

付議案件説明資料7ページを開きください。

志布志市技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例第4条及び志布志市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条において、扶養親族を規定する各号を改め、扶養親族から配偶者を削るものでございます。

以上で、説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野広嗣議員） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第11号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第15 議案第12号 志布志市消防団条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小野広嗣議員） 日程第15、議案第12号、志布志市消防団条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 議案第12号、志布志市消防団条例の一部を改正する条例の制定について、説明を申し上げます。

本案は、さらなる消防団員の処遇の改善を図るため、消防団員が公務のため、市外に旅行したときの出勤報酬及び費用弁償を支給する措置を講じることとし、当該措置に関する規定を改める必要があるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野広嗣議員） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第12号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○

日程第16 議案第13号 志布志市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小野広嗣議員） 日程第16、議案第13号、志布志市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 議案第13号、志布志市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明申し上げます。

本案は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、情報通信技術を活用した行政の推進に関する基本原則等を規定する措置が講じられたことに鑑み、情報通信技術の活用による行政運営の簡素化及び効率化を推進し、利便性の向上を図るため、関係する規定を改める等の必要があるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野広嗣議員） これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第13号は、総務常任委員会に付託します。

○

○議長（小野広嗣議員） お諮りします。

日程第17、議案第15号から日程第19、議案第16号まで、以上3件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号、議案第14号及び議案第16号の3件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

日程第17 議案第15号 志布志市総合計画審議会条例の制定について

日程第18 議案第14号 志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小野広嗣議員） 日程第17、議案第15号及び日程第18、議案第14号、以上2件については、会議規則第35条の規定により一括議題とします。

提案理由の説明を一括して求めます。

○市長（下平晴行君） 議案第15号、志布志市総合計画審議会条例の制定について、説明申し上げます。

本案は、第3次志布志市総合計画に関する重要事項について調査審議するため、志布志市総合計画審議会を設置することとし、その組織、運営等に関する事項を定める必要があるものであります。

次に、議案第14号、志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明申し上げます。

本案は、志布志市総合計画審議会の設置に伴い、総合計画審議会委員の報酬及び費用弁償の額を定める必要があるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総合政策課長（川上桂一郎君） それでは、議案第15号、志布志市総合計画審議会条例の制定について、補足して説明申し上げます。

第2次志布志市総合振興計画期間が令和8年度で終了することに伴い、令和9年度からの新たなまちづくりの将来像や基本目標など市政の総合的な指針として、第3次志布志市総合計画の策定を予定しているところでございます。今回、その策定に関し、調査審議を行うため、審議会を設置するものでございます。

今回の総合計画策定においては、これまで人口減少、少子高齢化の進む中、様々な分野での成長・拡大路線で策定された計画を国の地方創生10年の振り返りや本市の人口ビジョンを踏まえた上で、本市の魅力を活かした持続的な発展を目指せる10年間の総合計画と5年間の基本計画の策定を行います。

これらを踏まえまして、令和9年度から令和18年度までの10年間を計画期間とする第3次志布志市総合計画に関する重要事項を調査審議するため、志布志市総合計画審議会を設置するものでございます。

それでは、条例の内容につきまして、御説明いたします。

まず、第1条は、志布志市総合計画審議会の設置規定でございます。

審議会では第3次志布志市総合計画に関する重要事項について調査審議することとしているところでございます。

第2条は、組織について規定するものでございます。

審議会は、委員20人以内とし、委員は、公共的団体等に属する者、学識経験のある者及び公募により選任された者で組織するものでございます。

第3条は、会長及び副会長の設置及び選任方法、その職務について規定するものでございます。

第4条は、会議の招集等について規定するものでございます。

第5条は、審議会の庶務の処理について規定するものでございます。

第6条は、審議会の運営に関し必要な事項の審議会への委任について規定するものでございます。

なお、附則において、この条例は、令和8年4月1日から施行し、令和9年3月31日限り、効力を失うものでございます。

以上で、補足説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第14号、志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足して説明申し上げます。

第2次志布志市総合振興計画期間が令和8年度で終了することに伴い、令和9年度からの新たなまちづくりの将来像や基本目標など市政の総合的な指針として、第3次志布志市総合計画の策定を予定しているところでございますが、今回、その策定に関し、調査審議を行うため、志布志市総合計画審議会を新たに設置するもので、当該審議会の委員の報酬及び費用弁償の額を定めるものです。

以上で、補足説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野広嗣議員） これから、一括して質疑を行います。質疑はありますか。

○15番（小園義行議員） 来年の3月までこの総合計画審議会が設置されるわけですけど、どれぐらいの回数で審議会を開かれる計画をされているのですか。

○総合政策課長（川上桂一郎君） 今の時点で、審議会を3回開催するという予定でございます。

○15番（小園義行議員） 総合計画というと、非常に幅が広くて大変だろうと思うんですね。今、3回で十分だというようなことですが、その根拠は、何ですか。

○総合政策課長（川上桂一郎君） この第3次総合計画につきましては、今までの第1次、第2次の総合振興計画を、今回、総合計画というような形で、第1次、第2次につきましては、これまで市町村合併を踏まえて発展、活性化というような観点も重要視して取り組んだところでございました。ただ、今回、国のほうでも地方創生に関するいろいろ戦略等が出てございますので、コンサルタントとかそういったところも、ちょっとこれまでのような取組ではなく、もっと人材とか、そういった市民の幸福度を向上させるような計画というのも盛り込むということで、審議会につきましては3回なのですが、その都度、各分野で一応こちらとスケジュール等を勘案して、今のところは3回で足り得るのかなというような考えでございます。

○議長（小野広嗣議員） ほかに質疑はありますか。

○16番（福重彰史議員） この組織は、20人で組織するというふうになっておりますが、（1）

から（３）とあります。それぞれどのような人数の振り分けにしたいというふうに考えていらっしゃるでしょうか。

○総合政策課長（川上桂一郎君） 条例の可決を受けまして、また審議会の委員の方たちの選定を始めるところなのですが、今のところ、市に関係する様々な分野の産業の団体の代表の方等、また地域の方、あと、教育部局の関係、福祉関係とか、港湾関係、衛生自治会関係とか、消防の関係、あと、市民の一般公募というような形で募集をかけたいということと、また大学の教授というような方も参加をしていただいて、様々な意見をいただきたいというふうに考えているところでございます。

○16番（福重彰史議員） 20人以内ということで、今ありましたように、これからそれぞれが選定されていくんだろうというふうに思います。非常に大事な計画を審議する機関でございますので、この委員の選定が非常に大事になってくるんじゃないかなというふうに思うわけです。その委員の選定に当たっての体制は、どのような体制で臨まれますか。

○総合政策課長（川上桂一郎君） この審議会の庶務につきましては、総合政策課のほうで行いますが、また市長、副市長等とも協議を重ねて、先ほども申し上げましたように、10年後の志布志市という将来像を考えていくというところでもありますので、これまでの第1次、第2次の総合振興計画の委員とはまた違った視点で考えていきたいというふうに思います。そういった参加を求める場合には、関係の所管課と協議等を行って選定していきたいというふうに考えております。

○議長（小野広嗣議員） ほかに質疑はありませんか。

○7番（野村広志議員） 重複するところもありますけれども、少しお聞かせいただければと思います。こういった審議会、非常にやはり行政主導になりやすい構造にあるのかなということをご心配するわけですが、市民の声を本当に拾えるのかどうかというところが一番の課題になるのかなと思います。どうしても行政主導でつくっていくと修正の余地が少ないと、行政がある程度たたき台を出しながら説明をしていくという中で、修正の枠が少ないということも含めながら、市民の声を本当に拾っていくという構成になるのかどうか、それについての考え方というのを少しお示ししていただけますか。

○総合政策課長（川上桂一郎君） 議員御指摘のとおりですね、もっと市民のそういった意見とを取り入れるべきだというふうに、今回私たちも考えておりまして、併せて審議会委員もでございますが、それと同時に総合戦略というのをも策定をしていくというところからも、まち・ひと・しごと創生推進協議会の委員という方たちもいらっしゃいますので、より多くの市民の方の意見を聴いて、まずは、この第2次総合振興計画の効果検証からも入って行って、どのような第3次総合計画を策定していったいいのかというところから、多くの市民の意見を聴けるような体制で臨みたいと考えております。

○7番（野村広志議員） 市民の声が十分に拾えるかということではありますが、総合戦略も一緒に策定するということが説明がありました。形式的なパブリックコメントであったり、そういったことによるものだけではなくて、今、全国の自治体でもよく導入されております市民のワーク

ショップによるものであったりとか、若者の会議ですね、若い方々の声も拾うといった仕組みもいろいろ構築されて、意見を伺いながら市の総合計画の中に反映していくというようなこともあります。そういった手法も今後取れるのであれば、ぜひそういった手法も考えながらこの総合戦略に反映していただければなと思いますが、どうですか。

○総合政策課長（川上桂一郎君） 議員おっしゃるとおり、10年後の将来像というのを今回の計画の中では考えていきます。やはり、若者世代とか、市内でもいろんな活動されている若者、女性がいっぱいいますので、そういった方たちもこの審議会の委員の中に参加をしていただきたいというふうに考えております。そういったところも、今後、人選については、幅広い形で検討させていただきたいというふうに考えております。

○市長（下平晴行君） 今、あらゆる自治体で特定の団体の代表者じゃなくて、今おっしゃったように、抜き打ちで市民に通知するやり方を導入しているところもありますので、今後はそういうことも含めた、やはり市民の声を聴くという部分では、私はそういうのも大事なかなというふうには思っております。今、課長が答えたことについては、そのやり方、今後はそういう本当に市民の声を聴くという取組の在り方も必要ではないのかなというふうには思っているところであります。

○7番（野村広志議員） 今、答弁がありましたので、ぜひそういった方向の考え方を持ってやっていただければなと思っております。

もう1点だけ、総合計画と総合戦略を策定されるということでありましたが、これは、二つの計画、非常に二重構造になりやすいのかなということもすごく懸念をしております。そういったことへの対応と、あと、K P Iも重複しないようにしっかりと精査しながら、行動計画に移していくというようなことに傾けていただければなと思いますが、その点について、お答えいただければと思います。

○総合政策課長（川上桂一郎君） おっしゃるとおり、総合計画においては、10年後の将来像とかそういった形で盛り込みます。総合戦略においては、まず事業実施とか、もちろんK P Iも、その計画では設定をした中での取組というのを盛り込んでいきますので、またそういった整合性というのは取っていききたいというふうに考えております。

○8番（八代 誠議員） ちょっと重複しますが、先ほど3回程度ということだったんですけど、その令和8年度の1年間のどこら辺で3回程度やるんですか。1年間かけて広い範囲でやるんですか、それとも例えば前半で集中的にやりますよとか、そういった会議の工程の考え方について、まずお示してください。

○総合政策課長（川上桂一郎君） まず、手法としては、今回のこの条例の可決をいただきましたら、早速、審議会の委員の選定作業に入らせていただきます。当初予算でもこの策定においての予算は計上しておりますので、そういった関係の企業と連携を図りながら、まずそのスケジュールというの、今の段階では年内までには素案というものを作っていきたいというふうに考えまして、そういったスケジュールを、一緒に計画を策定する企業とも詰めていきたいというふう

に考えております。

○8番（八代 誠議員） この審議会は、1回、2回、3回という形で会議が進んでいきます。そういった会議の会議録は、もちろん公開されると思うのですが、その公開についてされるのか、されないのか。タイムリーな公開というのを望みたいですが、そこら辺について、現段階でどんなふうを考えておられるのかお願いします。

○総合政策課長（川上桂一郎君） この審議会は、条例での審議会という制定をしますので、そういった議事録は、もちろん作成します。また、八代議員がおっしゃるようなタイムリーにそういった情報、進捗状況とかを提供できるときには、したいというふうを考えております。

○議長（小野広嗣議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野広嗣議員） これで質疑を終わります。

これから、議案第15号について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野広嗣議員） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第15号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野広嗣議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は、原案のとおり可決することに決定しました。

これから、議案第14号について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野広嗣議員） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第14号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野広嗣議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第19 議案第16号 志布志市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小野広嗣議員） 日程第19、議案第16号、志布志市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 議案第16号、志布志市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金もしくは進学・就職準備給付金の支給、保護に要する費用の返還または徴収金の徴収に関する事務が準法定事務とされたため、市の独自利用事務から削る必要があるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○福祉課長（山口善央君） それでは、議案第16号、志布志市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足して説明申し上げます。

条例改正の内容につきましては、付議案件説明資料14ページから21ページの新旧対照表を御覧ください。

まず、市の独自利用事務を規定する別表第1から外国人に対する保護の決定等の事務を削るため、別表第1の6の項を削り、7の項から15の項までを1項ずつ繰り上げるものです。

次に、削った項に記載しておりました法令番号を記載するため、別表第2の1の項中、生活保護法の次に「（昭和25年法律第144号）」を加え、利用可能な情報を規定する別表第2から外国人に対する保護の決定等の事務に関するものを削るため、別表第2から6の項を削り、7の項から15項までを1項ずつ繰り上げるものでございます。

また、6の項を削ったことに伴いまして、住登外者の情報の管理に関する事務で利用する情報から、外国人に対する保護の決定等の事務のみで利用する情報を削るものでございます。

なお、この条例の施行日は、令和8年6月14日から施行するものですが、さきの12月定例会において既に可決いただきました志布志市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の施行日が今回の条例の施行日以降となるため、附則第2項で整理を行っております。そのため、附則第2項は、公布の日から施行するものです。

以上で、説明を終わります。よろしく御審議方お願い申し上げます。

○議長（小野広嗣議員） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第16号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで、しばらく昼食のため、休憩します。午後は、1時から再開します。

○

午前11時54分 休憩

午後1時00分 再開

○

○議長（小野広嗣議員） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

○

日程第20 議案第17号 志布志市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小野広嗣議員） 日程第20、議案第17号、志布志市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 議案第17号、志布志市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明申し上げます。

本案は、大隅曾於地区消防組合火災予防条例の一部改正により、林野火災に関する注意報に関する規定が新設されたことに伴い、火入れの中止に係る要件に林野火災に関する注意報を加える必要があるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野広嗣議員） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第17号は、産業建設常任委員会に付託します。

○

○議長（小野広嗣議員） お諮りします。

日程第21、議案第18号及び日程第22、議案第19号、以上2件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号及び議案第19号の2件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

○

日程第21 議案第18号 志布志市営住宅管理条例及び志布志市営単独住宅条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小野広嗣議員） 日程第21、議案第18号、志布志市営住宅管理条例及び志布志市営単独住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 議案第18号、志布志市営住宅管理条例及び志布志市営単独住宅条例の一部を改正する条例の制定について、説明申し上げます。

本案は、志布志市公営住宅等長寿命化計画に基づき、市営住宅及び市営単独住宅の一部の供用を廃止する必要があるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○建設課長（富岡 裕君） 議案第18号、志布志市営住宅管理条例及び志布志市営単独住宅条例の一部を改正する条例の制定について、補足して説明申し上げます。

本案は、市営住宅の施設の老朽化に伴い、若浜住宅の一部、吉村住宅及び第2押切住宅の供用を廃止するものであります。

また、市営単独住宅さくら団地716号を譲渡するため、市営単独住宅の供用を廃止するものであります。

それでは、付議案件説明資料の24ページをお開きください。

志布志市営住宅管理条例別表第3条関係の市営住宅から、若浜住宅の一部「志布志市志布志町安楽192番地5」を削除し、「吉村住宅」及び「第2押切住宅」を削除するものです。

志布志市営単独住宅条例別表第2条、第14条関係の市営単独住宅から「さくら団地716号」を削除するものです。

以上で、補足説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野広嗣議員） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

○15番（小園義行議員） 松山地域のさくら団地、これは、先ほど課長のほうで売却したという表現がちょっとあったんですけど、そういった手続を経て、こういう形で削除になっているのですか。

○建設課長（富岡 裕君） お答えします。

今、まだ売却はしておりません。まずは、譲渡をするということで、建物の用途を廃止するという形で、今回提案をさせていただいたところです。

[何言か呼ぶ者あり]

○建設課長（富岡 裕君） 私、売却と言っていないです、譲渡するというふうに言っています。まだ売却はしてないです。まず、今回議案を提出しまして可決になってから用途廃止して、改めて契約となる形になります。

○議長（小野広嗣議員） ほかに質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第18号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は、原案のとおり可決することに決定しました。



日程第22 議案第19号 志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小野広嗣議員） 日程第22、議案第19号、志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 議案第19号、志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、説明申し上げます。

本案は、農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴い、農業経営基盤強化促進法による不動産登記に関する政令が廃止されたため、手数料を徴収する事務から農業経営基盤強化促進法第21条の規定による所有権移転に係る嘱託登記に関する事務を削る必要があるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野広嗣議員） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第19号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は、原案のとおり可決することに決定しました。



日程第23 議案第20号 志布志市過疎地域持続的発展計画の策定について

○議長（小野広嗣議員） 日程第23、議案第20号、志布志市過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 議案第20号、志布志市過疎地域持続的発展計画の策定について、説明申し上げます。

本案は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、本市の持続的発展に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、志布志市過疎地域持続的発展計画の策定について、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野広嗣議員） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野広嗣議員） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第20号は、総務常任委員会に付託します。



日程第24 議案第21号 薬科休日急患診療事業に関する事務の委託について

○議長（小野広嗣議員） 日程第24、議案第21号、薬科休日急患診療事業に関する事務の委託についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 議案第21号、薬科休日急患診療事業に関する事務の委託について、説明申し上げます。

本案は、都城市に薬科休日急患診療事業に関する事務を委託するため、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野広嗣議員） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野広嗣議員） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第21号は、文教厚生常任委員会に付託します。



日程第25 議案第22号 市道路線の認定について

○議長（小野広嗣議員） 日程第25、議案第22号、市道路線の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 議案第22号、市道路線の認定について、説明申し上げます。

本案は、県から引継ぎを受けた路線について、路線の整理を図り、もって地方開発及び産業振興に資するため、市道の路線を認定する必要があるので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野広嗣議員） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野広嗣議員） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第22号は、産業建設常任委員会に付託します。



日程第26 議案第23号 令和8年度志布志市一般会計予算

○議長（小野広嗣議員） 日程第26、議案第23号、令和8年度志布志市一般会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 議案第23号、令和8年度志布志市一般会計予算について、説明申し上げます。

本案は、令和8年度志布志市一般会計予算を調製したもので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものであります。

令和8年度志布志市の一般会計の予算は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ308億円と定めるものであります。

前年度と比較しますと、10億円、3.4%の増となり、過去最高の予算規模となったところであります。

これは、骨格予算ではありますが、強い農業づくり総合支援交付金事業、林業・木材産業構造改革事業等の国庫補助事業による普通建設事業、人件費、扶助費の増額が主な要因となっております。

本市の財政状況は、増加している人件費や扶助費などの義務的な経費に加え、合併特例事業債の活用期限が本年度で終了する中で、公共施設等の老朽化により、大規模改修、修繕等に多額の経費が必要となることから、厳しい財政運営が続くと予想されます。

このことを踏まえた上で、令和8年度の当初予算編成に当たりましては、骨格予算ではありますが、第2次志布志市総合振興計画及び後期基本計画の最終年度となることから、後期基本計画で定めた目標人口2万8,500人の確保に資する移住施策など人口増につながる事業は継続しつつ、社会減への対策に必要な予算を措置しました。

それでは、令和8年度当初予算について、説明いたします。

予算書は8ページ、予算説明資料は3ページをお開きください。

第2表、債務負担行為につきましては、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為ができる事項、期間及び限度額を定め、鹿児島県議会議員選挙のほか6件で、限度額を総額で2億7,873万8,000円と定めるものであります。

予算書は、9ページになります。

第3表、地方債につきましては、総額で17億3,950万円を限度額とするものであります。

それでは、歳入予算の主なものにつきまして、説明を申し上げます。

予算書は10ページ、予算説明資料は1ページをお開きください。

事項別明細書の歳入ですが、まず、自主財源の柱となる1款、市税は、市民の所得向上による個人市民税や、大型の病院建設等による固定資産税の増額により、4.2%増の39億1,384万6,000

円計上するものであります。

11款、地方交付税は、国の定める地方財政計画や本年度の交付実績を勘案し、64億4,000万円計上するものであります。

15款、国庫支出金は、地域未来交付金や公立学校施設整備費国庫負担金の減額により、4.8%減の35億170万6,000円計上するものであります。

16款、県支出金は、強い農業づくり総合支援交付金、林業・木材産業構造改革事業等の増額等により、47.9%増の44億1,524万3,000円計上するものであります。

18款、寄附金は、令和7年度と同額の30億1,000万1,000円計上するものであります。

19款、繰入金は、財源調整として財政調整基金を増額したこと等により、2.8%増の61億1,706万3,000円計上するものであります。

予算書は、11ページをお開きください。

22款、市債は、過疎対策事業債、脱炭素化推進事業債、公共事業等債等、21.7%減の17億3,950万円計上するものであります。

次に、歳出予算について、目的別に御説明申し上げます。

予算書は、12ページになります。

1 款、議会費は、5.3%減の1億6,475万7,000円計上するものであります。

2 款、総務費は、8.3%減の65億1,989万6,000円計上するものであります。

3 款、民生費は、5.3%増の83億792万5,000円計上するものであります。

4 款、衛生費は、3.4%増の14億9,906万5,000円計上するものであります。

6 款、農林水産業費は、50.0%増の38億6,101万6,000円計上するものであります。

7 款、商工費は、10.3%減の26億3,703万6,000円計上するものであります。

8 款、土木費は、4.0%減の14億4,045万円計上するものであります。

9 款、消防費は、2.4%減の6億7,936万円計上するものであります。

10款、教育費は、11.7%増の34億891万円計上するものであります。

このほか、11款、災害復旧費に1,141万7,000円、12款、公債費に22億3,016万8,000円、14款、予備費に4,000万円、それぞれ計上するものであります。

それでは、それぞれの予算の内容について、主な事業を説明してまいります。

予算書は68ページ、予算説明資料は24ページでございますが、2款、総務費、1項、総務管理費、4目、企画費は、第3次志布志市総合計画及び第3次志布志市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定を機に、若者の流出に歯止めをかけ、地域内に人材が循環することを目指し、計画策定の段階から「つなぐ、育てる、見せる、回す（PDCA）」をキーワードに計画・人・事業をつなぐ総合マネジメント業務として実施する地方創生推進事業を6,550万5,000円計上するものであります。

説明資料は、25ページでございますが、多世代交流を目的として、屋内遊具やコミュニティスペース、コワーキングスペース等を整備し、子育て世代を中心に多くの世代が交わる新たな施設

とするため、多世代交流施設事業を1億5,550万3,000円計上するものであります。

予算書は91ページ、予算説明資料は104ページでございますが、3款、民生費、2項、児童福祉費、4目、保育所費は、保護者の就労状況等にかかわらず、0歳6か月から2歳の子供が保育所などで同世代の子供と関わる機会を提供するなど、子供の良質な生育環境を整備するとともに、保護者にはリフレッシュや孤立解消のサポートを行う乳児等通園支援事業を498万円計上するものであります。

予算書は97ページから98ページにかけて、予算説明資料は96ページでございますが、4款、衛生費、1項、保健衛生費、1目、保健衛生総務費は、本年4月に小児科を診療科とする医療機関を開設する者に対し、地域における医療体制の構築を推進するため、補助金を交付し、経営の安定化に寄与するとともに、小児科学分野において人材を確保し、地域医療の充実に向けた取組に対する寄附を行う小児科開設支援事業を1,500万円計上するものであります。

予算書は102ページ、予算説明資料は67ページでございますが、2項、清掃費、2目、塵芥処理費は、市内の環境パトロールや、家庭のごみ出しや分別に支障を来している高齢者、心身障害者等の負担を軽減し、市民サービス向上やごみの適正処理を図り、生活環境の保全、公衆衛生の向上に努めるため、環境パトロール・ごみ出し困難者対策事業を952万9,000円計上するものであります。

予算書は108ページ、予算説明資料は119ページでございますが、6款、農林水産業費、1項、農業費、5目、茶業振興費は、海外での抹茶需要のさらなる拡大を受け、不足する抹茶加工施設を新設し、抹茶の生産と販売の拡大に取り組み、産地の付加価値向上と維持拡大を図るため、強い農業づくり総合支援交付金事業を8億5,061万1,000円計上するものであります。

予算書は115ページ、予算説明資料は132ページでございますが、2項、林業費、2目、林業振興費は、林業の持続的かつ健全な発展と需要構造の変化に対応した林産物の供給・利用の確保を強力に推進する観点から、大規模木材加工流通施設の整備等による林産物の加工・流通についてのコスト低減等、木材産業の構造改革を推進する林業・木材産業構造改革事業を6億1,177万2,000円計上するものであります。

予算書は120ページから122ページにかけて、予算説明資料は52ページでございますが、7款、商工費、1項、商工費、3目、観光費は、ふるさと納税の寄附者に対し、感謝の気持ちと本市地場産品PRを目的に寄附金額に応じた地場産品を発送し、本市への応援者を募るふるさと納税推進事業を16億3,907万4,000円計上するものであります。

予算書は122ページから123ページにかけて、説明資料は44ページでございますが、4目、港湾振興費は、志布志港のイメージアップを図るため、志布志港内の景観維持のための緑地管理を行うとともに、志布志港において、人流・交流の機会創出を図り、にぎわい創出のため「釣り文化振興モデル港」としての取組を推進する市民が親しむ港づくり推進事業を1,105万円計上するものであります。

予算書は127ページから128ページにかけて、予算説明資料は137ページでございますが、8款、

土木費、2項、道路橋りょう費、3目、道路新設改良費は、社会資本整備総合交付金等を活用して市道の整備を行うことにより、利便性の向上を図り、産業の振興及び市民の安全で快適な通行を確保するため、道路新設改良事業を3億895万7,000円計上するものであります。

予算書は132ページ、予算説明資料は140ページでございますが、5項、都市計画費、2目、公園費は、志布志駅や商業施設に隣接する大浜緑地において、年齢や世代、障害の有無などにかかわらず、全ての人が集まる公園を目指し、遊具及び市民や観光客などが集まる拠点施設を新設し、にぎわい創出の場とするため、志布志駅周辺公園賑わい創出事業を1億1,000万円計上するものであります。

予算書は136ページから137ページにかけて、予算説明資料は16ページでございますが、9款、消防費、1項、消防費、4目、災害対策費は、各種防災対策に関する計画の作成及び更新、避難対策の実施、災害時備蓄品の整備、防災訓練の実施等により、防災・減災対策の推進を図る災害対策事業を2,587万6,000円計上するものであります。

予算書の145ページ、予算説明資料は144ページでございますが、10款、教育費、3項、中学校費、3目、学校建設費は、松山地域の小学校3校及び中学校1校を再編し、新たに義務教育学校を設置するため、学校施設の適正な配置及び整備に必要な計画を策定したことから、整備に向けた実施設計を行う松山地域義務教育学校整備事業を3,006万5,000円計上するものであります。

予算書は157ページ、予算説明資料は150ページでございますが、5項、保健体育費、3目、学校給食センター費は、児童生徒を養育している世帯の学校給食費を全額補助することで、保護者の経済的負担を軽減し、安心して子育てができるよう支援を行う学校給食費無償化事業を1億4,208万7,000円計上するものであります。

以上が令和8年度志布志市一般会計当初予算の主な内容であります。

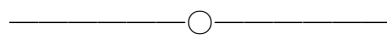
よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野広嗣議員） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第23号は、予算常任委員会に付託します。



日程第27 議案第24号 令和8年度志布志市国民健康保険特別会計予算

○議長（小野広嗣議員） 日程第27、議案第24号、令和8年度志布志市国民健康保険特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 議案第24号、令和8年度国民健康保険特別会計予算につきまして、説明を申し上げます。

本案は、令和8年度志布志市国民健康保険特別会計予算を調製しましたので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものであります。

令和8年度志布志市国民健康保険特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ42億5,034万円となり、前年度と比較しますと、3億4,082万4,000円、7.4%の減となっております。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして、説明を申し上げます。

予算書の175ページをお開きください。

歳入の国民健康保険税は、6億4,100万円計上しております。

177ページをお開きください。

歳入の県支出金の県補助金は、保険給付費等交付金を32億3,135万6,000円計上しております。

179ページをお開きください。

歳入の繰入金は、一般会計繰入金を2億9,835万7,000円計上しております。

189ページをお開きください。

歳出の保険給付費は、療養諸費を26億8,120万円、190ページの高額療養費を4億6,045万円、192ページの出産育児諸費を1,500万7,000円、それぞれ計上しております。

なお、審査支払手数料、出産育児一時金、葬祭費を除く保険給付費の総額は、歳入の県支出金の保険給付費等交付金の普通交付金と同額になるものであります。

195ページをお開きください。

県が負担する保険給付費等交付金の交付に要する費用、その他の国民健康保険事業に要する費用に充てるため、県に納付する国民健康保険事業費納付金につきましては、医療給付費分を6億4,898万6,000円、196ページの後期高齢者支援金等分を2億2,132万5,000円、197ページの介護納付金分を6,778万3,000円、198ページの子ども・子育て支援納付金分を1,995万5,000円、それぞれ計上しております。

199ページをお開きください。

歳出の保健事業費は、特定健康診査等事業費を4,020万9,000円、200ページの疾病予防費を929万1,000円、それぞれ計上しております。

203ページをお開きください。

歳出の公債費の財政安定化基金償還金は、1,666万8,000円計上しております。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野広嗣議員） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野広嗣議員） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第24号は、文教厚生常任委員会に付託します。



日程第28 議案第25号 令和8年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算

○議長（小野広嗣議員） 日程第28、議案第25号、令和8年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 議案第25号、令和8年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算につきまして、説明を申し上げます。

本案は、令和8年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算を調製しましたので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものであります。

令和8年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億7,108万1,000円となり、前年度と比較しますと、4,886万4,000円、9.4%の増となっております。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして、説明を申し上げます。

予算書の213ページをお開きください。

歳入の後期高齢者医療保険料は、3億5,169万円計上しております。

215ページをお開きください。

歳入の繰入金は、保険基盤安定繰入金を2億1,418万8,000円、事務費繰入金を214万5,000円、それぞれ計上しております。

222ページをお開きください。

歳入の広域連合納付金は、共同事業負担金を5億6,548万8,000円計上しております。

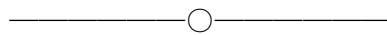
よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野広嗣議員） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第25号は、文教厚生常任委員会に付託します。



日程第29 議案第26号 令和8年度志布志市介護保険特別会計予算

○議長（小野広嗣議員） 日程第29、議案第26号、令和8年度志布志市介護保険特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 議案第26号、令和8年度志布志市介護保険特別会計予算につきまして、説明を申し上げます。

本案は、令和8年度志布志市介護保険特別会計予算を調製しましたので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものであります。

令和8年度志布志市介護保険特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ40億855万円となり、前年度と比較しますと、1,085万8,000円、0.3%の増となっております。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして、説明を申し上げます。

予算書の232ページをお開きください。

歳入の保険料の介護保険料は、第1号被保険者保険料を7億930万円計上しております。

234ページをお開きください。

歳入の国庫支出金は、保険給付に対する国の負担金を6億7,029万円、235ページの調整交付金、

地域支援事業交付金、保険者機能強化推進交付金等を3億2,943万6,000円、それぞれ計上しております。

236ページをお開きください。

歳入の支払基金交付金は、介護給付費及び地域支援事業に対する第2号被保険者の負担分を10億5,074万4,000円計上しております。

237ページをお開きください。

歳入の県支出金は、保険給付に対する県の負担金を5億7,452万8,000円、238ページの地域支援事業交付金等を1,159万8,000円、それぞれ計上しております。

239ページをお開きください。

歳入の繰入金金は、介護給付費及び地域支援事業に対する市の負担分、低所得者保険料軽減事業及び事務費の一般会計繰入金を5億5,037万1,000円、240ページの介護給付費準備基金繰入金を5,000万円計上しております。

247ページ及び248ページをお開きください。

歳出の保険給付費は、要介護1から5までの認定を受けている方の給付費である介護サービス等諸費を34億6,550万円、249ページ及び250ページの要支援1または2の認定を受けている方の給付費である介護予防サービス等諸費を7,520万円、251ページのその他諸費の審査支払手数料を300万円、252ページの自己負担額が一定額を超えた場合に支給する高額介護サービス等費を1億1,030万円、253ページの介護及び医療の両方を利用した自己負担額が一定額を超えた場合に支給する高額医療合算介護サービス等費を1,540万円、254ページの介護保険施設等における居住費や食費の自己負担の所得に応じて上限を超える部分を給付する特定入所者介護サービス等費を1億6,080万円、それぞれ計上しております。

257ページをお開きください。

地域支援事業費は、重度の要介護者を介護している家族等に介護用品券を支給する家族介護継続支援事業、見守りの必要な方の配食支援事業、認知症総合支援事業、在宅医療・介護連携推進事業等に関する包括的支援事業・任意事業費を2,160万8,000円、258ページの要支援者等の訪問型及び通所型サービス事業費や、介護予防ケアマネジメント作成に関する介護予防・生活支援サービス事業費を5,269万3,000円、それぞれ計上しております。

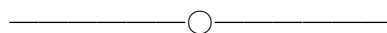
よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野広嗣議員） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野広嗣議員） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第26号は、文教厚生常任委員会に付託します。



日程第30 議案第27号 令和8年度志布志市国民宿舎特別会計予算

○議長（小野広嗣議員） 日程第30、議案第27号、令和8年度志布志市国民宿舎特別会計予算を

議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 議案第27号、令和8年度志布志市国民宿舎特別会計予算につきまして、説明を申し上げます。

本案は、令和8年度志布志市国民宿舎特別会計予算を調製しましたので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものであります。

令和8年度志布志市国民宿舎特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,788万1,000円となり、前年度と比較しますと、7,300万3,000円、約55.8%の減となっております。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして、説明を申し上げます。

予算書の269ページをお開きください。

歳入の公営企業収入は、指定管理者からの納入金を10万円計上しております。

271ページをお開きください。

歳入の繰入金は、一般会計繰入金を5,775万3,000円計上しております。

274ページをお開きください。

歳出の管理費は、国民宿舎の維持管理に関する経費を4,523万1,000円計上しております。

275ページを御覧ください。

歳出の公債費は、地方債の元利償還金を1,215万円計上しております。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野広嗣議員） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第27号は、産業建設常任委員会に付託します。

—————○—————

日程第31 議案第28号 令和8年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算

○議長（小野広嗣議員） 日程第31、議案第28号、令和8年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 議案第28号、令和8年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算につきまして、説明を申し上げます。

本案は、令和8年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算を調製しましたので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものであります。

令和8年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億5,227万2,000円となり、前年度と比較しますと、2億4,513万8,000円、35.1%の減となっております。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして、説明を申し上げます。

予算書の280ページをお開きください。

第2表の地方債につきましては、地域開発事業債の限度額を2億420万円としております。

予算書の283ページをお開きください。

歳入の繰入金は、一般会計繰入金を141万3,000円、284ページの工業団地整備事業積立基金繰入金を2億4,355万円、285ページの市債は、地域開発事業債を2億420万円、それぞれ計上しております。

290ページをお開きください。

歳出の事業費は、インター工業団地等の整備等に係る委託料を1,320万円、造成等に係る工事請負費を1億9,100万円計上しております。

291ページを御覧ください。

歳出の公債費は、地方債の元利償還金を2億4,427万円計上しております。

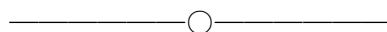
よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野広嗣議員） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第28号は、総務常任委員会に付託します。



日程第32 議案第29号 令和8年度志布志市水道事業会計予算

○議長（小野広嗣議員） 日程第32、議案第29号、令和8年度志布志市水道事業会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 議案第29号、令和8年度志布志市水道事業会計予算につきまして、説明を申し上げます。

本案は、志布志市水道事業が作成しました予算の原案に基づき、令和8年度志布志市水道事業会計予算を調製しましたので、地方公営企業法第24条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものであります。

令和8年度志布志市水道事業会計予算につきましては、サービス提供の対価である水道料金を主体とする収益的収入として、水道事業収益を5億9,690万8,000円計上し、サービス提供に係る費用である収益的支出として、水道事業費用を5億5,109万6,000円計上するものであります。

資本的収入につきましては、総額8,000万1,000円計上し、資本的支出につきましては、国庫補助事業を活用した坪山配水池の敷地造成及び配水池周辺の配管整備を実施し、その他、老朽管更新及び耐震化対策による布設替えに係る費用として4億2,294万2,000円計上するものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3億4,294万1,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額等の内部留保資金で補填するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野広嗣議員） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第29号は、産業建設常任委員会に付託します。

○

日程第33 議案第30号 令和8年度志布志市農業集落排水事業会計予算

○議長（小野広嗣議員） 日程第33、議案第30号、令和8年度志布志市農業集落排水事業会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 議案第30号、令和8年度志布志市農業集落排水事業会計予算につきまして、説明を申し上げます。

本案は、志布志市農業集落排水事業が作成しました予算の原案に基づき、令和8年度志布志市農業集落排水事業会計予算を調製しましたので、地方公営企業法第24条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものであります。

令和8年度志布志市農業集落排水事業会計予算につきましては、農業集落排水施設使用料を主体とする収益的収入として、農業集落排水事業収益を2億8,792万6,000円計上し、収益的支出として、農業集落排水事業費用を2億6,863万6,000円計上するものであります。

資本的収入につきましては、総額8,823万8,000円計上し、資本的支出につきましては、建設改良及び企業債償還金に係る費用として1億9,188万6,000円計上するものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億364万8,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度並びに過年度分損益勘定留保資金及び減債積立金で補填するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野広嗣議員） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第30号は、文教厚生常任委員会に付託します。

○

○議長（小野広嗣議員） お諮りします。

日程第34、諮問第1号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

○

日程第34 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（小野広嗣議員） 日程第34、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして、説明を申し上げます。

本案は、令和8年6月30日をもって任期が満了する小窪久美子氏を引き続き人権擁護委員に推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

小窪久美子氏の略歴につきましては、説明資料の30ページ及び31ページを御覧ください。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野広嗣議員） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。諮問第1号は、適任とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号は、適任とすることに決定しました。

ここで、しばらく休憩します。

○

午後1時50分 休憩

午後1時51分 再開

○

○議長（小野広嗣議員） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

○

○議長（小野広嗣議員） 日程第35、発議第2号については、委員会提出の議案ですので、会議規則第37条第2項の規定により、委員会への付託を省略します。

○

日程第35 発議第2号 志布志市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

○議長（小野広嗣議員） 日程第35、発議第2号、志布志市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてを議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

○**議会運営委員長（小園義行議員）** ただいま議題となりました発議第2号、志布志市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について、趣旨説明を申し上げます。

提出の理由は、地方自治法の一部改正に伴い、地方公共団体の議会の議員に係る請負に関する規制における請負の定義の明確化及び議員個人による請負に関する規制の緩和をする措置が講じられたため、市に対し請負をする者である議員が、当該請負の対価として各会計年度に支払いを受けた金銭の総額、請負の概要等一定の事項を議長に報告し、当該報告の内容を議長が公表することとする等、議員個人による請負の状況の透明性を確保するための取組を行う必要があるものであります。

条例の主な内容であります。第1条は、この条例の目的、第2条は、前会計年度中に市と請負をした議員は、議長に対し、請負の状況を報告しなければならないこと、第3条は、議長は、請負の状況の報告の一覧を作成するとともに、公表しなければならないこと、第4条は、報告及び訂正の保存及び閲覧等について、第5条は、条例の施行に関し必要な事項は、議長が定めることを定めるものです。

最後に、附則として、この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日に始まる会計年度における請負から適用するものであります。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。趣旨説明といたします。

○**議長（小野広嗣議員）** これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**議長（小野広嗣議員）** 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**議長（小野広嗣議員）** 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。発議第2号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○**議長（小野広嗣議員）** 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

○**議長（小野広嗣議員）** 以上で、本日の日程は、終了しました。

明日は、午前10時から本会議を開きます。

日程は、一般質問です。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

午後1時55分散会

令和8年第1回志布志市議会定例会会議録（第2号）

期日：令和8年3月6日（金曜日）午前10時00分

場所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 一般質問

野村 広 志

八代 誠

稲付 洋 平

小園 義 行

持留 忠 義

永田 梓

出席議員氏名（15名）

1 番 川 崎 桃 子	2 番 年 見 明 浩
4 番 栢 山 晋 司	5 番 稻 付 洋 平
6 番 青 山 浩 二	7 番 野 村 広 志
8 番 八 代 誠	9 番 小 辻 一 海
10 番 持 留 忠 義	11 番 平 野 栄 作
12 番 鶴 迫 京 子	13 番 小 野 広 嗣
14 番 東 宏 二	15 番 小 園 義 行
16 番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（1名）

3 番 永 田 梓

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長	下 平 晴 行	副 市 長	溝 口 猛
教 育 長	福 田 裕 生	総 務 課 長	鮎 川 勝 彦
財 務 課 長	坂 元 正 知	総合政策課長	川 上 桂 一 郎
コミュニティ推進課長	五 代 千 加 子	みなと振興課長	木 村 勝 志
シティセールス課長	大 迫 秀 治	税 務 課 長	藤 後 広 幸
市民環境課長	村 山 睦	福 祉 課 長	山 口 善 央
健康長寿課長	富 重 隆 之	こども子育て課長	若 松 利 広
農政畜産課長	萩 迫 和 彦	耕地林務課長	得 丸 八 郎
建 設 課 長	富 岡 裕	松山支所長兼 総務市民課長	折 田 孝 幸
有明支所長兼 地域振興課長	大 口 秀 昭	水 道 課 長	萩 原 政 彦
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	濱 田 茂	農 業 委 員 会 事 務 局 長	高 野 利 彦
教 育 総 務 課 長	児 玉 雅 史	学 校 教 育 課 長	淀 修 司
生 涯 学 習 課 長	河 野 尚 仁	危 機 管 理 監	黒 川 晃
畜 産 振 興 監	藤 野 博 三		

議会事務局職員出席者

事 務 局 長	和 佐 浩 教	サブリーダー	前 田 範 雄
サブリーダー	上 野 健 太 郎	主 幹	畑 山 浩 一 郎

午前10時00分 開議

○議長（小野広嗣議員） これから、本日の会議を開きます。



日程第1 一般質問

○議長（小野広嗣議員） 日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、7番、野村広志議員の一般質問を許可します。

○7番（野村広志議員） 改めまして、おはようございます。志みらいの野村広志であります。まずもって、今回、厳しい選挙戦を経て、市長におかれましても、また、新しい方もいらっしゃると思いますが、私どもにおいても、4年に一度という厳しい選挙戦という洗礼を受けて、再びこの場に立たせていただきました。私自身、選挙期間中、市民の皆様から多くの御意見や御要望、また志布志市へ期待する声や、時には厳しい声も伺いました。市長におかれましては、さらに多くの市民の声をお聞きになり、市民の切実な生の声が届いているものと拝察するところであります。そこで、今回、そういった声を踏まえつつ、ネガティブではなく、前向きで発展性、将来性のあるポジティブな市民の声を軸にしながら、所信表明について方向性をお聞きしてまいりたいと思います。今回、10項目通告をしています。大変多ございますが、リズムよくまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

では、早速まいります。市長は、「全ての市民が誰一人取り残されることなく、安心して暮らせる持続可能なまちを目指す」と述べられています。大変理念的で包括的な表現である一方、抽象的にも受け止められやすい内容ではなかろうかなと感じています。選挙戦を通じて多くの市民の声を直接受け止められた今、市長の中にはより具体的な施策のイメージが描かれているのではないかと思います。そこで、お尋ねいたしますが、この4年間で市長が必ず成し遂げたいとお考えになっていらっしゃる具体的な施策、あるいは重点的に取り組みたいと思っている分野について、まずはお聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 野村議員の御質問にお答えします。

これまで様々な機会を通じて市民から寄せられた声を真摯に受け止め、それを市政へ反映するためには、一つ一つ丁寧に検討を行い、幅広い視点から施策へ転換していくことが求められています。そこで、この4年間では、「暮らしを守る、未来を育てる」と「港が動く、人が動く、志布志市が動く」の二つをキーワードとして、「暮らし」と「経済」の両面で、本市の持続可能な発展に向けて取り組んでいきたいというふうに考えています。また、この所信表明については、市民の皆様はその実現を約束した55の施策を表現したものであり、4年間で全てを必ず成し遂げる覚悟であります。本市の持続可能な発展には各施策が等しく重要であり、私が責任を持って4年間で全てを推し進めてまいりたいというふうに考えています。

○7番（野村広志議員） ただいま、市長から「市民の皆様はその実現をお約束した55の施策を表現したもの」と力強く発言がございました。大いに期待をいたすところでありますが、施政方

針の方向性としては、昨日聞かせていただき、おおむね理解をいたすところであります。しかし、市長が掲げられた「誰一人取り残すことのない持続可能なまち」を単なる理念で終わらせず、現実の施策として形にしていくためには、優先順位であるとか、具体性が極めて重要であると考えています。そこで、繰り返しになるかもしれませんが、再度、お尋ねしたいと思います。限られた財源と人的体制の中で、今後4年間、市長として特に重点を置く政策は何なのか、その成果をどのようにして指標で図り、また市民に分かりやすい形で示していくお考えなのか、その点について、お聞かせをいただけますか。

○市長（下平晴行君） 重点的に取り組む施策については、先ほども述べましたとおり、「暮らし」と「経済」であります。「暮らし」については、全ての市民が、年齢、性別、国籍、障害の有無を問わず、安心して生活できるよう暮らしの基盤を強化するため、子育て、医療、教育、福祉、防災・デジタル行政など、日々の生活に最も近い分野に包括的に取り組んでまいります。「経済」については、志布志港を核とした物流と貿易、商工観光・農林水産業の振興と高付加価値化、企業誘致、そして移住や関係人口など、人材循環政策を包括した成長戦略として取り組んでまいります。このような二つの柱を重点施策として進めることで、本市に住む方のウェルビーイングの向上を目指し、それにより引き起こされる社会増を重要な指標として取り組んでまいりたいというふうに考えています。

○7番（野村広志議員） 今、市長のほうから「暮らし」と「経済」という二つの大きな柱の中で御説明いただいたところであります。では、もう1点、お聞きいたします。選挙戦を通して市民から様々な声が寄せられたかと思いますが、市長自身で感じられました早急に対処すべきだなという点、何か課題等を感じられたと、早急にやらなければならないなと思った点があれば、お聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 早急な対応が必要な課題については、継続する物価高騰への対策ではないかというふうに考えています。本市においても、これまで幾度となく対応してまいりましたが、依然として食品やエネルギー価格の高騰が続き、市民生活に大きな負担となっています。特に低所得者世帯や子育て世帯の家計を圧迫していることが、本市においても優先的に取り組むべき課題の一つというふうに考えています。

○7番（野村広志議員） まさに物価高騰というのは喫緊の課題であるなど私も感じています。市民の声はいわば皆様から行政に託された宿題であるのかなと私は考えています。しかし、市民の声、その全てを実現できるものではありませんし、重要なのは、そういった多様な声をいかに取捨選択し、施策としての的確にマッチングさせて、市民サービスの向上へつなげていくのかであります。まさに、市民が行政に期待をするそのことこそ真価が問われているのではないかと感じています。市長におかれましては、重点施策として位置づけられた課題については、速やかに、かつ、丁寧に説明責任を果たしながら、市民生活の向上に着実につなげていただきたいと思います。また、所信表明の中においても、「逃げずに正面から向き合い、市政を力強く前に進める」と覚悟が示されました。その決意には大いに期待を寄せるところでありますが、寄せられ

た市民の声に真摯に向き合い、課題解決に向けて尽力されることを強く期待いたします。

そこで、もう1点、お聞きいたしますが、「人口減少が進む中で持続可能なまちとしていくためには、中心市街地の活性化と各支所を中心とした地域拠点の振興」を両輪として進めることが重要であるとの認識が示されています。これは、さきの議会において、私のほうからも様々質疑させていただきましたが、均等の取れたバランスある地域の活性化が不可欠であるとの御認識が改めて示されたことは、大変意義深いものと受け止めています。そこで、お尋ねいたしますが、各支所を中心とした地域拠点の振興について、現時点で市長が描かれておられる具体的なイメージがあれば、今後の方向性について、お示しをいただけますか。

○市長（下平晴行君） 人口減少が進む中、市民の皆様の生活環境を維持向上させつつ、安心して暮らせる持続可能なまちづくりのためには、商業や港を中心とした都市拠点と自治会や公共施設などが集約された地域生活拠点とが高速道路等でネットワーク化されている、いわゆる「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の考え方がとても重要ではないかというふうに考えています。それぞれの地域拠点の特性を活かした活性化を推進するためには、それぞれの地域の特徴やそこに住む人、人材を十分に把握されている各地域コミュニティ協議会と市が一体となった様々な取組を進めることで活性化が図れるのではないかというふうに考えています。

○7番（野村広志議員） 「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」という言葉も今回の所信表明等でも出てきているようではありますが、バランスのある地域振興について、今後4年間しっかりと取り組んでいただけると受け止めています。そのことについては、市長、そういったことを担保しながら進めていただけるという理解でよろしいですか。

○市長（下平晴行君） そうですね、医療、福祉、そういう産業が集約できて、そして公共交通網等との連携、いわゆるネットワークが必要ではないかというふうに考えていますので、そのような取組をしてまいりたいというふうに考えています。

○7番（野村広志議員） あと、もう1点。「推進に当たっては、庁内横断的な連携による」と、これは、よく使われる言葉であるかと思います。全課で情報を共有しながら進めていくという、本庁主導だけではなくて、各支所間も十分に連携を取りながら進めていくということについて、これは、担保しながらこの施策の推進については当たっていただけるという理解でよろしいですか。

○市長（下平晴行君） 複雑化、多様化する地域課題への対応については、単独の課だけでは解決できない内容が増えてきています。また、庁内で横断的に連携することで、さらに施策の進捗が図られますので、それぞれの課、全ての職員が自分事として様々な課題解決に取り組めるように、私が課長会等を通じてしっかりと指示をしてまいりたいというふうに考えています。

○7番（野村広志議員） ただいま御答弁いただきましたので、全課で情報共有しながらしっかりと丁寧に進めていただけることを確認できたところでもあります。大いに期待申し上げたいなと思います。この点については、進捗を見ながら、またお聞きしてまいりますので、お願いしておきたいと思います。

では、次にまいります。2点目になります。これは、マニフェストでも示されましたが、新たなごみ出しの施策について提案がなされていますので、お聞かせいただきたいと思います。以前から、厳格化されているこの志布志市式のごみ出しルールについては、市民から様々な御意見を伺う機会が我々も非常に多いわけであります。現段階でお示しできる範囲で構いませんので、新たなごみ出しモデルの詳細について、まずお聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 大量生産、大量消費、大量廃棄の時代から、持続可能な発展を望む観点に立ち、平成12年の容器包装リサイクル法をはじめとした循環型社会への移行が国を挙げて推進されてきたところであります。本市におきましても、次世代の子供たちに「美しい地球を次の世代へ」ということを基本にその環境を残すこと目的として、平成11年度から本格的なごみの分別を開始し、現在26品目の分別を行っており、リサイクル可能なものについては、全て分別して排出していただいているところであります。これまで、平成18年度から高齢者や障害者など、ごみ出しに困難を抱える方々を対象にごみ出し困難者対策事業を実施し、令和5年度からはごみ分別困難者対策事業も行っています。今後の新たな施策としては、現行の分別基準を維持しつつ、モデル地区を設置して各家庭まで伺う戸別収集の調査研究を行いたいというふうに考えています。具体的には、現在のごみ出し困難者対策事業では委託業者によるごみ収集と分別を行っていますが、地域コミュニティ協議会等と連携しながら実施できないか、今後、協議を進めてまいりたいというふうに考えています。

○7番（野村広志議員） 検討している内容については、理解をいたしました。では、今回こういった検討を始めることになった経緯について、なぜこういったことを検討するようになったのか、その点について、お示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） 本市では、分別収集を開始して約26年が経過しているところであります。しかしながら、高齢化や人口減少、地域の担い手不足により自治会によるごみ収集の継続が困難な地域や、高齢化等により分別作業が難しくなっている方々も増えてきている状況であります。これまで、令和6年度は有明地域に、令和7年度は志布志地域に循環センターを設置し、資源ごみの出しやすい環境整備に努めてきたところであります。持続可能な社会の実現を目指す観点からは、現行の分別基準を維持しつつ新たな施策を構築することにより、高齢者をはじめとした住民の皆様が快適に生活できる環境を整えるとともに、地域全体のごみ出しの効率化や環境意識の向上にもつなげていきたいというふうに考えているところであります。

○7番（野村広志議員） 市民の声や難儀さを抱えていらっしゃる市民に寄り添った考えに基づいて検討するという事になったかと思われまます。では、改めてお伺いいたしますが、市民の皆さんが最も知りたいのは、いつから、何が、どのように変わっていくのかという具体的な点であります。モデル地区を設置して各家庭まで行う戸別収集ということで調査研究をしたいということで、制度導入に当たっては、詳細な制度設計を早急に行い、変更点を明確に示す必要が重要であると考えています。これまでも、こういったことを進めるに当たり、周知不足により制度の理解が十分に浸透していないなどと感じられる事例が見受けられました。本制度が誰一人取り残さ

れない仕組みとして導入されるのであればですね、なおさら、対象となる市民の大多数に確実に行き渡る周知徹底が不可欠であると考えています。本制度の周知について、どのような方法、スケジュールで実施をし、市民の理解をどのように担保していくお考えなのか、改めてお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 今後、モデル地区を設置し、実際に運用可能な制度へと移行できるように協議を進めてまいりたいというふうに考えています。具体的にいつからと申し上げることはできないところでありますが、できるだけ早急に制度設計を行い、対象となる方々への周知期間も十分に確保しながら、制度の開始に向けてはできるだけ早めに取り組んでまいりたいというふうに考えています。

○7番（野村広志議員） 早急に制度設計ということですので、周知の在り方についてもしっかり取り組んでいただけるようお願いをしていきたいなと思います。

では、一般ごみの固形燃料化に対する取組についてお聞きいたします。これまで進めてこられた「5R」の推進であるとか、環境負荷の低減などの循環経済、いわゆるサーキュラーエコノミーへの移行について前進する取組ではなかろうかと思いますが、そのあたりについての御見解を少しお示しいただけますか。

○市民環境課長（村山 睦君） お答えいたします。

資源の有効活用と廃棄物の削減を目指す経済モデルでありますサーキュラーエコノミーの推進に向けて、固形燃料化の取組を検討しています。この取組は、一般ごみとして排出される中から固形燃料化に適した資源を選別し、その過程で得られるエネルギーを再資源化することにより、資源循環の促進と脱炭素化を図るものでございます。これらを活用した事業を核として、社会・環境・経済の三側面をつなぐ循環経済のサプライチェーンを構築しながら、最終的にはゼロカーボンの実現を目指してまいります。

○7番（野村広志議員） これは、今後示されてくるかと思いますが、一般ごみの固形燃料化については、技術的には確立されているという理解でよろしいですか。

○市民環境課長（村山 睦君） 技術的には取り組めるのではないかとこのところ、そおりサイクルセンター等と協議を進めているところでございます。

○市長（下平晴行君） このことについては、今、実証実験をやっていますので、不可能ではないと。いつの時点でできるかということでは、まだ取組をしている最中ですので、このことについては、対応できるというふうに思っています。

○7番（野村広志議員） 全国の事例等を見ても、取組を進めようとして調査研究しながらやっているところがあるということも承知しています。プラントになるのかどうかということもありますが、やはり費用等もかなりかかるようであります。そういったことまで想定されての提案という形の理解でよろしいですか。

○市長（下平晴行君） いわゆるごみにならないような対応ということで、これを資源として活用していこうという考え方でありますので、経費も含めてしっかりと対応していきたいというふ

うに考えています。

○7番（野村広志議員） では、もう1点、お聞きいたします。環境基本計画策定から5年が経過し、中間の見直しも実施されると思われませんが、こういった取組については、本市だけではなく、ある程度シェアを広げると申しますか、広域で協議をしながら地域全体として方向性を探る必要性があるのかなと私自身は思っています。近隣自治体を含めて包括的に巻き込みながら広域連携を図っていく、そういった考え方について、何らか広域での議論がなされているかどうか、その点について、お聞かせいただけますか。

○市民環境課長（村山 睦君） 環境基本計画は、地域の環境保全や改善のための指針を示すものであり、今年度、国や県、近隣市町の動向を踏まえ、中間見直しを実施したところでございます。ごみ出しに関する具体的な施策につきましては、一般廃棄物の処理基本計画に基づき定めています。また、本市のごみ処理施設の多くは、近隣町と共同で所有、運用しているものであり、分別方法も類似していることから、定期的に包括的な協議を行っているところでございます。さらに、年末には災害廃棄物対策も含めた対応について協議をしたところでございます。また、鹿児島県が主導しますごみ処理広域化・集約化協議会においても、大隅地区における連携について協議が進められているところでございます。

○7番（野村広志議員） 理解いたしました。

では、もう1点、お聞かせください。現在運用されていますごみ分別困難者対策事業で導入されていますごみ袋でございますが、この件について、少し詳細をお聞かせいただけますか。

○市民環境課長（村山 睦君） お答えします。

ごみ分別困難者対策事業を令和5年11月に施行し、家庭ごみの分別に支障を来している高齢者や障害者の負担軽減と安否確認を目的としているものでございます。これにより市民サービスの向上と福祉の推進に資するもので、令和8年2月末時点では、5世帯の5名の方に本制度を利用いただいているところでございます。この制度で利用されているごみ袋については、家庭から排出される生ごみ以外のごみを入れていただいて玄関先に排出する形となり、シルバー人材センターに収集、分別の業務を委託しているところでございます。なお、ごみ出し困難者対策事業については、令和8年2月末時点で、76世帯、81名の方に御利用いただいているところでございます。通常の世帯と同じ形で指定ごみ袋を使った分別方法となっているところでございます。

○7番（野村広志議員） 今回、私どもも選挙戦を通して様々市民の声に触れてまいりました。そういった中には、やはりこのごみの分別処理に難儀をされている市民の方々の声が非常に多いことに驚かされています。そこで、提案でございます。今答弁いただきましたこのごみ分別困難者対策事業で導入されていますごみ袋についてであります。これを少し運用基準を緩和していただいて、使い勝手の良いものに変更できないかと考えています。例えば、一定の年齢の方の使用は誰でも可能にするであるとか、市内での販売店を拡充していくなど対策を講じられないかと考えています。志布志市も高齢化率は年々と上昇しており、高齢者を中心にごみの分別処理に負担を感じておられる市民の方々も多くいらっしゃる現状については、市長のほうでも十分に感じ

ていらっしゃるかと思います。当然、受益者負担の部分は残しながら担保し、この取組と今後の新たなごみ出しのルールなど併せ持った形での制度の変更は、まさに市民目線で、市民に寄り添った優しい施策として受け入れられるものと考えます。検討してみてはどうかと思いますが、市長、御見解をお聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） ごみ分別困難者対策事業用のごみ袋については、市内の店舗での販売を行っていないところであります。事業対象決定者の方に限り、市役所の窓口で販売しています。しかしながら、先ほど申し上げましたとおり、高齢者等を対象とした新たなごみ出し支援策のモデル的な取組として進めてまいりますので、その中でこのことも検討してまいりたいと思います。それと、もう一つは、26品目ですけど、これは、品目をたくさんにすればいいということではないです。ですから、例えば、今、布やダンボールもひもでくくったりしていますが、同じ紙は紙でそうなんです、実際どういう形で使われているのかも含めて、そういうごみが出しやすい体制づくりをしていきたいと考えていますので、検討してまいります。

○7番（野村広志議員） 今、市長から答弁がありましたので、ぜひ、市民に寄り添ったごみ出しの運用が拡充されることを期待申し上げたいなと思います。非常に不便に感じいらっしゃる方が高齢者の中に多くいらっしゃいますし、何らかの事情でごみ分別処理に難儀さを抱えている方々の大きな手助けになるかと思しますので、ぜひとも新たな制度設計において検討していただきますようお願いをしておきたいなと思います。

では、次にまいります。こちらも所信表明で示されておりました市内の公共交通の充実と利便性の向上についてお聞きいたします。「日常の移動手段である『チョイソコしぶし』を、より便利で利用しやすい運行形態へと見直し、また、福祉タクシーを含めて利用者のニーズに合わせて最適化し、誰もが気軽に移動できる公共交通を構築していく」と表明されていますが、まずは、この考え方について、お聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 現在、本市の公共交通は、特に鉄道、路線バス等については、マイカー利用や人口減少、高齢化などにより利用者数が減少しており、これまで路線バスの支援やJR日南線の利用促進などにより維持確保を図っているところであります。また、身近に利用できる公共交通として、AIを活用した事前予約型乗り合い送迎サービス「チョイソコしぶし」を令和2年7月からの実証実験を経て、令和4年4月から市内全域で本格運行しているところであります。そこで、今年度、チョイソコしぶしが運行開始から5年を経過することから、登録いただいている方を対象にアンケートを実施し、現状で満足度の把握、また御意見や御要望をいただいたところであります。なお、今回、令和8年度に地域公共交通計画の見直しを計画していますので、アンケートでの御意見や御要望を踏まえて、市地域公共交通活性化協議会で市内公共交通全体を検討の上、行政、交通事業者、市民が連携し、公共交通機関の利便性の向上、誰もがスムーズに移動できる移動網の形成を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○7番（野村広志議員） この点についても、市民から多くの声が寄せられるところであります。現在、市内の公共交通としては、今ございましたとおり、民間事業者によるバスやタクシーに加

えて、市が外部に委託するなどしてあります福祉タクシーやチョイソコしぶしが運行されています。今回、この運用について、より便利で利用しやすい運行形態の見直しが見直しが示されたところではありますが、まだまだ幾つかの課題があるようございます。そこで、お聞きいたします。まずは、福祉タクシーとチョイソコしぶしの利用者層はどういった世代の方々が多く利用されているのか、また併せて、これは、登録制でございますので、現在何名ほどの登録があるのか、お示しいただければと思います。

○総合政策課長（川上桂一郎君） まず、チョイソコしぶしを所管しています総合政策課のほうで答弁させていただきます。

チョイソコしぶしにつきましては、小学生以上から高齢者までの市民であれば、誰でも利用できるというところございまして、高齢者の方の利用が多いところです。チョイソコしぶしの登録者につきましては、令和8年1月末現在で登録者数1,647名で、年代別の利用者数としては、70歳以上の方が938人でおよそ80%、次に50歳以上から69歳以下の方が165人で14%、49歳以下が65人で6%というような登録状況でございます。

○7番（野村広志議員） チョイソコしぶしはオンデマンド型乗り合い交通で、福祉タクシーは65歳以上で身体に障害があり自動車の運転が困難と認められる方が利用できるというふうになっているようであります。今、それぞれチョイソコしぶしと福祉タクシーとございましたけれども、1便当たりの平均乗車率、乗車数みたいなものが出ていますでしょうか。

○総合政策課長（川上桂一郎君） チョイソコしぶしにつきましては、令和8年1月末現在で2台運行しておりまして、1日平均28人の利用があるところでございます。

○健康長寿課長（富重隆之君） 先ほどの質疑の福祉タクシーの利用者層について、お答えしたいと思います。

福祉タクシーの利用者につきましては、ほとんどの方がチョイソコしぶしと同じように65歳以上の高齢者となっております。登録者数につきましては、同じく令和8年1月末現在での登録者数になりますが、816人となっております。割合といたしましては、65歳未満の方が8人で1%、65歳以上90歳未満につきましては378人で46%、90歳以上が430人で53%となっております。続きまして、福祉タクシーの1日当たりの平均乗車数になりますが、同じく令和8年1月末現在で21人となっております。1日当たりの平均乗車数につきましては、年々減少してきているという状況にあるところでございます。

○7番（野村広志議員） すみません、福祉タクシーは、何台運行されていらっしゃるのでしょうか。

○健康長寿課長（富重隆之君） 福祉タクシーにつきましては、4コースで運行しておりまして、タクシーは、4台で対応しているところでございます。

○7番（野村広志議員） 4台で平均乗車率が21名という捉え方であったかと思えます。理解いたしました。

では、予算についてお伺いします。チョイソコしぶしの運行費1,200万円、運行管理費が1,106万4,000円と提案されています。福祉タクシーにつきましては、委託料として2,140万3,000円に

なるようでございます。では、先ほどの登録者数であるとか、平均乗車率を含めて、数字の上での現状について当局としてはどのようにこれを分析されているのか、その件について、お聞かせください。

○総合政策課長（川上桂一郎君）　チョイソコしぶしにつきましては、令和6年度の予算額が2,658万9,000円、令和7年度は2,417万2,000円というところでございます。志布志市の公共交通計画においての2026年度の会員の目標数が1,200人で、現状1,647人となっております。また、平均利用者数は、2026年度の目標数が28.1人ということで、先ほど申し上げました現状28人というのを上回っているというふうに捉えています。目標に対しましては、おおむね順調に進んでいるとしています。また、ほかにもコミュニティバスと比較すると、多数かつ広範囲に停留所を設置していること、また予約制であることから乗客なしでの運行をする状況が発生せず、民間のタクシー事業者を圧迫しない形で今の利用があるというような現状でございます。

○健康長寿課長（富重隆之君）　福祉タクシーについては、令和7年度1月末までの10か月にかかった運行費用につきましては、1路線当たり436万7,000円、4路線合計で1,746万8,000円、1日当たりでは約8万4,800円となっております。1日当たり平均乗車数の21人で割りますと、1日1人当たり4,038円の運行費用がかかっている状況であります。最低賃金の引上げや燃油高騰、物価高騰の影響を受けまして、委託料の増額を余儀なくされているところでございますが、利用者が減少していくほど、当然、1人当たりの必要運行費用が上がっていく傾向にあることは十分認識しているところでありますので、そういった費用の観点からも福祉タクシーを含めた公共交通の在り方を改めて検討していく必要があるのではというふうに感じています。

○7番（野村広志議員）　それぞれの所管で御認識を示していただいたところであります。私は、数字の上の分析をお聞きしておいてなんですけれども、これは、単なる数値やコストだけの比較では十分ではないなと感じています。もちろん、採算性や費用対効果の検証は、極めて重要であります。しかしながら、この二つの事業は、政策的な事業である以上、その目的を明確に整理した上で、市民の満足度や利便性の向上といった市民の視点での評価が十分に満たされているかどうか、そのことこそがより重要ではないかと考えています。そこで、利用者視点としての評価についてであります。市民利用者の満足度などの評価は、当局としてはどのように受け止めているのか、その点について、お聞かせをいただけますか。

○総合政策課長（川上桂一郎君）　先ほども申し上げましたように、本年度、チョイソコしぶしにおいては、利用登録者に対しまして様々なアンケートを実施したところでございます。そういった中にも、予約の取り方とか、運行ルートの拡大等ですね、そういったアンケート等の回答もいただいています。先ほど市長が申し上げましたとおり、令和8年度に地域公共交通計画の見直しというのも図りますので、そういったところも利用者のニーズに合わせたところで、関係の団体の方とか、運行管理者、事業管理者等とまた協議をして、前向きに進めていきたいというふうに考えています。

○7番（野村広志議員）　当局としての受け止め方については、理解をいたしました。そこで、

将来を見据えた提案としてお尋ねいたします。市長は、所信表明の中において、「利用者のニーズに合わせて最適化し、誰でも気軽に移動できる公共交通を構築していきたい」と述べられています。そこで、私は、その具体策の一つとして、現在、南さつま市で実施されています自動運転バスの実証実験に注目をしています。報道によりますと、同市では、2回目となる実証実験が行われ、9人乗りの電動バスを用いて市街地約4.5キロメートルを1日8便運行して、特定条件下では運転手を必要としないレベル4の実現を目指しているとのこととあります。事業費は、国の補助事業を約5,000万円活用して、運行については、NTT西日本鹿児島支店が担っていると報じられています。また、時を同じくして、ハンドルやペダルのない6人乗り車両による自治体職員向けの試乗会も実施されるなど、自動運転技術は、着実に進展をしており、人口減少や運転手不足といった共通課題を抱える地方自治体にとって、地方公共交通の在り方を大きく変える可能性を持つものと考えられています。そこで、本市においても市内公共交通の充実と利便性の向上に向けて、こういった自動運転技術の導入の可能性について、ほかの自治体に遅れを取ることなく、情報収集や調査研究を進める必要があると考えていますが、市長の御所見をお聞かせいただければと思います。

○市長（下平晴行君） 私も、このことについては大変関心がありまして、実証実験や研修会などが行われており、都度参加し調査研究をしているところであります。南さつま市にも伺い、現状をお聞きしたところでありますが、運行できるのは、白線の中央線があつて、良好な通信環境が整っている路線に限られているということとあります。本市においても、国の事業もあり、引き続き調査研究を行い、将来的に、例えば市街地などを自動運転で循環するバスを導入し、その停留所への移動手段としてチョイソコしぶしを活用していただくなど、利便性を高める取組が必要だというふうに考えていますので、検討してまいりたいと思います。

○7番（野村広志議員） 今ありましたとおり、これは、政策的には違いますがけれども、公共交通の対策であつたり、福祉的な支援体制という形で、本市では現在、チョイソコしぶしと福祉タクシーの二つの事業を実施していますので、これが動き出している中において、直ちに見直しなどという是非を論じることは、拙速な部分もございます。しかしながら、本質的に考えますと、最終的に重要なのは、今の事業の延長線上で10年後の公共交通や福祉的支援は維持できるのかという点ではなからうかと感じています。現在運行されていますチョイソコしぶしや福祉タクシーは、いわば需要に対応する現在対応型の運用形態であります。一方、自動運転システムは、人材不足や人口減少を前提に交通の仕組みそのものを再設計する構造転換型の運用形態とも言えると思います。私は、この二つの対立概念として比較するものではなくて、時間軸と異なる施策として将来に向けた全く新しい施策選択肢になり得るものと考えています。だからこそ、今、市長からもありましたが、今すぐ導入するかというのではなくて、どういった議論を進めていくのか、将来を見据えた政策準備として、自動運転技術の導入の可能性について基礎的な調査研究を開始すべきだと考えています。市長、もう一度、お聞きします。10年後、20年後を見据えた公共交通の在り方について、どのような将来像を描いておられるのか、そして、その一環として、先ほど

この構造転換型の施策の調査を始めるといことでありましたが、その意気込みについて、もう一度、お聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、人口減少、そしてそういう雇用の関係も含めて、このことについては、取り組んでいかなければいけないというふうに思っています。そういう全体的な経費も含めて、先ほど言いましたように、道路の条件等が必要であると、あるいは電波の障害等がないところというようなこともあるようでありますので、そういうことも含めて、全体的な財政も含めた考え方で取組をしてみたいというふうに考えています。

○7番（野村広志議員） この事業については、まだ様々課題もあるようでございますし、導入に当たっては、解決していかなければならない諸問題もあるようでございますので、しっかりとそこは調査をしていただきながら、前に進めていただければと思います。市民からの声、政策提言でありますので、大いに期待を申し上げたいと思います。

次の質問に入ります。次は、教育の安心と質の向上のところで、松山地域の小・中学校統合後における学校跡地の利活用について、お聞かせいただきたいと思ひます。松山地域の小学校3校と中学校を統合した小中一貫型の義務教育学校が令和11年4月を開校目標として協議が進んでいます。学校の統廃合については、地域関係者による松山地域学校統合準備委員会が組織され、各部会に分かれて丁寧な協議が進んでいます。また、並行して立ち上げられましたが、松山地域学校跡地等利活用検討委員会では、将来世代に負担を残さないことを重視した利活用案の検討が行われてくるものと思ひます。所信表明で示されました「地域の皆様とともに検討を進める」ということについて、まずは、市長のお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○市長（下平晴行君） 松山地域の小・中学校の統合後の各学校の跡地等の利活用につきまして、学校という施設が地域の皆様にとって愛着の深いものであることを踏まえまして、まずは、地域の皆様の声をお聞きすべきであるというふうに考えています。また、今後、民間事業者による利活用を募集し、応募があった場合も、その内容を地域の皆様にお伝えし、御意見を伺っていく予定であります。

○7番（野村広志議員） これは、どのような利活用の在り方がより地域の活性化につながるのか、大変重要な局面を今後迎えてくると心配しているところであります。では、この全体のスケジュールについて、お示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） 小・中学校が統合される予定である令和11年度に間に合うように、前年度の令和10年度に具体的な準備を始めるためには、令和9年度には利活用案についての検討を終え、方針を決定している必要があるというふうに考えています。その上で、地域の皆様の声を優先したいという思いから、先に地域の皆様自らによる利活用の案を検討し、その後に民間事業者による利活用の案を募集するスケジュールを構想していたところであります。しかし、さきの学校跡地等利活用検討委員会におきましても、そのスケジュールについては、決定されませんでしたので、今後、同委員会におきまして、検討の手法も含め、改めてお諮りしてみたいというふうに考えています。

○7番（野村広志議員） 統廃合については、今ありましたとおり、令和11年4月、小中一貫型の義務教育学校の開校を目指して準備が進められています。理想を申し上げれば、閉校後、速やかに跡地活用へ移行できることが望ましいことであるとは、方向性として否定するものではございません。しかしながら、今回示されている跡地利活用の検討スケジュールについて、内容の重要性を踏まえますと、やや窮屈なスケジュールではないかと感じています。特に各地区のコミュニティ協議会に対して、本年の8月までに地域内の意見を取りまとめて、利活用案の有無を含めた方向性の最終確認を行うとされていますが、残された期間は、約半年でございます。学校統廃合という大変重たい決断に対して、地域の皆様は、身を削る思いで同意をされた経緯もございます。ましてや、その跡地の在り方、地域の将来像やコミュニティの存続にも直結する極めて重要かつセンシティブなテーマであります。こういった状況において、限られた期間で地域に最終判断を求める進め方は、丁寧な合意形成という観点から見ても十分と言えるのか疑問を感じています。そこで、市長にお伺いいたします。松山地域の今後に大きく関わる重要な判断であります。拙速に結論を求めるのではなく、地域の思いに寄り添いながら、時間的な余裕を確保して、しっかりと議論を尽くした上で合意形成を図っていくという考えに基づくといった思いがあるわけですが、市長、どのようにお感じでしょうか。

○市長（下平晴行君） 新橋、泰野、尾野見の地区ごとにそれぞれの需要が異なるところもあると思いますので、スケジュールにつきましては、統合の予定から逆算した限界はあるものの、ある程度は地区別に柔軟に対応していくことが可能ではないかというふうに考えています。

○7番（野村広志議員） 市長としてもそういった思いでいただけるといふ答弁をいただきましたので、私どもとしても一緒になりながら、この松山各地区がより良い方向性と活性化に結びつく、将来展望が描きやすい議論を尽くしてまいりたいなと思っています。

それでは、もう少し詳しく跡地利活用の考え方について伺ってまいりたいと思います。所信表明では、「義務教育学校の開校に向けて、『教育のまち松山』の実現を目指して協議を進める」と述べられていますが、統廃合に伴う各学校の跡地利活用についても、この「教育のまち松山」という、まさにこれは、教育のまちでありますので、そのまちとしての理念や概念との整合性を図る必要があるのではないかと私は考えています。そこで、お伺いいたしますが、市長の掲げられる「教育のまち松山」とは、どのような理念や将来像を指すのか。その定義であるとか、目指すべき姿をお示しいただければと思います。

○市長（下平晴行君） 「教育のまち松山」とは、松山地域において一体となって子供たちを育てるという風土を表現したものであります。学校跡地等の利活用につきましては、教育に係する施設に限定することではなく、様々な案を検討してまいりたいというふうに考えています。

○7番（野村広志議員） 私は、新たに設置される義務教育学校の整備そのものにとどまらず、松山地域全体を教育のまちとして受け入れていく覚悟が必要ではないかと考えています。学校跡地の利活用において、教育のまちという理念を軸に仮に捉えるのであれば、そこには単なる施設転用ではなくて、人材育成の基盤としての位置づけや視点が求められるのではないかと考えてい

ますし、例えば、地域課題解決型の研修機能や郷土愛の醸成を図る場であるとか、生涯学習を推進する拠点など、生涯教育の拠点等も構想すべきではないかと考えています。「教育のまち松山」と掲げる以上、それは、義務教育学校というハード整備にとどまるものではなく、先ほども市長からございましたが、地域全体で子供を育み、世代を超えて学び続けられる仕組みを構築していくこと自体が本質にあるのではないかと考えています。理念を理念のまま終わらせず、松山地域の将来像として具体化していくためには、学校整備と跡地利活用、そして地域の活性化や人材育成施策など、それぞれの関係性を整理し、全体構造として方向性を定める必要があるのではないかと考えています。そこで、改めてお伺いいたします。教育のまちの実現に向けて、市としてどのような方向性を描いているのか。また、その具体的な道筋や工程、いわゆるロードマップみたいなものが今後示していけるのかどうか、その辺の考え方について、御見解をお聞かせいただければと思います。

○教育長（福田裕生君） 教育の視点からお答え申し上げます。

教育基本法にも示されているとおり、教育には人格の完成と社会の担い手、作り手を育成するという重要な役割と責務がございます。教育は人の一生を視野に入れ、学びがい、働きがい、生きがいという一連のつながりで考えていくことが、私は大切であると思っています。つまり、教育は、学び、働き、生きることに欠くことのできない全ての礎であると言えます。今回、松山地域に整備を計画しています義務教育学校においては、これまでの小学校3校、中学校1校がそれぞれの学校において行ってきた教育を、一つの学校で9か年を通じて行うことが可能となります。したがって、松山地域の自然、歴史、文化、産業、そして人材等をフルに活かし、切れ目なく、系統的、発展的、継続的に学びを展開できる可能性がますます膨らんでまいります。このことは、学びがこれまで以上に充実することを予見できるものであり、子供たちの学びがいの向上につながっていくと期待をしています。あわせて、地域創生の観点から、新たに整備する義務教育学校は、地域住民はもちろんのこと、地域の企業や団体等ともより一層連携、協働し、子供たちが地域の大人たちの働く姿や生き方などから学び、そのことを将来の夢や職業への架け橋になるように、まさに人材を育成するという観点に立って考えていくことが重要であると思っています。このことは、将来の働きがい、そして生きがいづくりへの入り口となると確信をしています。また、学校跡地につきましては、教育が学び、働き、生きることの礎であるという視点に立てば、多種多様な分野やニーズ、各種情報やアイデアなど広く集め、地域の方々の声もしっかりと伺いながら、魅力ある「教育のまち松山」を構築しつつ、住みたいまちとして選ばれる松山地域にしていくことが非常に重要になってくるのではないかと考えています。

○7番（野村広志議員） 今、教育長から御答弁いただきました。理解をするところであります。しかし、「教育のまち松山」という言葉を掲げる以上ですね、もう一段具体的な姿を示す必要があるのではないかと考えています。例えば、ほかの地域とは何がじゃあ違うんだとか、松山ならではの教育の柱は何かであるとか、10年後、松山の子供たちがどのように成長した状態を目標とするのかなど、具体的な将来像を示す必要があると思いますし、ほかにも学力の水準であるとか、

郷土愛など地域参加意識を捉えた地域活動の参加率であるとか、保護者の満足であるとか、教育のまちとしての実現を理念だけではなくて、政策の検証ではかれる目標値など、評価方法を明確にしておく必要性もあるのかなと考えています。「地域とともに」と所信表明の中でもありましたが、現在、コミュニティ協議会に意見の集約等の取りまとめをお願いしてあるわけです。仮に、跡地の利活用に手を挙げられた場合、責任の所在をどうしていくのかとか、予算の措置をどうするのかなど、まだまだ不安定な要素が非常に多くあり、このまま進めていくことに大変心配を感じているところであります。全体の構造自体が見えてこなければ、理念は、実行段階で形骸化してしまうおそれがありますので、より具体的な推進体制をお願いしたいと思っています。義務教育学校の設置と学校の跡地の利活用は、松山の将来像という意味では表裏一体ではないかと考えています。教育のまちと言いながら、先ほど「跡地は、教育の施設だけには限らない、限定しない」というような答弁がありましたけれども、私は、跡地が教育理念と無関係に活用されるのであれば、教育のまち全体としてうたったときに、整合性が取れてこないと思われまじ、跡地の利活用も含めた松山地域全体のビジョンとして一体的に示すこの「教育のまち松山」という言葉が出てくるのかなと、これを単なるスローガンで終わるのではなくて、市政の柱として本気で取り組んでいただきたい、考えていただきたいと思います。そこで、教育長も今御答弁いただきましたけれども、学校跡地の利活用を含めて、実効性を持って、その重要性を持って取り組むのであれば、明確にしていく必要性がございます。そのこのところで、本市は、令和8年度に第3次総合振興計画及び総合戦略の策定をされますが、教育のまちとしてどのような位置づけで考えていくのか、その点について、お示しをいただけますか。

○教育長（福田裕生君） 「教育のまち松山」という言葉につきましては、以前、地域の方々と協議を進めていく中において、地域の方々の思いとして言葉が発せられまして、そのことをもって本市も全体として、この言葉を大きな目標として取り組んでいくというスタンスでいるところがございます。先ほど私が答弁させていただいたのは、今後に向けての大きな捉え方として申し上げました。今、野村議員のほうからありましたより具体的なものにつきましては、これは、まさに今後、教育委員会、学校、それから地域の方々といろいろ協議を重ねていく中であって、例えば、学力の面とか、教育への参画の在り方とか、そういったものをともに考えながら、「教育のまち松山」として目指すべき方向性を構築していくことが重要ではないかと思っているところがございます。

○7番（野村広志議員） 協議の中で、「教育のまち松山」という言葉が出たことは、私も記憶しています。このことが義務教育学校に向けて、地域が「教育のまち松山」を目指していくんだよという理解であるのか、松山地域全体として教育のまちを推進しながら、この義務教育学校としての位置づけを考えていくのかということについて、その協議の中での整理はなされていないのかなと私自身は思っています。確かに言葉として先行してイメージだけが出来上がり、理念だけが出来上がり、形として非常に整っていないというか、皆さんに共通理解として浸透していないという思いでいるわけです。教育長、それは、どうお感じですか。

○教育長（福田裕生君） 義務教育学校と「教育のまち松山」とのいろんな関係性につきましては、先ほども答弁いたしました。まさにこれから一緒になって、具体的にどういった方向でいくかとか、中身をどうするかということを含めていく必要があると思っています。具体的なものは、まさにこれから開校に向けながら整理をしていく、そう考えています。

○7番（野村広志議員） その会の中で「教育のまち松山」という言葉が出たことも、この本会議の中で、市長のほうから「教育のまち松山」という言葉が先に発せられたということをして、そういったことであれば、「教育のまち松山」ということを主観に置きながら議論を進めていければというような話であったかと記憶しています。であれば、何らかの形で、この「教育のまち松山」の方向性であったりとか、考え方、理念については示すべきであるのかなという思いがあって、今回、この質問に至っています。そこも含めながら、今後、また会の中でも当たっていただければなお願ひしておきたいと思ひます。何度も繰り返しになりますけれども、単に「教育のまち松山」と位置づけられても、取り組む背景が整っていなければ、スローガンで終わってしまいます。市長も所信表明で発信されていますので、しっかりとした理念と整合性を持った政策の推進に当たっていただけることを願ひして、次に移ります。

立地適正化計画に基づく土地利用の考え方について、お伺ひいたします。立地適正化計画につきましては、令和6年度より策定作業に着手し、令和8年度までに策定を終える計画であったと記憶しています。本計画は、都市再生特別措置法に基づき、各自治体が居住誘導区域及び都市機能誘導区域を設定し、持続可能な都市構造へと転換を図ることを目的とするものであります。そのような中、所信表明において「災害リスクが低い場所への居住を誘導する」との表現が示されました。防災の観点からの取組であることは理解するところではありますが、一方で、市民の皆様の中には、現在の居住地が将来的には否定されるのではないかと、既存集落が縮小、切捨ての対象になるのではないかとといった不安を抱かれる方もおられるのではないかと危惧をしています。特に本市のように歴史的背景や地域コミュニティとの結びつきが強い地域においては、住民感情や地域性を配慮することは極めて重要であり、当然ながら住民感情を度外視してまで居住地を誘導する進め方はないものと考えますが、改めてお伺ひしたいと思ひます。「災害リスクが低い場所への居住の誘導も含め、土地利用の観点からコンパクトなまちづくりを進めていく」とされたその政策的根拠と基本的な考え方について、市民に分かりやすく御説明をいただけますか。

○市長（下平晴行君） 志布志市総合振興計画では、都市基盤の構造について「適切かつ計画的な土地利用によるコンパクトなまち」を目指すとしてあり、志布志市都市計画マスタープランでは、志布志市街地を中心とした都市拠点と松山・有明地域との連携を図るための「ネットワークが確保された都市構造」を目指すとしています。また、今後のまちづくりを考える上で、人口の急激な減少と高齢化を考慮した上で、高齢者や子育て世代が安心できる健康で快適な生活環境を実現し、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とすることが大きな課題となっています。そこで、本市では、医療・福祉施設、商業施設や住宅等がまとまって立地し、市民が公共交通によりこれらの生活利便施設へアクセスできるなど、「コンパクトシティ・プラス・ネットワ

ーク」を実現するために、志布志市立地適正化計画を令和6年度から令和8年度にかけて作成しています。今後は、計画を実行すべき施策や目標などを定め、中心市街地に居住する市民だけでなく、周辺で暮らす市民も含めた市民誰もが将来も安心して住み続けられる持続可能でコンパクトなまちを目指してまいりたいというふうに考えています。

○7番（野村広志議員） 「市民誰もが将来も安心して住み続けられる持続可能でコンパクトなまちを目指す」との御説明でありました。しかしながら、市民の皆様は、居住誘導区域内の方は居住地を変更しなければならないのかという心配とか、居住誘導区域外はどのようなのかといった不安を感じられるのではないかと心配されるところであります。そこで、確認の意味で改めて伺いたします。居住誘導区域と居住誘導区域外の地域についてであります。将来的に行政サービスは公共投資を縮小していく、いわば整理や撤退を前提とするものではないという理解でよろしいでしょうか。

○市長（下平晴行君） 立地適正化計画の目的は、医療・福祉施設、商業施設等がまとまって立地することで、市民生活の利便性を高めることにあります。また、公共交通機関により生活拠点とこれらを結び、誰一人取り残さない生活サービスの確保を実現させ、持続可能なまちづくりを進めていきたいというふうに考えているところであります。

○7番（野村広志議員） 繰り返しになりますが、この地域にお住まいの方々の生活や地域コミュニティの維持について、市として引き続き責任を持って支えていくという姿勢に変わりはないということかどうか、その点について、もう一度、お願いできますか。

○市長（下平晴行君） 御指摘の居住誘導区域外にお住まいの方々の生活や地域コミュニティの維持につきましては、立地適正化計画の策定を進めつつ、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の考え方の下、拠点と周辺を結ぶ公共交通、生活道路、デジタルの連携を強化し、医療、買物、行政との基礎サービスへのアクセス向上に努めるとともに、地域コミュニティ協議会との連携を図り、引き続き、市として責任を持って支えてまいりたいというふうに考えています。

○7番（野村広志議員） 今、御答弁いただきましたが、これは、「誰一人取り残すことなく」ということで市長は述べられていますので、どの地域に住んでいても安心して暮らせるまちであるという基本的な姿勢を改めて確認させていただきました。これは、「災害リスクが低い場所への居住誘導も含め」という言葉が先に立ちますと、非常に誤解を招くような表現ではなかろうかなと危惧をするところでありまして、このような質問に至っています。基本的な姿勢を改めて確認させていただきましたので、引き続き丁寧に説明責任を果たしながら、事業の推進に当たっていただけるものと理解をいたしましたところであります。

では、次に移ります。デジタル行政の現状と成果について伺います。市長は、「市民の誰もがデジタル化の恩恵を受けられる、人に優しいデジタル市役所を目指し、市役所での手続を『待たない』、『書かない』から、さらに『行かない』ものへと変革していく」必要性を述べられました。率直に申し上げまして、行政手続がそこまで進化しようとしていることに時代の変化を感じるところであり、柔軟な施策の展開に期待を致すところであり、これまでの行政の

デジタル化においては、各種システムの導入や施設整備など、多くの取組が進められてまいりました。DXの推進は、時代の潮流であり、その方向性自体に異論はございませんが、重要なのは、市民にとって本当に利便性が向上しているのか、職員にとって業務効率化や働き方改革につながっているのか、投資に見合う効果が検証されているのか、という点ではなからうかと感じています。単なるデジタル化ではなくて、変革に値する成果が生まれているのかを丁寧に検証することが必要ではないかと考えています。

そこで、お伺いいたします。現在までに進められてきたデジタル行政の具体的な取組の現状とそれによって得られた成果について、数値実績も含めてお示しをいただけますか。

○市長（下平晴行君） デジタル化を進める上で、国の旧デジタル田園都市国家構想交付金、現在の地域未来交付金を活用し、進めているところであります。それらの取組や成果については、担当の課長が説明をいたします。

○総合政策課長（川上桂一郎君） 今、市長が申しあげましたデジタルの取組につきまして、まず、住民票とか、印鑑証明とか、そういった証明書のコンビニ交付事業を令和5年度から実施をいたしまして、令和5年度においては13.4%が、令和6年度において19.8%というふうに6%ほど上昇しています。それと、AIの促進ということで、AIチャットボットを導入しまして、利用者からの問合せに対し、回答を自動表示させる仕組みに取り組んでいます。これにつきましても、令和5年度で6,397件が、令和6年度には5万1,835件。内容につきましては、やはりごみ分別の問合せというのが専らでございます。それと、行政手続の簡素化事業ということで、住民や事業者に対してオンライン化の手続というのに取り組ましまして、令和5年度につきましても、申請件数が4,649件というような実績でございました。それと、「書かない窓口」のシステムということで、来庁された方が窓口での手続等を行うのを、デジタルを用いた窓口システムにしています。これにつきましても、来庁者とそれに対応する職員の業務の時間の短縮という成果が見られるというところでございます。

○7番（野村広志議員） 成果についても御答弁いただきました。各種オンラインの申請やシステム導入が進められていることについては、おおむね理解をしています。しかしながら、やはり重要なのは、繰り返しになりますけれども、導入したかどうかではなくて、市民が利便性の向上を実感できているかどうかであります。そこで、改めてお伺いいたしますが、これまで進めてきたデジタル化施策について、利用者アンケートや満足度調査は実施されているのか、「便利になった」と実感している割合はどの程度把握しているのか、定量的な検証が行われているのか、単に制度を整備するだけでなく市民の満足度の向上といった成果に結び付いているかどうか、その辺についての御見解をお聞かせください。

○総合政策課長（川上桂一郎君） 利用者のアンケートや満足度の把握につきましては、先ほど申しあげましたデジタル田園都市国家交付金事業の関係で、一部でKPIとして設定して実施しています。例えば、令和5年度に導入いたしましたAIチャットボットにつきましては、令和6年度末の時点では満足度が95.5%。それと、利用率や満足度の定点把握は、一部に限られていま

す。ただし、進めている各施策は、令和5年3月策定の第4次の情報化計画に基づき、市民アンケート結果を踏まえ、利便性の向上効果の高い事業を重点化して実施しているという内容でございます。

○7番（野村広志議員） では、もう1点、職員側の視点について、お伺いいたします。DXの推進の目的の一つは、業務の効率化、働き方改革であると理解をしています。そこで、お尋ねいたしますが、システム導入によって実際に業務の時間はどの程度削減されたのか、時間外勤務の削減や業務のプロセスの簡素化に具体的な成果が出ているのか、逆にシステムの対応や二重入力などで新たな負担が生じていないのか、職員負担軽減の実態について客観的な検証が行われているのかどうか併せて、デジタル化が真に人に優しい市役所につながっているのかどうか、市民側と職員側の両面から成果を明らかにしていただきたいと思っております。

○総合政策課長（川上桂一郎君） まず、このような電算システムの導入が直接どの程度の業務時間削減につながったのかの定量把握がちょっと難しくなっているところがございます。把握はできてないところがございます。また、第4次情報化計画でもそれら個別KPIとして設定しておりません。また、計画における導入効果や業務の効率化、コスト削減、市民サービスの向上を重点として、効果の測定は行っているところです。例えば、「書かない窓口」導入につきましては、来庁者のデータを計測して、数値による客観的な検証を行っています。また、デジタル化の進展に伴う職員の負担軽減を鑑みまして、生成AIの活用やデジタルスキル向上研修を通して時間外勤務の削減、また二重入力等の解消につながっているというところがございます。

○7番（野村広志議員） 勤務時間、休日の取得であったりとか、残業が発生していないかとか、職員、会計年度任用職員も含めながら、そういった数値は、分かるんじゃないですか。それは、どうですか。

○総合政策課長（川上桂一郎君） 議員御質問の今年度に限りましては、基幹業務システムの標準化・共通化という導入がございまして、そういった関係のシステムで職員の残業時間が多くなっているという特殊事情がございまして、その数字について、今回はちょっと比較にならないというところがございます。

○7番（野村広志議員） 「現在、ちょっと比較にならない」というような答弁がありました。DX推進ということ自体に、これは、時代の潮流に対してあらがうつもりはございませんが、推進の真の目的が決してぶれることなく、市民の満足度の評価等、職員の業務削減の効果がしっかりと見極められるような成果に結び付くようなものにしていただきたいとお願いをしておきたいと思っております。これは、また聞いてまいりますので、今後またよろしくお願いをしたいと思います。

次にまいります。地域経済を活性化させるため庁内体制を整え、企業の誘致を進める考え方についてお聞きいたします。「企業誘致のために庁内体制を整える」とありますが、これは、企業誘致室のようなものを新たに設けるとの理解でよろしいのか。あわせて、庁内体制の強化についてであります。トップセールス等の実施など、これまでと何が変わっていくのか、具体的な体制整備の内容をお示しくください。

○市長（下平晴行君） どのような形で市内体制を整備していくのかにつきましては、企業誘致を特定の課だけの業務とせず、関係部署が連携する横断的な体制を構築し、相談から立地、操業までを一貫して支援する仕組みを整えることが重要であるというふうに考えています。具体的には、窓口の一本化、迅速な市内調整、国・県制度の活用支援、市内企業の整備投資支援を強化したいというふうに考えています。そのことにより、新規企業の誘致だけでなく、市内企業の再投資や事業拡大も含め、地域経済全体の底上げを図ってまいりたいというふうに考えています。また、このことにつきましては、現在設置しています志布志市企業立地プロジェクト推進会議の取組を強化し、推進してまいりたいというふうに考えています。なお、現在、企業誘致業務に関しましては、みなと振興課が所管していますが、新たな室の設置等については考えていないところでございます。

○7番（野村広志議員） 理解いたしました。それでは、企業の誘致推進について、少し伺います。インター工業団地の現状についてであります。現在の分譲率、残区画数等々、また今後の販売の見通し等について、お示しいただけますか。

○みなと振興課長（木村勝志君） インター工業団地につきましては、松山地区及び安楽大迫地区を位置づけており、区画数につきましては、それぞれ1区画となる見込みでございます。現在の状況といたしましては、松山地区は、造成工事まで完了していますが、令和8年度において周辺地域を含むインフラ整備の実施を予定していますので、その進捗状況を踏まえ、公売を開始したいと考えています。なお、業種につきましては、団地の位置的に農業関連業種等からの希望があるのではないかと想定しています。また、安楽大迫地区につきましては、本年度に用地取得及び測量設計、開発許可申請書作成までが完了する見込みでございますので、令和8年度におきまして、開発許可申請、農地転用申請を行い、それぞれの許可が下り次第、造成工事に着手したいと考えています。それぞれの許可が下りるまでの期間や造成工事にかかる期間を考えますと、公売開始は、令和9年度になるのではないかと考えています。なお、業種につきましては、近隣地に食品関連業者が数社立地していますので、食品関連業者を誘致できればいいのではないかと考えているところでございます。

○7番（野村広志議員） あわせて、「交通アクセスを活かした新たな事業用地の検討」ということも示されていますが、これは、構想段階なのか、計画段階なのか、それとも候補地や工程表まで一定の整備が進んでいるのか、その点について、お聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 都城志布志道路や東九州自動車道が整備され、南九州地域から志布志港へのアクセスや志布志市内から南九州地域へのアクセスが格段に向上したことにより、志布志市への産業誘致の可能性は、飛躍的に増しているところであります。そのような中、志布志市内における工業団地の整備につきましては、臨海工業団地の五つの工区全てが完売したことから、現在は、都城志布志道路のインターチェンジ近辺に、インター工業団地として二つの工業団地を整備しているところであります。さらに企業誘致を進めていくためには、新たな事業用地の確保、整備に早急に着手する必要があるというふうに考えていますが、現時点において、ここを確保、

整備するという候補地の選定にはまだ至っていないところであります。アクセスを考えますと、それぞれのインターチェンジ周辺が有望であるというふうに考えていますが、農地が多いため、選定、取得には相当な時間を要するというふうに認識をしています。そのようなことから、企業誘致業務を経験したことのある職員の再配置など、人的体制も現在協議をしているところでございます。

○7番（野村広志議員） 今回は、方向性を聞くということですので、細かい内容については、追ってまた御質問させていただければと思います。

では、もう1点、お聞きします。企業立地促進補助金の要件緩和について示されていますが、これについて、内容をお示ししていただけますか。

○みなと振興課長（木村勝志君） 現在、本市独自の企業誘致に関する補助制度につきましては、工場等設置費補助金、工場等用地取得費補助金、そして雇用促進補助金があり、五つの交付要件を設けていますが、そのうちの一つ、新規地元雇用者で4か月を超えて継続の、雇用保険加入の常勤職員が5名以上あることという要件の緩和を協議しているところでございます。また、この要件に付随する工場と設置費補助金の新規雇用者数、補助率限度額の区分を新たに一つ設けることを協議しているところでございます。

○7番（野村広志議員） 引き続き、お聞きいたします。若者や女性が安心して働ける環境づくりについてであります。企業誘致を進めるに当たり、正規雇用率、賃金水準、育児や介護の両立支援制度など、いわゆる雇用の質をどのように位置づけているのか、単なる雇用者数の増加だけではなくて、定住につながるような雇用創出という視点をどのように政策に反映させていくのか、見解をお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 企業誘致は、単なる雇用者数の増加を目的とするものではなく、若者や女性が将来に希望を持ち、本市に定住できる質の高い雇用を創出することが重要であるというふうに認識しています。そのようなことから、誰もが働きやすい職場環境づくりにつきましては、市内にある2校の高校において、高校生と事業所との交流会を行い意見を交わす取組や、アドバイザーを事業所に派遣する取組、セミナーの開催などを実施し、職場環境改善に向けて支援しています。今後も引き続き事業に取り組むことで、安心して働ける場所の確保につなげてまいりたいというふうに考えています。また、定住につながる雇用創出については、市主催の合同企業説明会について高校生をメインターゲットに開催してきましたが、来年度は中学生もターゲットに含め、将来、市内に就職し、定住していけるような機運の醸成を図ってまいりたいというふうに考えています。そして、移住・定住につながるような住宅の取得に係る補助金や、特に若者、子育て世代の移住に係る補助などを実施しているところでありますが、移住・交流支援センター「エスプラネード」とも連携し、事業の推進を図っているところであります。

○7番（野村広志議員） では、このところ最後にお聞きいたします。先ほども少しございましたけれども、重点的に誘致を想定している業種は何か、あと、市長の任期中に具体的な企業の誘致目標数であるとか、雇用創出の目標数がございましたら、お示しをいただけますか。

○市長（下平晴行君） 立地協定を締結した企業数とそのことに伴う新規雇用者数の実績で申し上げますと、1期目の平成30年度から現在までの締結企業数が25社、新規雇用者数が181人ありますので、3期目は、同様以上の伸び率を維持できるよう取り組んでまいりたいというふうに考えています。企業誘致は、単なる数の追求ではなく、地域内でお金が循環し、雇用が生まれ、若い世代が定着できるまちづくりの一環であるというふうに考えています。そのようなことから、庁内体制の整備を起点に、スピード感を持って取り組んでまいりたいというふうに考えています。

○7番（野村広志議員） ただいまありましたとおり、企業誘致は、単なる経済施策だけではなくて、本市の人口政策や定住政策の根幹をなす重要な施策でもございますので、実効性のある取組となるよう、明確な目標と工程に伴った戦略を示していただくことをお願いして、次に移ります。

「充実したスポーツ環境を積極的にPRし、交流人口の拡大と地域経済の活性化を図る」と述べられていますが、具体的な考え方について、お示しをください。

○市長（下平晴行君） 本市は、南九州の温暖な気候やフェリーさんふらわあで関西地区とつながる地理的優位性を活かし、交流人口の拡大と地域経済の活性化を図るため、スポーツ合宿の誘致に積極的に取り組んでまいりました。今年度につきましては、令和7年4月に大阪市住之江区と株式会社商船三井さんふらわあとの三者連携協定を締結したことを契機に、さらなるスポーツ団体の誘致に取り組むため、志布志市スポーツ団体誘致推進協会によるサポート体制の充実を図り、本市や近隣自治体での学びや体験につながる各種コンテンツの開発や、関西地区の企業や学校との交流体験メニューを組み入れた本市独自のスポーツ合宿誘致策である「志布志市スポ体験プラン」を発表し、マスコミによる報道もなされたところであります。

○7番（野村広志議員） 方向性としては理解をいたしますが、私も重要なのは戦略と成果であると考えています。そこで、お聞きします。志布志運動公園体育館の空調施設について、昨年度提案がありまして事業が進められてくると思いますけれども、空調設置によって利用率はどの程度上昇すると見込んでいらっしゃるのか、また、年間の利用者数や大会開催件数等、具体的な目標があれば、お示しをください。

○市長（下平晴行君） 志布志運動公園体育館は、年間で約5万人の方に御利用いただいています。施設の予約は、ほぼ飽和状態となっており、毎週各種スポーツ大会も開催されています。今回の志布志運動公園体育館の空調設置につきましては、志布志運動公園体育館を御利用いただく方の競技環境の向上という観点から設置をお願いしたところであります。特に夏季の暑熱対策は、昨今の急激な気温の上昇により、屋内屋外問わず必須条件となっていますので、空調設置により、競技を行う際に支障を来さない程度まで室温の調整が可能となることが期待されており、整備後は、市民の皆様のスポーツ活動が活性化されるとともに、各種スポーツ大会での利用も大いに期待をしているところであります。

○7番（野村広志議員） 上昇する利用率であるとか、開催件数云々は、想定されていらっしゃるということですか。

○生涯学習課長（河野尚仁君） 今、市長の答弁にもございましたとおり、志布志運動公園体育館につきましては、フル稼働しているような状況です。ということで、今回の空調設置に向けましては、やはり競技環境の向上というところを第一前提に設置をお願いしているところでございます。

○7番（野村広志議員） では、次にまいります。有明野球場の改修内容についてであります。これは、老朽化対策が中心なのか、それとも公式大会やキャンプ誘致などを見据えた機能性向上なのか、その点についてともう1点、「多種多様なスポーツ活動が行える環境整備」とは、どういったものを想定されているのか、これを併せて御説明いただけますか。

○生涯学習課長（河野尚仁君） 今回の野球場整備につきましては、平成5年度に整備して以降、初めての大規模改修となります。施設につきましては、建造物の老朽化により改修も含まれていますが、今後のスポーツ合宿や大会誘致を行う際に必要と思われる整備を、事前に近隣自治体の施設を参考にしながら競技環境の向上を目的とした改修を予定しているところでございます。今後のスポーツ合宿誘致につきましては、プロキャンプ誘致を行うためには施設の規格をハイグレードにする必要がありまして、莫大な費用を伴うことから、本市におきましては、誘致のターゲットを社会人や大学生、高校生、中学生等のアマチュアをターゲットとして、今回の施設の整備もそのレベルに合わせた内容となっているところでございます。しかしながら、整備後の施設の使用でもプロ団体の条件にかなう場合には、プロ団体の誘致も拒むものではございませんので、関係団体と連携を図りながら誘致に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○7番（野村広志議員） 大会の誘致と合宿の誘致等についてであります。「全国・アジア圏にPRする」とあります。どの競技を重点的な分野とするのか、また専門的な誘致担当部署や営業体制が整っているのかについて、お聞かせください。あわせて、年間の誘致件数であるとか、経済波及効果等の目標値の設定があるのかということ、それと併せて、今、志布志運動公園体育館と有明野球場がございましたけれども、市の施設としても城山総合公園テニスコート等も整備されていますが、ここについての積極的な合宿誘致等の考え方はもうないのか、バランスの取れた誘致を図るべきではないか、御答弁いただけますか。

○シティセールス課長（大迫秀治君） 合宿誘致の重点種目につきましては、本市においてこれまで実績があり、かつ、施設の充実が図られているサッカーや野球、体育館で合宿が可能な種目を中心に誘致に取り組んでいるところでございます。営業体制につきましては、志布志市観光特産品協会内に志布志市スポーツ団体誘致推進協会を設置しまして、シティセールス課並びに生涯学習課と連携し、誘致活動に取り組む体制を構築しているところでございます。このスポーツ団体誘致推進協会につきましては、市内宿泊事業者や体育施設管理者等、合宿や大会の受入れに関係する皆様を中心としたサポート会議を設け、現場で団体を受け入れる皆様の御意見等を反映させながら、誘致先等を決定しています。また、本市におきましては、誘致活動から得られる情報等を整理し、年間の合宿団体数の見込みや目標値を設定した上で、直接的に得られる経済効果を算出し、施設整備や合宿奨励金などの関係予算を計上させていただいています。また、松山地域

の城山総合公園テニスコートの活用等についてですが、現在、合宿の形態が変わってきています。そういった中で、若干、全国から来る合宿自体は減っているのですが、近隣の利用等が増えているところでもございますので、しっかりそういったところを見据えながら、整備した施設を活用していきたいというふうに考えています。

○7番（野村広志議員） このところで最後になります。こういった施設について、単なる施設の整備にとどまらず、稼ぐスポーツ施設としてどのような位置づけでいるのか、市としての考え方について、お示しをいただけますか。

○シティセールス課長（大迫秀治君） 整備した施設を稼ぐ施設として活かしていくためには、まずは合宿や大会等を通じて市内への宿泊者数を伸ばし、直接的な経済効果を高めることに加え、施設の規格や規模に応じて、より集客できる大会の誘致にも取り組んでいく必要があると考えています。また、本市が独自の誘致策として打ち出した志布志市スポ学体験プランにつきましては、東日本や北日本などこれまで誘致に至らなかった遠方からの団体誘致が可能となる上に、各団体が本市の様々な魅力に触れていただきながら、城内での散策や体験を通じて市内にお金を落としてもらい、ファンサイト等を通じたお土産物の購入やふるさと納税寄附など、城内経済への波及効果にもつなげていきたいと考えています。

○7番（野村広志議員） では、次にまいります。「都市部の若者や女性が本市で学び、体験する機会を創出するため、大学のサテライトキャンパスを誘致する」ということが示されていますが、具体的にどの分野の大学を想定しているのか、既に協議や打診が済んでいるのか、お示しをいただけますか。

○市長（下平晴行君） 本市では特に若年層の流出が社会減の大きな課題となっていることから、サテライトキャンパス誘致に取り組み、都市部の若者や女性が本市で継続的に学び、交流し、体験することで関係人口の創出につながり、将来的な本市の就職や移住・定住が期待できるというふうに考えています。また、本市の特徴を活かした研究に取り組むことで、市内企業と大学の連携創出や地域課題の解決につながるものというふうに考えています。そのような目的を持って取り組むサテライトキャンパスとは、平成15年の文部科学省による告示で定義されているとおり、「研究教育の一部を大学校舎以外の場所で行うもの」、「学生自習室等の施設が適切に整備されていること」等が設置基準となっており、本市の既存施設等を活用した誘致も可能であるというふうに考えています。具体的な取組としては、令和7年度から内閣府による地方へのサテライトキャンパス設置等に向けたマッチングのための調査支援事業として、2年間の伴走支援を受けており、誘致に向けた本市の現状分析や大学側が地方に望む学びなどの情報提供を受けながら進めているところであります。誘致の状況については、公表できる状況になりましたら、改めてお示しをさせていただきたいというふうに考えています。

○7番（野村広志議員） では、開設に必要な施設整備費や運営費の負担はどのように見込んでいるのか、財政的な裏付けについて、お示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） 全国的な少子化により、大学の経営そのものが難しい局面を迎えており、

地方への進出や設備投資が難しい状況にあります。また、サテライトキャンパスの開設においては、いわゆる箱物を新たに設置する形態から既存施設等の地域資源を活用した設置まで、幅広い形態が展開されています。引き続き、内閣府による伴走支援を受ける中で財源を含めたアドバイスをいただきながら、誘致する大学側とは必要な施設や整備について、十分な協議を重ねながら進めてまいりたいというふうに考えています。

○7番（野村広志議員） サテライトキャンパスは、一時的な研修の拠点に終わるのではなくて、就職や移住等につながる仕組みは非常に大事なのかなと思います。これをどのように構築していくのか、市内の企業との連携やインターンの制度などの接続など、出口戦略をどのように描いていらっしゃるのかということ、併せて、サテライトキャンパス誘致において、二拠点生活のきっかけづくりや最終的には移住へとつなげていきたいというような思いがあるわけですが、二拠点生活を推進するに当たっては、住居の確保、仕事の確保、コミュニティとの関係性づくり等々、受入体制の整備がやはりこのことも不可欠でなかろうかなと思っています。どのような支援や制度の体制を整えるのか、この出口戦略と併せてお示しをいただけますか。

○市長（下平晴行君） サテライトキャンパスの誘致が実現した際には、大学生がサテライトキャンパスを拠点に、本市の産業や地域課題をテーマにした研究活動、フィールドワークを実施することになります。市としては、市内企業や地域団体、観光、農業などの大学側が求める学びをフィールドワークの場としてマッチングしてまいりたいというふうに考えています。フィールドワークを通じて企業等との連携を構築し、大学生の将来的な就職や移住につなげてまいりたいというふうに考えています。また、フィールドワーク期間中には、地元の企業や高校生との交流会などを実施していきたいと考えています。サテライトキャンパスの誘致が実現した場合、本市での学びを継続的なものとするために、フィールドワーク先の調整、宿泊や移手段など受入体制の充実がとても重要になります。先進事例の調査研究や内閣府によるサテライトキャンパス誘致後の支援も受けながら、体制を整えてまいりたいというふうに考えているところであります。

○7番（野村広志議員） 今、様々御答弁いただきましたけれども、成果目標について、最後にお聞きしたいと思います。関係人口であるとか、創出事業、サテライトキャンパスの誘致による年間交流人口の目標であるとか、二拠点居住者数の目標であるとか、移住者数の目標、これは、ほかのものと少し重複する部分もあるかと思いますが、こういった具体的な数値的目標を設定されてこの事業に当たるとされているのか、そこについて、お示しをいただけますか。

○総合政策課長（川上桂一郎君） 第2期志布志市まち・ひと・しごと創生総合戦略においては、サテライトキャンパスの誘致に関連する指標として、政策実施に伴う移住者数を令和8年度までの累計で200人と設定しています。また、令和9年度からの新たな総合戦略とその目標値については、また令和8年度に改めて設定していきたいというふうに考えています。

○7番（野村広志議員） また今年度も総合戦略であったりとか、後で示されてくるかと思いますが、こういった目標数等々、成果指標がしっかりと検証できるような形で事業の推進を図ることは非常に重要な視点かなと思いますので、引き続きそのことについても御検討いただければと思

います。人口減少対策については、理念ではなくて成果が問われる政策でございます。サテライトキャンパスの誘致や様々な体験機会の創出がイベントで終わらず、定住という成果に結び付く戦略になるよう明確なビジョンを示しながら、事業の推進に当たっていただけるものとお願ひしておきたいと思ひます。

最後になります。第3次志布志市総合振興計画及び第3期総合戦略の策定とSDGsに基づく持続可能なまちづくりについて、市民が求めているまちづくりの在り方にどのように近づけていくかについて、お聞きいたします。計画策定に当たり、「全ての政策をSDGsに基づく持続可能性という軸で貫く」とのことですが、理念としては大変に意味深いものであると思ひます。ここで私が問ひたいのは、市民が日々の暮らしの中で実感できるまちづくりの在り方にどのように近づけていくのかという点であります。そこで、幾つか具体的にお伺ひをいたします。まず、持続可能性という軸で全施策を貫くとのことですが、これは、計画上の整理にとどめるのか、それとも事業評価や予算配分の優先順位にまで反映させるおつもりなのか、その点について、お示しをいただけますか。

○市長（下平晴行君） SDGsとは、2030年を目標年限にした、誰一人取り残さない社会を目指す世界共通の理念であります。それを本市に合った形で具体化し、市民の皆様とともに推進することが大変重要であるというふうに考えています。第2次総合振興計画後期基本計画は、SDGsの理念を踏まえた計画として策定し、その実現や進捗については、私を本部長とする志布志市地方創生・SDGs推進本部を設置して、各施策の効果検証や進捗状況の共有を実施してまいりました。また、推進本部での意見を踏まえながら、次年度の事業等へ反映させるPDCAサイクルを構築し、地方創生とSDGsを一体的に全庁的に推進してまいりました。次期総合振興計画や総合戦略においても、その考え方や推進方法を踏襲してまいりたいというふうに考えています。

○7番（野村広志議員） 理解いたしました。

では、次に、「経済、社会、環境の好循環」についてであります。「環境施策が経済的な豊かさにつながり、そのことが市民生活の向上へと結びつく」と所信表明の中で述べられていますが、例えば、市民の光熱費の負担軽減や新たな雇用創出、また地域内経済循環の拡大などといった、具体的に市民が実感できる効果をどのように生み出していくのか、その道筋について、お示しをいただけますか。

○市長（下平晴行君） 「経済、社会、環境の好循環を生み出す」取組については、例えば、海洋植物が持つCO₂吸収能力や水質浄化の効果の拡大によるカーボンニュートラルの実現への貢献や、生物多様性による豊かな海の実現を目指した国の「命を育むみなとのブルーインフラ拡大プロジェクト」に市民の皆様とともに取り組むことや、民間団体、志布志漁業協同組合や賛同企業との共同により実施するアマモの苗付け推進で藻場を再生し、将来的なカーボンクレジットにつながる活動などの支援を進めてまいりたいと考えています。市民や企業の皆様とともに環境に関する施策に取り組むことで、社会活動や経済的な豊かさへと循環させていきたいというふうに

考えているところであります。

○7番（野村広志議員） 大変、大切な取組がたくさん計画されているようであります。深くは、また今後お聞かせいただければなと思っています。

では、もう1点、ゼロカーボンの取組について、市民生活の関係でございませう。再生可能エネルギーの導入であるとか、省エネ推進「5R」の取組の強化が大変重要であることは十分に理解をしているところでありますが、市民にとっては負担が増えるのではないかという懸念もございませう。行政主導で目標の先行だけではなくて、市民参加型の取組として、どのような合意形成を図っていくお考えなのか、考え方をお聞かせいただきたいと思ひます。

○市民環境課長（村山 睦君） お答えします。

世界的な脱炭素社会の実現に向けた動きが加速する中、本市は、令和4年2月にゼロカーボンシティ宣言を行い、さらに同年12月には世界144か国、1万2,600を超える自治体が誓約している世界首長誓約に署名し、パリ協定の目標達成に貢献することを誓約しました。具体的な市民参加型の取組としては、連携協定を締結しています株式会社E C O M M I T及び市衛生自治会と連携したリユース品の回収事業の開催や、「我が家から始めるエコライフ424（しぶし）活動」のチラシ配布による家庭でのエコ活動の促進、市民団体への自主的な環境問題に関する学習の場の補助金交付を行っているところでございませう。また、市民の負担増や行政主導の目標先行にならないよう、再生可能エネルギー導入、省エネ推進「5R」活動を進めています。現在、国立環境研究所と連携し、資源循環や脱炭素化の促進、外来種防除などに関するアイデアの助言を得るための連携協定締結に向けた調整を進めているところでございませう。また、令和8年度には鹿児島県主催のカーボンニュートラルフェアの本市開催に向けた調整を進めています。市民参加型のイベントを通じて、広く市民にゼロカーボンの取組をより身近に感じてもらえるよう、周知啓発に努めてまいります。これらの活動を通じて、本市は、持続可能な未来に向けた取組を推進し、市民とともに脱炭素社会の実現を目指してまいります。

○7番（野村広志議員） ただいま御答弁がございましたとおり、様々な場面で周知や啓発に努めていただき、このゼロカーボンの取組がより身近なものになるよう推進していただきたいとお願ひしておきたいと思ひます。

それでは、もう1点、「環境に優しいまち」としての戦略についてであります。「地域のイメージ向上が企業誘致や投資につながる」とのことではありますが、どの分野の企業を想定しているのか、また、その地域雇用や所得向上にどのように波及させるおつもりなのか、具体的な戦略について、お示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） 本市は、令和7年7月にSDGs未来都市として国から選定を受けたことを追い風として、さらなる循環型社会構築へ向けて取組を進めてまいります。この「環境に優しいまち」のイメージをさらにPRすることで、地域の魅力向上につながり、環境やSDGsに取り組む企業の誘致を促し、新たな雇用につながり、地域経済の活性化が図れるのではないかとこのように考えていますので、そのような取組をしてまいりたいというふうを考えています。

○7番（野村広志議員） では、ここで最後になります。市民が求めているまちづくりの在り方について、どのように近づけていくのか、計画策定における市民参画についてであります。市民が求めているのは、理念のすばらしさだけではなくて、暮らしやすさであるとか、安心感、将来への希望であると思っています。今後、総合振興計画や総合戦略を策定されますけれども、策定過程において市民の声をどのように反映させるのか、形式的なパブリックコメントにとどまらない実質的な参画の仕組みをどのように構築するお考えなのか、お示しをいただけますか。

○市長（下平晴行君） 次期総合振興計画や総合戦略の策定については、まず市民の思いや経済の現状を詳しく調査分析し、まちづくりを自分事化ができる市民や団体を巻き込みながら計画を策定してまいりたいと考えています。と同時に、自分の故郷に誇りを持ち、主体的にまちづくりに参画できる人材を育成するプログラムを実施し、多くの市民や団体の皆様が計画を自ら実践できる仕組みを整えることとしているところであります。また、若者や女性が本市を選び、残れるように、保育園留学や高校生の留学、サテライトキャンパスなどの取組により、関係人口を創出してまいりたいというふうに考えています。これらの取組を進めるに当たっては、民間企業との共創に努め、市民の幸福度向上による社会増へとつなげてまいりたいというふうに考えているところであります。

○7番（野村広志議員） 参画の仕組みについては、昨日の本会議でも、若者の参入であるとか、様々な手法によって市民の声を施策に反映する取組というのがほかでもなされているということもお話をさせていただいたところでありますので、そういったことも参考にしながら進めていただければなと思っています。持続可能性とは、単に将来世代の責任という理念にとどまるものではなく、今を生きる市民一人一人の暮らしの質を高めてこそ、その本質が問われるものであります。繰り返しになりますが、理念を理念のままに終わらせるのではなく、市民が変わったとか、良くなったと実感できる施策としてどのように具現化していくのか、その明確なビジョンの下、着実に推進していただくことを強く願うものであります。

本日、所信表明とマニフェストで示された10項目についてお尋ねをしてまいりました。深くは、また今後お聞きしてまいりますが、いずれの施策においても、志布志市の将来にとって極めて重要な時機を得た提案であったと受け止めています。どうか市民の声と真摯に向き合い、対話を重ねながら丁寧に確実に事業の推進に当たっていただけることをお願いして、私の一般質問を終わりといたします。

○議長（小野広嗣議員） 以上で、野村広志議員の一般質問を終わります。

ここで、しばらく昼食のため休憩します。

○
午前11時59分 休憩

午後1時05分 再開

○議長（小野広嗣議員） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、8番、八代誠議員の一般質問を許可します。

○8番（八代 誠議員） 改めまして、皆さんこんにちは。会派、志みらいの八代誠です。まずは、下平晴行市長、3期目の御当選おめでとうございます。私たちも定数は減りましたが、16人の議員も志布志市のために精いっぱい働かせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。今回は、大きく三つのテーマについて質問させていただきます。それでは、早速、通告書に従い、一問一答により質問いたします。

初めに、高齢者の健康維持についてお伺いいたします。私は、現在64歳です。昭和36年5月5日が誕生日です。よって、5月には65歳になります。一月ぐらい前に、日本年金機構から緑色の封筒が届きました。封筒には「大切な書類です」という文字と「年金請求在中」と書いてありました。今回の市議会議員選挙準備、あるいは選挙期間と重なってしまって、ゆっくり書類の確認ができていませんでした。最近、書類を確認しながら、「年金か、年を取ったなあ」と改めて感じています。「健康寿命」という言葉も調べてみました。「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間」と解説されていました。

そこで、最初の質問になります。市長は、高齢者が健康を維持していくため、どんなことが必要であるとお考えですか。

○市長（下平晴行君） 八代議員の御質問にお答えします。

高齢者の健康寿命延伸のためには、体や心の機能低下を防ぎ、介護が必要な状態になるリスクを軽減することが可能なフレイル予防に着目した取組が必要であるというふうに考えています。高齢者では、身体の健康、心の健康、社会とのつながりを同時に維持向上することが重要であり、特に栄養、運動、社会参加を意識して日常生活に取り入れることでフレイルの進行を防ぎ、自立した生活を長く維持できると考えています。そのためには、本人だけではなく、家族や地域、また行政が協力し、支えることが効果的であり、そのための環境整備や健康を包括的に支えることが必要というふうに考えているところであります。

○8番（八代 誠議員） 通告書には、「グラウンド・ゴルフの練習あるいは大会に日常的に使用できる専用の施設を」ということをお願いしておりましたが、本題に入る前に少しだけ紹介しておきたいことがあります。私が住む有明町伊崎田におけるグラウンド・ゴルフ場の現状についてお話しします。昭和57年農村総合整備モデル事業において、菅牟田集落に菅牟田農村公園が開設されています。伊崎田校区コミュニティ協議会により団体育成費が長寿会に補助され、その長寿会の諸活動及び菅牟田公園の草刈り、あるいは花壇の管理、設置してあるトイレの掃除などをお願いしています。しかし、このトイレは、くみ取り式になっており、年2回程度のくみ取り費用を校区コミュニティ協議会が負担しています。ほぼ伊崎田地域の人たちは、私も、菅牟田農村公園を常設のグラウンド・ゴルフ場として認識しています。また、有明町山重地区には清水グラウンド・ゴルフ場があります。この場所では、グラウンド・ゴルフ場でありながら、「ふるさとまつり山重」なども開催され、PTAバザー、あるいは野菜の販売、ピザ、手作りのお菓子などの販売も行われているようです。日常の公園管理については、どの団体がしているのかは把握し

ておりません。この公園は、平成30年に市民提案型共生・協働・自立のまちづくり事業を活用され、仮設トイレが設置してあります。当時は、年間2万人の利用者があったと記録されていました。しかし、このトイレも10年が経過しようとしています。このグラウンドのトイレについて「どげんかならんけ」と、有明地域の議員は、ほぼ耳にしたことがあるというふうに思います。私もそうです。数年前の同僚議員の一般質問になります。「通山地区にあるふれあい広場のトイレの環境改善の考えはありませんか」という質問に、市長は、次のように答弁をされました。「通山地区にあるふれあい広場は、高齢者のグラウンド・ゴルフや地域の子供たちの遊び場として利用されている。また、あずまやも整備されており、地域住民の憩いの場としての役割を担っています。多くの方々に気持ちよく利用していただけるよう、トイレを含めた環境整備に努めます。和式を洋式化し、水洗化も検討します」多分そういうふうになったんだろうというふうに思います。有明地域の今御紹介した三つの公園、あるいはグラウンド・ゴルフ場のこれが現状になります。通山地区のふれあい広場だけが本市の公共施設として位置づけられています。それぞれの公園が開設されたときの様々な背景、理由ですよね、歴史があったかと思いますが、市長は、この三つの公園の環境の差をどのようにお考えですか。

○市長（下平晴行君） 現在、グラウンド・ゴルフを行える施設は、市の公共施設のみならず、各地域でも個人所有地を地域のふれあいの場として提供していただいていることや、そこでグラウンド・ゴルフも行われている状況は認識しているところであります。これまで、グラウンド・ゴルフを行っていただいている市の公共施設につきましては、地域からの要望があった際にはトイレの改修を行うなど、環境整備に努めてきたところであります。グラウンド・ゴルフを行える環境の格差につきましては、市の公共施設と個人所有地で差があることは認識しているところであります。個人所有地に対して市が環境整備を行うことは、公金の支出という観点から難しいというふうに考えていますが、先ほどありましたように、コミュニティ協議会での対応、これは、今の地域魅力応援事業というので、上限100万円出しています。これは、例えば200万円であると、2か年の計画書を出していただければ、それは活用できると私は思っていますので、そういう活用の仕方もあるのではないかとこのように思っています。

○8番（八代 誠議員） 今度は、教育長にもちょっとお伺いいたします。今、市長は、「コミュニティ協議会のほうで、そういった提案型の活用があるよ」ということだったんですが、こういう環境の差、ちょっと言葉では背景というようなこともお話ししましたが、各地域でそれぞれニーズのあった年、伊崎田地区は昭和57年という話もしました。今、市長の言葉には「民地である」というような話も出ました。そういった環境の差、もともとそのグラウンド・ゴルフ場として認識しているんですけど、山重地区のほうでは民地が絡んでいたり、「だから、公金を使つての環境整備は、ちょっと厳しいですよ」というお話です。そういった差についての改善策の根本的なものというのは検討できませんか。

○教育長（福田裕生君） お答えいたします。

グラウンド・ゴルフにつきましては、教育委員会所管の施設に限らず、各地域でも活発に行わ

れていることは認識をしています。グラウンド・ゴルフ場に限らず、スポーツ施設全体の整備の方針といたしましては、施設の稼働状況や利用者数を考慮した上で、各施設の整備計画を立てているところではございますが、志布志市の施設は、皆さん御承知のとおり、市外のスポーツ合宿でも多く利用されていることから、市外の利用状況やそれによる経済効果等も踏まえ、総合的に判断して整備計画を立てているのが現状でございます。グラウンド・ゴルフの専用場の整備につきましても、専用場を整備することで、先ほど議員のほうからありました高齢者のスポーツ振興にも寄与し、人が集まれる場所として、外出促進に一層つながることも大いに期待されるというふうに捉えています。教育委員会といたしましては、今後、市長部局とも十分に連携を図りながら、例えば市の土地であるところを活用できないか等も含めて、設置場所等の選定の可否等も含め、調査研究してまいりたいと思っています。

○8番（八代 誠議員） それではですね、本題に入ります。教育長からも御答弁をいただいたのですが、隣接する大崎町及び曾於市には、町及び市が管理する常設のグラウンド・ゴルフ場があります。本市にも高齢者の健康維持のためにグラウンド・ゴルフ場の練習や大会に日常的に使用できる専用の施設を開設できないかということで伺っていきます。野村議員の質問の中にもありました立地適正化計画ですかね、そういったことも含めてお聞きしていきます。本市は、新庁舎建設についてもその建設予定地を検討しなければなりません。また、南海トラフ地震や種子島東方沖地震が発生した場合、本市が策定した災害廃棄物処理計画においては、災害廃棄物の量が約55万8,000トン。廃棄物の仮置場については、その候補地の一部に浸水想定区域も含まれています。災害廃棄物処理計画の35ページになりますが、災害廃棄物の置場について、候補地の絞り込みにおける留意点が8項目ほど掲載されています。新庁舎建設の候補地、あるいは災害廃棄物処理の仮置場など、平常時においては市営の公園やグラウンド・ゴルフ場として利活用できるような施設の開設を私はお願いしたいというふうに思います。長い話になるんですが、検討していただければというふうに思います。市長、どうですか。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、大崎町では常設のグラウンド・ゴルフ場がありません。質問がありました災害廃棄物処理場の置場のみならず、そういう市有地として使える場所がないかどうかも含めて、調査研究させていただければというふうに思います。

○8番（八代 誠議員） そういったことで、教育長だけがそういう話をされるのかなと思ったんですけど、市長も調査研究していただけるということでした。私は、「無理ですよ」と言われるかと思って質問しておりましたが、そこについてはよろしく願いいたします。

それでは、次の項目に移ります。今回、市長の所信表明には「地域通貨の活用」という聞き慣れない言葉の記載がありました。この地域通貨とは、どんなものなのか、計画段階なのか、もう既に確立しているのか、内容について分かりやすくお願いします。

○市長（下平晴行君） 地域通貨につきましては、地域内限定の通貨を発行する仕組みのことで、利用先を地域内の加盟店に限定し、消費を地域内にとどめることにより、地元事業者の売上げ向上等の地域内における経済活性化につながるもので、本市におきましても、第4次志布志市情報

化計画において地域内経済の循環を促す重点施策として位置づけているところであります。また、単に通貨を発行するだけではなくて、ポイント付与や電子マネーを連携させるサービスなど、スマートフォンアプリ等を使って構築することも可能なことから、利用者の利便性向上も期待されるところであります。一方で、導入や運用に係るコスト、利用者、地元事業者への普及等、課題も多いことから、現在、専門部会におきまして課題解決に向けた調査研究を行いながら検討を進めているところでございます。

○8番（八代 誠議員）　そこで、通告書にも記載していますが、隣の大崎町では、「オオサキポイント」と称しまして健康促進ポイント事業を展開しています。内容について要約して御紹介いたしますと、健康づくりを応援するアプリを登録して、歩いたり、体重や体調を記録すると、ポイントが貯まります。獲得したポイントは、先ほど市長からもありましたように地域通貨、大崎町ですので「オオサキポイント」として付与され、大崎町内の加盟店で買物などに利用が可能です。ポイントの項目は、8項目になっていました。起動、電源を入れる、アプリを立ち上げる、自ら設定する目標歩数、それから厚生労働省が推奨する歩数、そういったものが一日一日達成できれば、ポイントになっていきますよというようなことで、1ポイントが1円です。1か月最大が1,000ポイント。ということは、最大1,000円頂ける。年間にすると、1万2,000円が付与されますよというような案内が出されています。「毎日の健康習慣が、あなたの暮らしにちょっと嬉しい特典をもたらしますよ」となっています。本市の地域通貨の活用についても先ほど説明があったんですが、高齢者の健康増進や健康維持に関するメニューは、今調査研究中だということでした。こういったものをぜひ組み込むように検討をお願いしたいということで、お願いします。

○市長（下平晴行君）　高齢者の日々の健康づくり活動にポイントを付与する仕組みは、市民の皆様の健康意識を高めるとともに、地域経済の活性化にもつながる大変有意義な取組であるというふうに認識しています。健康増進メニューの導入効果や実現性について、地域通貨導入の検討に併せて調査研究してまいりたいというふうに考えています。

○8番（八代 誠議員）　調査研究というか、今、「大事なことだ」というふうに言われたので、メニューに特典みたいな形で組み込む努力をしますよということで、私は捉えればいいですか。

○市長（下平晴行君）　そのとおりでございます。

○8番（八代 誠議員）　それでは、2項目目の農業政策について伺っていきます。国から物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が交付されるに当たり、令和8年1月に臨時会が招集されました。本市は、この交付金の使い方については、国が示す数多くの推奨メニューから畜産配合飼料高騰緊急支援事業を選択しています。本当にこれは、ありがたかったなというふうに思っています。市長がこの様々なメニューがあった中から、畜産配合飼料高騰緊急支援事業を選択されたその理由と、市長の今後の4年間の志布志市の農業に対する思いについて、お示してください。

○市長（下平晴行君）　畜産配合飼料の高騰は、長期化する国際紛争や円安等の要因により、現在も高止まりが続いている状況であります。畜産業の生産費に対する配合飼料の割合は、3割か

ら6割を占めるために、畜産配合飼料の高止まりが畜産業の経営を大きく圧迫する中、生産コストの高騰分を販売価格に十分に転嫁できていない状況を踏まえ、配合飼料の高騰分の2分の1以内を国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、全畜種の支援をすることにしたところであります。畜産をはじめ、農業は、本市の基幹産業であり、農業全体が潤うことで市の商店街等の活性化も図れるというふうに考えていますので、今後においても世界情勢や円安等の動向を注視しながら、農家が経営を継続できる思いを持って臨んでまいりたいというふうに考えているところであります。

○8番（八代 誠議員） 1月の臨時会で提案された事業費の額が6,236万8,000円ということなのですが、担当課のほうにお伺いいたします。これは、予算が不足するという事はないですね。

○畜産振興監（藤野博三君） お答えいたします。

過去の実績等を勘案し積算しているため、予算が不足することはないと思います。仮に予算が不足することになった場合は、補正予算で対応したいと考えています。

○8番（八代 誠議員） それではですね、この支援策の内容について、少しお伺いいたします。支援される内容が牛の生産農家支援、子牛ですね、肥育農家支援、酪農農家の支援、肥育用の養豚農家の支援、鶏卵農家支援、養鶏場農家支援になっています。本当に大変ありがたい事業だというふうに感謝しています。ただ少し気になったのが、交付上限額が1農家当たり50万円になっています。少し調べてみました。支援対象品目という言葉が正しいか分かりませんが、対象品目によっては今お話しした牛も子牛と肥育があります。酪農ですから、乳牛、それから豚、鶏、それから鶏の卵の農家。志布志市は、上限額が50万円になっていますが、県内の他市では、上限額が75万円という自治体があります。市長は、この畜産農家に対する支援内容で十分であるとお考えですか。

○市長（下平晴行君） 十分であるかないかというのは、ちょっと私もこの予算を計上した背景には、先ほど言ったような配合飼料の高止まりということでの対応ができないかということで支援したわけでありますので、そのことについては、受け取る側の農家のほうがどういうふうに見えるのか等も含めて、今後、精査をしてまいりたいというふうに考えています。

○8番（八代 誠議員） 今、中身についてお聞きしていますので、最後にまたその思いというものについては、お伺いしたいと思います。

内容について、もう一つお伺いいたします。臨時会に提出された補正予算説明資料の積算根拠についてであります。令和5年と令和4年の配合飼料費を比較し、先ほど市長答弁にもありましたが、増加した分の2分の1以内を補助するとしてあります。この子牛の部分がちょっと気になりましたので、お伺いしたいと思います。支援内容の繁殖牛、子牛の項目中の値上がりした分の額が書いてあって、掛ける2分の1イコールに点々が付いて「約」という記号が記されています。しかし、子牛以外については、2分の1に近い金額になっているのですが、ここの子牛の項目中を2分の1に近い金額として考えていくと、1頭当たりの補助額が1万4,000円程度にな

りますよねということです。対象であると予測された子牛の数が3,990頭になりますから、差額の4,000円に3,990頭を掛けると、1,596万円程度の金額が不足しているのかなというふうに、私としては考えてしまいます。提案された事業費の合計は、6,236万8,000円です。先ほどの質問とちょっと重複しますが、市長は、これで十分であるとお考えですか。

○畜産振興監（藤野博三君） 補助率につきましては、2分の1以内としており、過去における積算時も千円未満を切り捨てて、子牛出荷については1頭当たり1万円としておりましたので、同様の単価設定したところであります。

○8番（八代 誠議員） この補正予算案が提出された時点でお聞きすればよかったんですけど、議会進行上、「あら、もう終わってしまった」ということで聞くことができませんでしたので、今回、質問をさせていただきました。最近の子牛の市場成績を見てみると、令和5年、令和6年あたりでは子牛の平均価格が50万円を割っていました。令和7年に入って少しずつ値段を上げて、今、令和8年になったのですが、県の平均価格が70万円台になっています。この状況が持続すればいいんですが、今後については、本当に不透明な状況です。ロシアがウクライナを侵攻して、今アメリカが、あるいはイスラエルがイランを侵攻と言うんですかね、しています。世界情勢も非常に不安定な状態です。農家の皆さんも、市民の皆さんも、大変不安を抱えていると思います。蔓延する物価上昇が消費者の節約意識を高め、国産和牛の需要に影響を与えていると私は考えています。配合飼料価格の高騰を含んだこれらの要因により、今後、肥育農家の収益悪化により、子牛の購買価格が減退していくのではないかと懸念をしています。子牛生産農家、肥育農家経営を維持するために、懸命な努力をしておられます。まさしく課題は山積しています。市長は、「現場主義」をよく言われます。今後、現場の声が「何とかしてください」というような状況が見られることになったときには、市長、市単独による上乘せの支援とかいう形で検討をされますか。

○市長（下平晴行君） 先ほどありましたとおり、子牛価格については、令和7年2月以降上昇傾向にあります。これまでの子牛価格低迷による影響は、まだまだ埋まっていないというふうに認識をしているところであります。また、肥育において、令和6年12月以降、牛マルキンの発動がない状況が続いていますが、子牛価格が上昇傾向であることから、今後厳しい経営となることと認識しています。これまでも国の交付金やふるさと志基金等を活用し、国支援の差額に対する市単独支援事業を行ってまいりましたので、今後において国際情勢や円安、国等の動向を注視しながら、必要な支援を前向きに検討してまいりたいというふうに考えています。

○8番（八代 誠議員） ここの部分、質問の件名を農業政策についてということで、ヒアリングでは話しておりません。農業政策について、もう1点、お願いいたします。所信表明にも「稼ぐ力」、私は、農業については本当に稼ぐ力が必要だなというふうに思っています。それから、「ブランド力」という言葉も出てきたように思います。志布志市には、この畜産農家だけではなくて、ピーマン、イチゴ、それからサツマイモですね、お米、様々な農家の方が農業を営んでおられます。こういった方々の農業が本当に稼ぐ力を発揮できるような環境、こういった支援につ

いても、市長は、先ほども畜産についてお答えいただきましたが、志布志市の農家に対して、今後、市長が考えられるその稼ぐ力を発揮できるような仕組みづくりをどういったふうに考えておられるのか、本音を聞かせていただきたいと思います。

○市長（下平晴行君） 先ほどありますように、「稼ぐ力」、「ブランド力」というようなことを考えますと、特に農業は、基幹産業でありますので、そのことによって商店街、観光につながっていくと思っています。どういう形で支援ができるかと申しますと、はっきり今、こんな形では言えませんけれども、何らかの形でやはり支援していかなければいけないというふうには思っています。その支援策をどのように今後対応していけるのか、これはもう財源的なものもありますので、そこをしっかりと検討してまいりたいというふうに考えています。

○8番（八代 誠議員） 先ほどお話ししましたが、私も64歳で、もうすぐ65歳になります。小学校1年に上がるか、上がらないかとかそれぐらいの頃、じいちゃんは亡くなっていましたので、家にはばあちゃんが1人いました。もちろん、おふくろとおやじもいましたけど、ばあちゃんが志布志地区に行くときには、よく「まち、けもんに行っど」と言ってくれていました。やはり志布志地区の商店街に買物に行くというのがうれしかったですね。やはり有明地域、松山地域、そして志布志地域の中山間地域の人たち、農家を営んでおられる方々はいっぱいおられます。そういうところが稼いでこの商店街で買物していただくというのが、本当に一番理想だなというふうに思っています。農家がもうからないと、私たちが発展しないというふうに思っていますので、どうぞ今後ともよろしくお願いします。

それでは、最後の項目の伊崎田地区の住居環境整備についてということでお願いいたします。まず、教育長に伺います。県が計画している事業ですので、分かる範囲で御答弁ください。よろしくお願いします。県の教育委員会学校施設課は、特別支援学校の教育環境を改善するため、曾於地区において特別支援学校の新築工事を含む令和8年度の当初予算案を公表いたしました。事業名及び事業内容、予算額について、分かる分だけお知らせください。

○教育長（福田裕生君） お答えいたします。

現在、県が公表しています令和8年度鹿児島県一般会計当初予算案の概要によりますと、事業名は特別支援学校教育環境改善施設整備事業、事業内容といたしましては「特別支援学校の教育環境を改善するため、曾於地区において特別支援学校の新築工事を行うとともに、伊佐・湧水地区における整備に向けて実施設計等を行う」とあり、予算額は18億3,349万5,000円と記載されています。

○8番（八代 誠議員） 昨年9月の定例会において、「施設は、教育長、分かりますか」というふうに質問させていただきました。教育長は、次のとおり答弁されました。「施設の概要として、敷地面積が1万8,000平方メートル、木造2階建ての管理校舎棟、鉄筋コンクリート造り一部鉄骨造り2階建ての特別教室棟、それから廊下棟、鉄筋コンクリート造り一部木造1階建ての屋内運動場やプール棟など、合計7棟の建物と運動場が整備される計画ですよ」ということでした。現在、伊崎田学園では、中学校校舎が完成し、小学校校舎内も改修工事が進んでいます。志

布志市も特別支援学校新築工事がスムーズに展開されるように努力していただいています。鹿児島県は、整備する期間を令和8年度から令和9年度の2年間と見込んでいます。今年度の18億3,349万5,000円は、「伊佐・湧水地区における整備に向けての実施設計等を含む」というふうにお答えいただいたのですが、今回、先ほど私がお示した伊崎田中学校の敷地に建設を予定する7棟のうち、どこら辺の工事をしていくのか、内容について分かれば、お示してください。

○教育長（福田裕生君） 県の事業ですので、今後、県教育委員会とそういった内容の情報共有も含めて、しっかりと連携していきたいと思います。なお、今後また県のほうからそういった内容の詳細について情報が入りましたら、関係者、それから地域の方々への周知を図ることも大切にしてまいりたいと思います。

○8番（八代 誠議員） 少しは分かっているのかなと思って、ちょっとがっかりしました。ただ、自分が考えるに、木造2階建ての管理校舎棟ぐらいはできていくんじゃないかなと。自分たち議員にも全員協議会の中で幾度と説明があったわけなんですけど、ここが本校舎というか管理棟ということですので、その管理棟が今の中学校のグラウンドにできるということは、多分、本体工事の管理棟部分を進めながら、上のほうの必要のない分を取り壊していくのかなという想像なんです。それぐらいはあるのかなというふうに思ったんですけど、やはりそこはどうなんですか、何か答えられるんですか。

○教育長（福田裕生君） 今議員のほうからありましたおおよその内容等については、去年のうちに県には聞いていますけれども、年が明けましてから、まだ詳細に具体的にそのようにするといったようなことまでの状況は把握しきれていないところでございます。分かり次第、またお伝えしたいと思います。

○8番（八代 誠議員） 分かりました。私の想像で止めておきます。この分についても「分かりませんよ」と言われるのかもしれませんが、令和8年度に入っていくわけです。伊佐・湧水地区も含めてということで、令和8年度の予算額が18億3,349万5,000円ということなんです。令和9年度も工事が発生するわけなんですけど、令和9年度も含んだ県が想定している総工事費というのも分かりませんか。

○教育長（福田裕生君） 県の令和8年度予算額につきましては、伊佐・湧水地区特別支援学校の整備計画分を含めた額となっておりますが、そのうち曾於地区特別支援学校の整備には約16億7,000万円が充てられる予定と伺っています。また、併せて債務負担行為といたしまして、令和9年度までに約36億5,000万円が計上されており、総額で申しますと、約50億円規模の施設整備になることが見込まれているようでございます。

○8番（八代 誠議員） 分かりました。これも多分、分からないんだろうなというふうに思っていましたけど、50億円なんですね。よく分かりました、ありがとうございます。去年の質問で、特別支援学校に通うであろう児童生徒の皆さんの人数と、学校で働いていただく教職員の皆さんの人数について伺いました。教育長からは、「令和10年4月の開校時に、児童・生徒が約90人、教職員が約70人を鹿児島県は見込んでいますよ」という報告だったんですけど、この人数について

の現時点での変化というのはいないですか。

○教育長（福田裕生君） 現在までのところ、県のほうからその後の人数変更等についての連絡を受けておりませんので、現時点においては、そのままの人数で推移しているのではないかとこのように承知しています。

○8番（八代 誠議員） 教育長には最後の質問になります。少し耳の痛い話になるかもしれませんが、誠意を持ってお答えいただきたいと思います。今年に入って2月に、伊崎田学園ですので、小・中一緒に学校運営協議会が開かれました。私もその委員ですので、校長先生からの報告でした。現時点での小学校と中学校の敷地にまたがって建設されているふれあい館の駐車場についてです。特別支援学校建設が始まってしまうと、特別支援学校建設関係者の車両駐車場や現場事務所あるいは作業員の方々の休憩所の設置に使用したいと。多分、車が30台、40台ぐらいたまわれるアスファルト舗装がしてある駐車場です。この駐車場について、使用を控えてほしいという内容の報告がありました。この駐車場は、現在、小・中学校職員の駐車場及びPTA行事あるいは地域の行事、例えば、小・中学校と地域合同の運動会、伊崎田相撲大会開催時の駐車場に使用されています。また、このふれあい館は、最近ではこの前の国政選挙もそうでしたし、自分たちの選挙もそうでしたが、投票所になっています。しばらくの間、不便を感じるんだなというふうには考えていますが、この県が想定している伊崎田学園に勤務されている教職員や父兄及び地元住民がふれあい館の駐車場を使用できない期間というのは、どの程度になりますか。

○教育長（福田裕生君） その件につきましては、まだ具体的な内容は伺っていないところでございます。しかしながら、今、これも議員のほうから提示がありましたとおり、現在もこの駐車場につきましては、学校関係者、保護者、地域の方々がいろんな行事のときに多数使っておられるという状況がありますので、今後、具体的な工事についてどういった形で、どの範囲をお使いいただくことがいいのか、また地域の方々にとってどれくらいが必要か、そして期間も含めて十分そこは詰めていくことが必要になろうと思います。また、その時点で地域の方々には具体的なことをお示ししたいと思っています。

○8番（八代 誠議員） 「不便になるな」というふうに思いますので、そこについては、しっかりまた方向性が決まったら、周知をお願いしたいと思います。

それでは、市長にお伺いいたします。ここは、一番大事なところですので、よろしくお願ひいたします。昨年9月定例会の一般質問におきまして、「伊崎田地区に移住・定住を促進するための環境、住宅用地あるいは学校職員用一戸建て住宅等の整備の検討はできませんか」とお願ひいたしました。市長は、「同地区への住宅用地や戸建て住宅の整備は考えていない」と答弁されました。しかしですね、議会議事録には続きがあるんです。私がですね、「民間ですが、小学校に隣接する保育園があります。そして、小中一貫校。来年4月には」というのが、去年の9月ですから、「今年の4月には、伊崎田中学校の新しい校舎が完成します。そして、令和10年4月には、鹿児島県立の曾於地区特別支援学校が開校予定です。市長、まだ特別支援学校の開校まで2年ありますよ。市長が『うん』と言われるまで、この質問を続けます。市長、検討できませんか。も

う1回、お願いします」と、市長に伺いました。市長は、「考え方としては、よく理解できる場所です。今、整備をしますとは言えないところです。その辺は、御理解していただきたい」と答弁されました。私、この部分をですね、議会議事録を何回も読み返しました。これは、独りよがりな考え方かもしれませんが、「これは、もしかしたら、脈があるんじゃないか。お願いして、お願いして、お願いしまくるしかないな」というふうに考えています。市長、御検討できませんか。

○市長（下平晴行君） 一昨年、令和10年度に伊崎田地区に県立の特別支援学校が整備されることが決定し、今後、児童生徒の通学、学校職員が勤務することが予想されるところであります。また、伊崎田地区は、認定こども園や小中一貫校が整備される特徴のある地区というふうに認識しており、今後、特別支援学校の整備により環境が充実し、地域の活性化も期待できる場所であるというふうに認識しています。しかしながら、道路網の整備により、学校職員は通勤可能な範囲が広がり、また通学のためのスクールバスが運行されるところであります。今後の公共施設の維持管理については検討中であることや、志布志インターチェンジを除いた各インターチェンジ周辺地区については、志布志市都市計画マスタープランにおいて、「周辺の農業・林業等の生産基盤の確保・保全に配慮しつつ、交通アクセスの利便性と自然環境を活かした土地利用を検討する」としており、現在、居住環境の整備については考えていない場所です。

○8番（八代 誠議員） 私たちですね、いろんなものを調べて読んで、質問をしつこくやろうと考えます。先ほども野村議員とのやり取りにもあったのですが、志布志市は、立地適正化計画、あるいは平成30年3月に志布志市都市計画マスタープランの策定をしました。今、市長が答弁された言葉もそこに出てきます。計画の前提条件として、志布志市都市計画マスタープランは、「土地利用や都市計画に関する様々な情勢や、市民のまちづくりに関する意向の変化などを考慮しながら、適宜・適切に見直しを行います」。対象範囲について、今、都市計画地域というふうに言われましたが、「志布志市都市計画マスタープランは、原則として『都市計画区域』を対象とするものです」と、ここに書いてあります。「しかし、3町が合併し、初めての計画策定であることから、対象は、市全域としますよ」というふうに書いてあります。私が書いたんじゃないです。志布志市が作った志布志市都市計画マスタープランに、「なるほど、うなずけるな」ということの文字が書いてあります。また、この計画書のうち、土地利用検討ゾーンとして、東九州自動車道や都城志布志道路のインターチェンジ付近のことについても提言されています。「都城志布志道路の建設により都市的な土地利用が見込まれるインターチェンジ周辺部は、新たな土地利用検討地域として位置づけ」、ここは、もう先ほど市長も言われましたが、「周辺環境との調和を図りながら、市の活力向上につながる施設の誘導、居住環境の形成等、利便性を活かした新たな土地利用を検討します」と、まさしく伊崎田地区は、市の力をお借りしながら県立特別支援学校を誘導します。都城志布志道路の伊崎田インターチェンジもあります。まさしくですね、情勢の変化、あるいは施設を誘導しました。これは、ここにぴったりプランが提言しているとおりだなというふうに私は思いました。市長は、思われませんか。市長、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 平成30年3月に策定した志布志市都市計画マスタープランは、原則として都市計画区域を対象に設定するものでありますが、市全体のまちづくりの方向性を定めるためであることから、対象範囲は市全域としています。計画策定から既に8年が経過し、その間においても近年の急激な人口減少や少子高齢化の進展、インフラ施設の更新など、財政面及び経済面における持続可能な都市経営の確保が重要な課題となっているところであります。こうした課題を踏まえ、より具体的な施策を推進するため、令和6年度から令和8年度の3か年で立地適正化計画を策定しています。現在、策定中であります本計画においても、志布志市都市計画マスタープランの考え方を踏襲しており、有明地域、松山地域を地域生活拠点と位置づけています。この拠点の誘導方針としては3点ありますが、一つ目は、都市機能の維持更新として、各支所や福祉施設等の既存施設等を維持しつつ必要に応じて更新や機能の充実を図る。二つ目に、居住環境の安定として、機能維持のため空き家活用や小規模な住宅更新で人口を維持する。三つ目に、交通アクセスの確保として、中心拠点、成長拠点としての公共交通ネットワーク維持を図る。この3点を課題解決に向けた誘導方針として位置づけているところであります。このことから、御質問の伊崎田地区に移住・定住を促進するための環境整備ができないかにつきましては、誘導方針が示しているとおおり、現在のところ新たな整備は考えていないところであります。

○8番（八代 誠議員） なかなか厳しい答弁だったのですが、私は、諦めるつもりはありません。立地適正化計画、志布志市が持っている志布志市都市計画マスタープラン、確かに都市計画というと市街地になるんでしょうけど、私は、この立地適正化計画というのは地域計画だというふうに思っていますので、決して都市計画ではないんだ、そういうふうに考えてしまうんですよ。「街部だけが良かんとなつて」、そういうことじゃ決してない、地域もしっかりした計画に基づいてまちづくりが進んでいくということが非常に大事だなと。先ほど教育長からもありましたように、2年間かけて50億円の代物が市が持ち出しすることなくできるわけですので、そういったところもしっかり考えていただいて。70人もの先生方が来られる。中には、「じゃあ、志布志市伊崎田地区に住んでみようかな」という人がおられると思うんですよ。そこを簡単に「交通の利便性が良くなったから」という言葉で、「ちょっと、きついなあ」というふうに思ったところです。またですね、舌が乾かないうちに何か材料を探して、これをお願いしようと思っています。特別支援学校ができる2年間の間にということでもありません。伊崎田地区もしっかり立地適正化計画、伊崎田地区だけではない、有明地域全体、そして松山地域全体についても、やはり住民の方々が「そんなのがあるんだ」という目が輝くような計画書というものを、先ほど野村議員からもありましたように、「そのリスクが少ないところへ引っ越すから、立地適正化計画じゃつまらないよな」というふうに思いますので、今後の志布志市がもっと住みやすい輝くようなまちになるために、ぜひ、立地適正化計画イコール志布志市全体の地域計画として策定していただきたいというふうに思います。偏りのない平等なまちづくりということを望んでいます。市長、すみません、もう1回、お願いします。

○市長（下平晴行君） 現在、今後の公共施設のいわゆる維持、管理、活用について検討をして

いるところであります。これは、教育財産、それから全体的な公共施設を今後どう管理していけばいいのかということで、自分的には公共施設管理課みたいなをつくって、しっかりと管理していこうと、いわゆる無駄な財源を使わないようにという考え方であります。そういうようなことも含めて、また志布志インターチェンジを除いた各インターチェンジ周辺地域につきましては、志布志市都市計画マスタープランに基づき、「周辺の農業・林業等の生産基盤の確保・保全に配慮しつつ、交通アクセスの利便性と自然環境を活かした土地利用を検討する」としていることから、先ほど言いましたように、現在、居住環境の整備については考えていないということでございます。

○8番（八代 誠議員） 終わります。

○議長（小野広嗣議員） 以上で、八代誠議員の一般質問を終わります。

次に、5番、稲付洋平議員の一般質問を許可します。

○5番（稲付洋平議員） 改めまして、こんにちは。2期目初めての一般質問となります。4年前の一般質問をしたときの緊張感を忘れず、2期目もしっかり努めていきたいと思っております。よろしくお願いたします。それでは、通告書に従い、早速、質問のほうに移らせていただきます。

まず、道路の保全について伺います。有明中学校から通山地区までの道路の保全について。経年劣化によりガードパイプのパイプ部分が外れている箇所があります。その部分について、以前、執行部より何点かは補修をいただきました。そのことは、市民の方からも感謝の声をいただいておりますので、この場でお伝えいたします。しかしながら、この区間は、有明小校区の小学生、有明中学校に通う通山小校区の中学生並びに志布志高等学校、尚志館高等学校の生徒も通学いたします。この道路は、執行部として把握しているとは思いますが、ガードパイプの支柱も明らかに劣化している地域です。点検作業は、定期的を実施しているのか、また併せて、ガードパイプの補修について、これまで要望等はなかったのかをお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 稲付議員の御質問にお答えします。

有明中学校から通山地区までの道路についてですが、市道吉村・押切線と市道飯山・通山1号線となっております。歩道及び農道区間として管理しています。ガードパイプの補修の要望がありますが、歩道区間については、これまでも要望があったところであります。点検作業については、要望があった箇所を含めて令和7年度に現地調査を実施したところであります。

○5番（稲付洋平議員） 今、市長答弁の中で「要望があった」ということですがけれども、この要望の件数がどれぐらいあったのかが分かれば、教えていただきたいと思っております。分からなければ、結構です。

○建設課長（富岡 裕君） すみません、手元に資料がございませんので、後ほど報告させていただきます。

○5番（稲付洋平議員） ヒアリングで私も言っていなかったもので、失礼しました。では、このガードパイプなんですけれども、これは、実際に何年前に設置されたかをお伺いいたします。

○建設課長（富岡 裕君） 大部分が合併以前に設置されたかと把握しています。耐用年数等もあ

りますので、定期的に現地調査を実施しており、市道吉村・押切線の歩道のガードパイプについては、令和7年11月に9か所の補修を行ったところでございます。それ以外の箇所につきましても、年次的に順次補修を行っていく予定でございます。

○5番（稲付洋平議員） 合併時ということは、約30年近くたっているということですよ。ちなみに、この区間なんですけれども、ガードパイプがあつて、田畑側の部分は自転車、歩行者、時には農業機械、トラクター、そういったものも通行しているんです。このことは、執行部としては把握していますか。

○建設課長（富岡 裕君） 先ほどの要望についてですが、中学校の保護者から2件ほどあったところでございます。それと、先ほどの質問ですが、自転車、歩行者、農業用機械や車両も通行していることは把握しているところでございます。有明中学校から飯山地区までの区間につきましては、市道吉村・押切線の歩道としています。飯山地区から通山地区までの区間は、農道となっています。

○5番（稲付洋平議員） 今、区分のほうも分かりました。ちなみに、この全区間のガードパイプの総延長は、分かれますか。

○建設課長（富岡 裕君） お答えします。

歩道部分で約1,400メートル、農道部分で約1,700メートルとなっています。

○5番（稲付洋平議員） ということは、3,100メートルということですよ。ちなみに、令和7年度、令和6年度でも構いませんが、ガードパイプ転落防止柵のメーター当たりの単価というものは、お幾らですか。

○建設課長（富岡 裕君） 1メートル当たり約1万5,000円となっています。これは、諸経費込みでございます。

○5番（稲付洋平議員） 3,100メートルということですので、総事業でいった場合は、4,650万円ほどかかるわけですよ。仮に、これを年間150メートルずつ修繕した場合は毎年225万円で20年近く、年間300メートルずつ修繕をした場合は単純に10年ほどかかってしまうと思うんですね。となったときに、この部分は、やはり先ほど2件要望もあつたということですが、私も地域の市民の方からもいろんな声を伺っています。なので、ここが壊れたから部分的に補修するのではなく、将来、全体的に修繕計画を立案していくべきなのかなと考えるところです。そちらは、どうお考えになりますか。

○建設課長（富岡 裕君） 議員が申されている全線できればよろしいのですが、やはり財源的なものがあります。こういう国庫補助等があれば、可能なのでございますが、やはり予防保全的に、要望がある前に補修することが前提となっていますので、定期的に現地確認や調査をして、損傷程度や優先度を勘案して、順次補修を進めていきたいというふうに考えています。

○5番（稲付洋平議員） 今回、この質問の前にも、私自身も何回か歩いて「危ないんじゃないかな」というところがやはりありましたので、引き続き、子供たちの通学、そういったものを守るためにも保全をお願いしたいと思うところです。よろしくお願ひしたいと思ひます。

続いて、2番目に移りたいと思います。この有明中学校から通山地区までの区間の市道吉村・押切線と飯山・通山1号線がちょうど交差している部分がございます。また、両方の市道脇には大型水路がちょうど隣接しており、飯山地区付近の一部まではコンクリート構造物でしっかり水路自体が保たれている状態です。ただ、市道吉村・押切線と飯山・通山1号線の接点ですね、ちょうど三差路部分から通山地区にかけては、土水路の部分、コンクリートも何も張っていない状態の部分の大半を占めているんですね。あと、部分的には土水路のUの字になっている部分が垂直になっている、そういった部分も確認できます。そのほかにも市道の路肩にコンクリートが打設してあるんですけども、その部分の下が空洞化している部分もあるんですが、そこは、執行部として現地確認はされていますか。

○耕地林務課長（得丸八郎君） お答えいたします。

市道吉村・押切線と市道飯山・通山1号線それぞれにある大型水路は、牛ヶ迫頭首工から取水し、約13キロメートル続く用水路のかんがいとして、約383ヘクタールの圃場に水を送る重要な幹線用水路として利用されています。しかしながら、建設当時から土水路のままとなっており、度重なる豪雨災害により法面は浸食され、市道及び農道に被害を及ぼしているところでございます。被害を受けた法面については、その都度、災害復旧事業等を活用して復旧しているところでございます。議員が先ほどおっしゃいました場所については、執行部としても把握しているところでございます。

○5番（稲付洋平議員） 確認しているということで安心したところであります。ちなみに、この場所は、市道、農道、土地改良区、水路と隣接して非常に混み合った場所でございますが、この質問では、道路の路肩、路体部分の管理についてを質問したいと思いますので、その区分だけは、お分かりいただきたいと思います。まず、この路体部分は、様々あるんですけども、この区間の路体部分の定期検査をしているのかをお伺いいたします。

○耕地林務課長（得丸八郎君） お答えいたします。

その路体部分も含めた日常的な点検については、市の職員及び土地改良区が巡回して目視点検を行っているところでございます。

○5番（稲付洋平議員） この路体部分なんですけれども、これは、私の確認した分なんですけど、グリーンロード志布志線と飯山・通山1号線の交差点部分、この部分は、高さが多分3メートル、4メートル、結構高い部分なんです。その部分は、実際、用水路に水が入った状態のときには全く見えないのですが、出水期になると、もう土側溝なので、土の部分にクラック、ひびが確認できるんですね。路体部分にひびが入って、「ちょっと怖いな」と思ったりもするんです。やはり、道路を保全するという考え方で、何らかの対策をすべきではないかと私は思うんですが、本市としてどう考えていくかというところをお伺いします。

○耕地林務課長（得丸八郎君） 市道飯山・通山1号線と用水路は、隣接している部分でございます。そのため、保全の方法としては、市道と用水路の両方の観点から検討する必要がございます。引き続き、建設課と耕地林務課で連携を取って、有利な補助事業を活かして対応してまいり

たいと思います。

○5番（稲付洋平議員）　そういう事業を探すのも結構大変なことだと思うんです。実際、土地改良区のほうも予算がなかったり、そういった部分も話は聞いているので、もし可能であれば、そういった事業をしっかりこちらのほうで見つけていただければなと思うところがございます。これ以上深掘りはしないところなんです、私のこれまでの経験上の話なんですけれども、この路線は、交通量もかなり多くなっている路線です。工事をするとした場合に、十分な作業スペースを確保しづらい路線かなと思っています。ですので、L型擁壁、道路を大きく掘削して片側通行とか、そういった工事は、なかなか難しい場所なのかなと思っています。その代わりに、L型ではなく鋼製の矢板、そういったものを打ち込む工事というのは可能な区域なのかなと思うんですが、そこはいかがですか。

○建設課長（富岡 裕君）　お答えします。

鋼矢板工法も腐食対策を行った上で、簡易的な復旧の施工が可能だと考えています。長い区間で護岸の形状が変化すれば、流速、流量等も変わってきますので、水路を管理する土地改良区とも調整を図らなければならないとは考えています。いずれにしても交通量が多い路線でありますので、まずは現地を確認し、対応を図っていききたいというふうに考えています。

○5番（稲付洋平議員）　やはり、L型にしろ、鋼矢板にしろ、予算がかかる部分なので、簡単には「すぐできます」と言えない部分なども十分承知です。私、もともと執行にいましたから、十分分かるところなんです、もし有用な事業があれば、よろしくお願ひしたいと思うところなんです。

路体部分から少し離れますが、その同じ路線ののせ電器前のところに農道の橋が架かっています。この部分は、大型の農業機械が通って「ロータリーが当たってしまう」とか、「曲がりづらい」、地域からいろんな要望の声も聞いているのですが、この農道橋に関して改修の計画がないかをお伺ひします。

○耕地林務課長（得丸八郎君）　この橋についてですが、幅員が2.5メートルの床版橋となっています。農道の出入口として利用されています。近年は、住宅が建ち並んで、利用形態から生活道路の一部として、また通学路としても変化しているところがございます。現在のところ、改修計画はないところではございますが、地域からの要望等がございましたら、関係課と連携し、有利な補助事業等を模索してまいりたいと思っています。

○5番（稲付洋平議員）　その事業等を模索していただきたいと思うところです。今度は、その位置から100メートルぐらい下流側なんですけれども、市道飯山・通山1号線と市道吉村・押切線の三差路付近の部分に、歩道から橋があります。その橋の部分が実は高低差がかなりありまして、自転車や電動カー、そういったものがすごく通行しづらい状態になっているという相談を受けたところがございます。電動カーに関しては、勾配がきついため、極端な話、こんなイメージですよ、ここに前方部分が当たっちゃうんです。なので、なかなか通行しづらい。そして、斜めに入っていくと、転倒のおそれもあるといった相談を受けています。実際、こういった声があ

ったんですが、この勾配を緩やかにしたりとか、そういった計画はないですか。

○耕地林務課長（得丸八郎君） この橋につきましても、3メートルの床版橋となっています。下を流れる用水路は、繁忙期には満水になることから、橋の高さを下げることというのは、現実的に困難なところがございます。そのため、勾配を緩やかにするには、三差路の交差点を大幅に変える局部改良工事が必要となってくるところがございます。そのためには、公安委員会と交差点協議や用地買収等、様々な影響を及ぼすことから、現在のところ、改修の計画はないところがございます。

○5番（稲付洋平議員） 実際、工事をするとした場合に、先ほど課長が言われたみたいに、用地の買収、そういった膨大な予算がかかることは、もちろん分かります。もし仮に将来的に工事、改良計画などがあった場合には、こういった意見があったことも考慮いただきたいと思いますところでは。その際は、ぜひ、このことを忘れないで取り組んでほしいと思いますところでは。お願いいたします。

今回2点質問したんですけれども、一般質問の在り方として議員必携にも掲載されているんですが、「一部の限定した質問は、あまり好ましくない」と書かれておりました。ピンポイントで2項目を質問したところなんですけど、あくまでも代表的な場所として捉えていただきたいと思いますところでは。おそらくなんですけど、本市の至るところで同じように経年劣化してきたものがあるかと思うんです。昨今、物価高の影響を受けて、建設単価も上昇傾向となっています。この頂いた資料の中の志布志市過疎地域持続的発展計画の8ページにも、「財政の硬直化が問題になってくる」と記載がありました。しかしながら、やはり、市長は、「入るを量りていずるを制す」、この言葉を述べられています。いろいろと財政的にも考えるところは多いのですが、この補修といった部分を少しでも早く進めていくべきかなと考えるところでは。ほかにもですね、今回、新聞にも「過去最高の予算額」と掲載されましたけれども、市民の方から「志布志市は、大きな動きを今しているところだ」と、「あの人は、一気に動かすんだね」という方もいらっしゃる中で、やはり、億単位の施設の整備が進んでいく中でも道路の段差部分、そういった部分を解消できないのか。あと、これもあったんですが、とある地域で街灯が切れていたと。その部分を「1か所、修繕をお願いできませんか」と言ったら、「来年度予算になります」といった声があったところがございますので、いま一度、そういった市民の声をしっかり受け止めていただきたいと思いますところでは。最後に、市長のお考えをお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） これは、おっしゃるとおり、市民の安全・安心が何より一番であります。先送りというのは、ちょっと私も今初めて聞きましたけれども、その予算の使い方、あるいは補正等々もあるわけでありまして、そこは、十分に対応してまいりたいというふうに考えています。

○5番（稲付洋平議員） ありがとうございます。ぜひ、こういった部分も今後力を入れていただきたいと思いますと思います。

これで、質問を終わります。

○議長（小野広嗣議員） 以上で、稲付洋平議員の一般質問を終わります。
ここで、しばらく休憩します。

○
午後 2 時 27 分 休憩

午後 2 時 39 分 再開
○

○議長（小野広嗣議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、15番、小園義行議員の一般質問を許可します。

○15番（小園義行議員） 日本共産党の小園義行でございます。ロシアがウクライナに侵攻して4年、そしてまた今、連日、アメリカ、イスラエルによるイランへの先制攻撃がテレビ、新聞等で報道されています。国際法違反と専門家の方々も批判をしているところでありますが、高市首相はじめ政権からは、何らそのことに対して一言も発言がされていないところであります。私は、「国際法を守れ」、こういった声を上げて、立場をしっかりと示すべきだというふうに考えます。国内の政治においても、しっかりと日本国憲法を中心に据えて行政を運営する、そうした立場が必要だというふうに考えます。ここ志布志市は、特定利用港湾を抱えている自治体であります。もし大変なことになったら、市民の生命・財産、そういったものが脅かされる状況にならないように、しっかりと国においては立場を示していただきたいものだと思います。当然、市長もそういった立場で国に対しては物を言うべきはしっかりと言うと、そういうのが必要ではないかなという思いがあります。私たち議会の議員も、日本国憲法を遵守して、全体の奉仕者として、行政の皆さんと一緒に住民にお返しをしていく、そういった立場でこの4年間努力をしていきたいというふうに考えています。今回、通告しました点について、順次質問をさせていただきます。

まず、所信表明についてということをお願いをしました。所信表明ですので、市長のお考えを聞くということですね。そういうことで、所信表明で「子育て・教育の安心と質の向上」として、「小・中学校へ入学されるお子様全員への入学支援金支給をする」と述べておられます。昨年の12月議会で、「物価高騰の状況の中で、新しく入学をされる子供さんを抱えている御家庭に対して、制服の購入補助をして保護者の負担軽減を図る考えはないか」という質問をしたところでありました。市長の答弁としては、「しっかりと支援に取り組む」という、そういったことでありました。所信表明で述べておられるこの支援金支給についての考え方を具体的にちょっと求めたいと思います。

○市長（下平晴行君） 小園議員の御質問にお答えいたします。

入学支援金につきましては、令和8年度に入学する児童生徒から支給をしていきたいというふうに考えています。支給額でございますが、入学の準備には、制服だけではなく、体育服やかばん等も必要で、10万円程度必要だということで、令和8年度からの就学援助に係る新入学児童生徒学用品費等は、小学校で9万1,600円、中学校で10万1,000円となることから、その額の3分の1の3万円程度を検討しているところでございます。

○15番（小園義行議員） 今、市長のほうから答弁がありました。小学校、中学校でそれぞれ金額も出たところです。これは、一律3分の1の3万円ということで、全ての入学をされる子供さんを抱えている御家庭に対してという、そういった理解でいいのですか。

○市長（下平晴行君） そのとおりでございます。

○15番（小園義行議員） 就学援助の基準から外れる御家庭にもきちんとしっかり対応するということであります。今回の当初予算をちょっと私も見ましたが、それがないわけですね。それについても補正予算等々でされるというふうに理解するところですが、その際に少し考えていただきたいと思います。3万円は、ありがたいですよ。今年、令和8年度ですよ。その中国が示しているのは、就学援助の基準そのものを上げをするというふうに、小学校が7,240円増えて5万7,060円から6万4,300円、中学校が1万8,000円増えて6万3,000円から8万1,000円に、国の就学援助の予算に出ていますけど、こういったことを踏まえて、市長は、全体のそれぞれ3分の1だということでありましたので、それについては、理解をするところでありました。今、本当に少子社会になっている中で、子供を育てておられる御家庭にとって、入学というのは非常に今まで頑張ってきて、「やっと入学だね」、「中学校に進学だね」と。今、市長が答弁であったのは、義務教育に関してという理解で、今回はこういうことではありますが、そうした新しく進級する子供さんのことを思うと、ここについては、物価の変動というのはそれぞれありますので、これからもぜひ対応をしっかりと考えていただきたい。拡充していくということで理解をします。令和8年度が始まります。当初予算に入っていませんけど、あまり所信表明ですので、詳しくやりたくないんですけど、提案されるとしたら、いつぐらいにこれをされるという理解でいいのですか。

○市長（下平晴行君） これは、肉づけ予算で対応してまいりたいというふうに思っています。

○15番（小園義行議員） ということは、6月以降の本予算ということですね。よく分かりました。市長、こういう答弁をいただいて、本当に「誰一人取り残さない」という市長のそういう深い思いはよく受け止めます。今回は、骨格予算ですので、6月の本予算の中でそういう対応があるということでした。この点については、理解をいたしました。

次に、お願いします。二つ目は、「チョイソコしぶしを、より便利で利用しやすい運行形態へ」と見直します。また、福祉タクシーを含めて利用者のニーズに合わせて最適化し、誰もが気軽に移動できる公共交通を構築する」というふうに述べておられます。先ほど、野村議員とのやり取りの中でそれぞれ出ていました。それはそれとして、私は、市長が所信表明で述べておられる「公共交通の在り方について見直しをする」ということで、先ほどのやり取りを聞いていましてね、公共交通としては、JR、そしてバス、タクシーがあるわけですが、それにチョイソコしぶし、そして福祉タクシー、これも一つの公共交通として捉えたわけですね。その中で、「誰もが気軽に移動できる公共交通を構築していく」と。この「誰もが気軽にやれる」という、非常にこれは、市民に寄り添った表現だと思うんですよ。そういった意味で、今それぞれチョイソコしぶし、福祉タクシーがありますが、現状に対して何が課題なのかと考えていく必要があるのでは

はないかなと思って。今回、私が通告したのは、利用するその住民の立場に立って考えるというのが必要だなと思って。チョイソコしぶしにしても、予約したり、登録したり、いろんなことがありますね。そして、特に農村地区の利用、そういったものを考えたときに、チョイソコしぶしを一つ例に取りますと、街地区は、ごみステーションが停留所になっていますので、近くにありますが、次から次にね。でも、農村地区、例えば、私は西横尾下というところに住んでいますけど、ごみステーションを何か所も置けないんですよ。そういった意味で、今回、当局にお願いして。チョイソコしぶしの停留所を作ってほしいという要求もありましたので、役員会を開いて、みんなでどこがいいかなというようなことで。一番遠くの人が700メートル以上歩かないと、そこまで行けないという状況がありましたので、それを解消すべく、今回、新しくごみステーションを設置すると同時に、既存のところもその停留所としてお願いをしました。そうした農村地区で利用をされている方々を考えると、そこに行くまでに非常に大変な苦勞されているということで、私自身は、有明地域とかがやってるように、ドア・ツー・ドア、そういったものもちょっと考えられるのかなというのもちょっとあったんですけど、取りあえず、ここについては、市長の「誰もが気軽に移動できる公共交通」は、どういったものだというふうに理解していいですか。

○市長（下平晴行君） 現在、市内全域に多数かつ広範囲に停留所を設置しているところであります。さらに利便性の向上を図るために、これまで特に停留所間の距離が遠く離れている中山間地のコミュニティ協議会や自治会長など（田之浦、四浦、潤ヶ野、八野、森山）に要望調査を行った経緯もございますが、今後改めて要望調査を行ってまいります。なお、設置に当たっては、現地確認を行って、そして実情に応じた停留所の設置をできるように努めてまいりたいと考えています。

○15番（小園義行議員） 今、市長の答弁がありましたように、特に農村地区においては、その実情に合った形で停留所が設置してある。いわゆるごみステーションでないともまずいということじゃなくて、今おっしゃったようなそういった立場でこれからいろいろ検討をするということですので。チョイソコしぶしにしても、「利用される住民の実情をよく理解した上での設置をやる」ということで市長のほうから答弁がありましたので、住民に寄り添った形の対応をやるということ、そのことについては、よく理解をします。福祉タクシー、そういったものについてもそれぞれ地域をまたいで市外へと、そういうことも以前お願いしたこともありましたけど、それは、相手方さんもあることですので、ここではもう述べません。「その実情に合った形で対応していく」という答弁で、ここについては、理解をしましたので、次に行きたいと思えます。

次に、消防行政についてということをお願いをしました。消防団及び団員の皆さんの活動に対しては、心から敬意と感謝を申し上げたいというふうに思えます。今、地域全体が少子高齢社会になっている現状を考えると、団員の確保等々に大変苦勞されているのではないかとこのように考えます。そこで、現在の志布志市の消防団員の充足率の現状と、団員確保への取組をどういうふうにお考えなのかということをお願いをします。

○市長（下平晴行君） 消防団の充足率につきましては、志布志市消防団条例に定められています定数495人に対し、令和8年2月末現在で432人となっており、約87%となっているところであります。また、団員確保に向けた取組といたしましては、ホームページによる募集啓発や消防団自らが市のイベントに参加し、団員募集を広報するなど、消防団のイメージアップを図りながら、新たな団員確保に向けた取組を行っているところであります。このほか、団員募集のポスター掲示やのぼり旗の設置、職場間での団員加入の働きかけ等、人材確保に向けて取り組んでいるところであります。

○15番（小園義行議員） 今ありましたように、団員の確保というのは、なかなか難しく大変だろうと思います。そこについては、消防団は団員の確保が難しいということで、数年前に年齢の制限を撤廃されましたね。それによって、元気な人は、70歳を過ぎても、私の同級生の人たちも消防団員としてしっかりと御活動されておられます。その中で、もう一つの工夫として、例えば、帖五区分団定数がありますね、それについて定数いっぱい、本来だとまだ僕も入っているよという、仮にそういった住民の方々がおられたときに、定数の1割程度は超えてでも確保ができるみたいな、そういった見直しをして消防団員の確保、充足率をちゃんと100%にもっていくという、そういった定数の見直し、1割を超えてもいいよみたいな、消防団員を確保するという意味での一つの提案なんですけど、そういったものについては、検討をされたことはないのかなと思って、お願いします。

○市長（下平晴行君） 分団ごとの団員定数につきましては、内規で定めていますが、この定数についてはあくまでも目安としての数値であり、団員の上限数ではないところであります。このことは、市消防団幹部会において確認を行ったところであります。

○15番（小園義行議員） それぞれ団長さん方、「ちょっとうちの分団は、足りないね」とか、そういったものについて、それぞれエリアもあるでしょうから、少ない中で出動するというのは、非常に大変な思いがあるんだろうなと思います。消防団長さんたちからあまりそういう声がないということであればそうですけど。私も議員になった頃、手伝いに行ったんですよ。そしたら、「おまえ、じゃめないが」と言われてですね。私も実は消防団に入ろうと思ってお願いしたら、「いや、定数いっぱいだからいいよ」と、その当時は、そんなものもありました。だから、この消防団の人たちの活動というのは、本当に住民の生命・財産を守るという大きな仕事をされていますので、ぜひ、この定数がしっかりと確保できていくような対策を、これからも団長さんたちはじめ、そういった会議があるでしょうから、大いに努力をしていただきたいとここについては思います。

では、三つ目に、消防後援会のことについてちょっとお願いをします。消防後援会については、今、旧有明町、旧松山町、そして旧志布志町で、後援会の在り方がそれぞれだと思うんですね。私は、自治会の役員もさせていただいていますが、各自治会の会員が減少していきます。そこで、そういうことを考えたときに、その後援会費を納めてもらうといったときに、各自治会の会員が少なくなっていくと、その納めていただく人が少なくなるわけですね。そういったことなんかも

考えたときに、今のそれぞれの消防後援会の現状の受け止め方と今後の対応、公的支援を含めてということも考えていますけど、現状の受け止め方をちょっとお願いできますか。

○市長（下平晴行君） 消防後援会につきましては、長年にわたり、地域の消防団活動を物心両面から支えていただいている組織として、その重要性を認識しているところであります。一方で、各消防後援会は、任意の団体であることから、これまで各組織の運営状況等については把握できていないところであります。今後、各消防後援会に対し、どのような支援が考えられるのか、まずは各組織における実情等の把握を行ってまいりたいというふうに考えています。

○15番（小園義行議員） 合併前の消防後援会と合併してからの消防後援会、そこでちょっと私も志布志地域の後援会の決算書を見せてもらったりしたんです。合併前と合併後で、それぞれ今市長がおっしゃるように任意の団体ですけど、そこで退職される方に退職慰労金みたいな形のものが後援会から支払われたりして、「御苦労さまでした」というようなことになっているわけです。私の自治会でも、当初からすると、すごく会員数が減っているわけですね。そうすると、その消防後援会費を納める人が少なくなっていくと、それぞれ地域コミュニティ協議会がそこにいるいろいろな支援をしていくときにも、お金の問題とかが出てくるのではないかなということでもあります。今、市長がおっしゃいましたように、それぞれ旧3町にわたって現状をしっかりと把握したいと、その中で何ができるのかということなんです。私自身は、志布志市全体で人口減少社会ですので、それぞれの自治会の会員数が減っていく中で、その退職慰労金といったものについては、県の支援と市が独自に、そういう自治会として徴収が難しいとかいうものがあつた際に、しっかりと志布志市がそのことについては責任を持つというようなときが実際来るのかなという思いもちょっとあって質問しました。これから先、現状を踏まえた上で、「対策が必要だね」と思ったときは、しっかりその対応をしていくという今の市長の答弁を受けての質問ですけど、そういう考え方でいいですか。

○市長（下平晴行君） 旧町ごとに消防後援会があり、それぞれの消防後援会で運営方法が異なっているとおっしゃったとおり、そのように私どもも認識をしているところであります。まずは、それぞれの消防後援会の実情の把握を行うことから取り組んでまいりたいというふうに考えています。

○15番（小園義行議員） ぜひですね、本当に消防団員の方々に対しての感謝と敬意、そういったものを示すためにも、よく実情を把握していただいて、行政として何ができるのかというのをお願いしたい。規約とかいろんなものを見ると、物心両面からの消防団に対する後援をしていくんだというものになっているようでございますので、ぜひ、そこについては、今、市長から答弁がありましたように、実情をよく把握された上で、次の対応を考えていただきたいというふうに思います。そこについては、よく受け止めました。

次に、毎年、消防出初め式に私も参加します。都合が悪いときは、もちろん出席することはできませんけれども。訓練等々踏まえて、そして文化会館で表彰式がありますね。そのときにいつも感じていたんですけど、この消防団員の人は、出動ができるというのは家族の支えがあつてこ

そ、その出勤に命をかけて出られるわけですね。この出初め式の表彰をされるんですけど、そのときに被表彰者の家族を招待するといったこと等も踏まえて、心配りが必要じゃないかなというのをいつも感じておりました。もちろん、その出席する、出席しないは、その御家庭の問題ですけど、本当にその消防団員に対してしっかりと、国、県、そして市長、団長表彰とかいろいろありますね、その感謝を述べるのであれば、その被表彰者の御家族ぐらいはきちんと招待をした上で、招待席を設けて「本当に御苦労さまでした」という、その家族に対する心配りも必要じゃないかと思いますが、市長、いかがですか。

○市長（下平晴行君） 消防団員の皆様が昼夜を問わず、市民の安全・安心を守る活動に邁進できるのは、おっしゃるとおり、何よりも家族の深い御理解と支えがあってのことだというふうに理解しているところであります。現在、消防出初め式における表彰伝達におきましては、技術訓練等に引き続き、同じ会場で行っているところであります。これまで、表彰対象者並びに代表として賞状を受け取る団員を市消防団幹部会において周知し、分団長等を通して対象者に連絡を行っていますが、その家族に対して招待等は行っていないところであります。今後は、市消防団幹部会を通じて、団員の皆様の御意向を確認させていただくとともに、他自治体の事例等も参考にしてみたいというふうに考えています。

○15番（小園義行議員） 行政の姿勢としてこうあるべきだという、そういう思いがあって、私は今質問したところです。もちろん、団員の団会議、団長会議、そういったところで、「いやいや、そういうのはいいよ」ということもあるかもしれませんが、しっかりとそういう心配り、そういったものについては、行政としてはそうだという思いを伝えるというのは必要だと思います。ここについては、今、市長は、「その会議の中でお諮りをしたい」ということでしたけど、市としてはそういうものに対してこういう考え方を持っているというのを、ぜひお伝えしていただきたいという思いがあります。そこについては、しっかりともう1回、「伝えるよ」というのはお約束できますか。

○市長（下平晴行君） 先ほど言いましたように、やはり家族の御理解の下で活動されておられるわけでありますので、今言ったようなことを伝えてまいりたいというふうに考えています。

○15番（小園義行議員） 分かりました。本当に一たび火事になれば、私たち市民ではそこに関与できない部分がありますので、ぜひ、消防団員、そしてその家族に対するしっかりとした心配りがあったらいいなと思って、今の答弁でよく理解しました。分かりました。

では、次に行きます。国民健康保険についてということをお願いをします。今回、当初予算の国保の関係を見ていましたら、県に納付する子ども・子育て支援納付金というのが、前年度はゼロですけど、新たに今年度からそれが始まっておりました。それに対して条例改正案とかは提案されていないわけですが、そういったことになった経緯について、まずお願いをします。

○市長（下平晴行君） まずは、子ども・子育て支援金制度について御説明をいたします。子ども・子育て支援金制度は、医療保険制度を通じて全世帯や企業の皆様から支援金を拠出していただき、それによる子育て世帯に対する給付の拡充を通じて、子供や子育て世帯を社会全体で応援

する仕組みを言います。その中で、市は、国民健康保険の医療保険保険者として、被保険者の皆様に国民健康保険税に含めて支援金を賦課徴収し、県を通じて国に納めることとなります。これを子ども・子育て支援納付金と呼んでいるところであります。議員御指摘のとおり、新たな国民健康保険税の賦課については、国民健康保険税条例の改正が必要となります。当初は、国民健康保険特別会計予算と国民健康保険税条例の改正を同時に提出する予定で準備を進めておりましたが、条例改正に必要な国からの通知等の遅れから、条例については、後もって提出になるところであります。

○15番（小園義行議員） これは、地方自治体の職員の人、もちろん首長も含めてという意味ですけど、本当に大変なことだなと思います。国が制度をつくると、それに乗っかってちゃんとやらないといかんという、法令遵守と言いますかね、そういうことですけど、少し考え方ということでお聞かせをください。これは、実際、この少子化対策の加速化プランとして出されているんですよ。国が示している子ども・子育て支援、少子化対策として総額3.6兆円ぐらいのものが必要だと。そのうちの1兆円をこの支援金で賄おうとしてるわけですけど、本来だと、子育て支援というのを本気でやろうというのなら、国庫負担で対応すべきですよ。私も調べてみました。どれぐらいの負担になるのかというのは、担当のところでは分かるんですか。国民健康保険に加入されている世帯というか、国がまだ示していないので、難しければ、私がもう言いますけど。

○健康長寿課長（富重隆之君） 子ども・子育て支援金の負担金になるんですが、令和8年度につきましては1人当たり月額200円程度、令和9年度につきましては300円、令和10年度につきましては400円という形で、国のほうは見込んでいます。

○15番（小園義行議員） 今、課長からありましたように、そういうふうにして、令和8年度が200円、令和9年度が300円、そして令和10年度が400円というふうになっていくわけですね。最終的に、こども家庭庁の試算では、負担額が国保で1世帯当たり300円というふうになって国から出ています。今、課長がおっしゃったとおりですね。正直言って、子育て支援というのは、社会保障の対象ではなくて、医療保険料として徴収されるわけですよ。それは、本来、医療保険料を少子化対策として流用すること自体が、大体、疾病とか老齢などの健康リスクに備えているという公的保険の目的からしたら、大きく逸脱しているというふうになるんですよ。国民健康保険料というのは、病院に行ったときに医療サービスを受ける、それに対して賦課されているというふうには理解するんですけど、子育て支援というのは、もう全然これ別物だなという気がしているんです。こういうことをやると、本当にほかでもまた、何でもできるというふうには、この目的外負担というのがどんどん広がっていくのではないかという気がします。そういうものについては、国が決めたわけですけど、私は、おかしいというふうには考えるわけですね。例えば、障害者福祉の上乗せとか、観光振興や環境対策、そういったものをどんどん上乗せして保険料から取るといったら、この目的外のそれは、ちょっと違うような気がします。市長は、これは国が決めたから駄目だとは言えないけど、そこについてやはりおかしいという、そういうのは、いかがですか。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、このことについては、やはり子供、子育て世帯に対

する給付の拡充を通じて、子供、子育て世帯を社会全体で応援する仕組みと、国においては説明されているところであります。

○15番（小園義行議員） 今、市長がおっしゃるように、全て社会でそういった少子化対策を支えようと、本来だと、それは、国庫負担でちゃんと国がやればいいんですよね。後期高齢の医療保険、これも県が決めますけど、連合会がね。正直、子ども・子育て支援分として、所得割と均等割が出て、今のところまだ私たちには分かっていませんよ。でも、県のやつをちょっと調べたら、金額も出ていますが、「本当に75歳以上の後期高齢の方たちは、大変な状況になっていくな」という思いがあります。ぜひ、そこについては、こういうことはやめてほしいという声を上げるべきだなと思います。もう本当に、今の政権は、こういうことをどんどんやってくるというふうに思います。ぜひですね、市長、国に対してはきちんと声を上げてほしい。そうしないと、何でもかんでもそうやって国民、いわゆる住民に負担をかける。国保税の未収がすごい金額になっていますよね。これをすることで、私は、税務課も含めて、この国保を担当される課長さんたちは、さらに大変だと思います。ぜひね、首長自身が、こういう形じゃなくて、保険料に目的外負担をさせるようなことはおかしいという声を上げるべきじゃないですかね。そこについて、もう1回、市長、お願いします。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、私もそういうふうに思っていますけれども、このことについては、市長会等で提言と申しますか、話をしてまいりたいというふうに思います。

○15番（小園義行議員） そういうことで、多分、4月以降、住民から税務課なり、健康長寿課に「何だ、これは」と言っていて、こういう形で住民の方もよく分かっていないから、行政のほうに何か苦情が行きそうな気がしてですね。ぜひ、そこについては、きちんとした対応をして、「国が制度として設けたと。でも、これは、おかしい」という、それを言っていていいかどうかは、もうそっちの判断ですけど、職員の人たちも本当に大変な状況になってしまうのではないかなという気がします。そこで市長、この条例の改正案というのは、いつ提案されるという考え方ですか。

○税務課長（藤後広幸君） お答えします。

改正条例につきましては、先ほど市長が答弁しましたとおり、国から、上位法に基づく自治体の条例改正の場合には、その基準となる条例改正の案文というものが送付されます。それに基づいて私どものほうで改正案を作成してまいります。当初の送付が2月5日でした。その後、3回ほど差し替え稿がございまして、最後が2月6日だったと思いますが、それを基に条例改正案を作成しまして、あとは内部的な所定の手続、法令審査委員会の審査を経て、あと、最終的に条例として提案しますので、市長のヒアリングを経て、提出の可否を判断した上で議会への送付ということになります。市長のヒアリングを行ったのは、3月3日でしたので、それをもって議会に提出できる状態になったところです。一応予定としては、本日3月6日、議会事務局のほうにお届けするというところで聞いています。

○15番（小園義行議員） これを提案されると、もろ手を挙げて賛成というふうには、ちょっとならないのかなという気が正直しています。本当の話ですよ。後期高齢の子ども・子育て支援納

付金というのも当初予算ではないわけですが、県の連合会ですので、あの納付金の中に入っているのかなと思って調べてみました。所得割0.25%、均等割1,400円ということです。本当に後期高齢の75歳以上の人たちも、そこにいろんな負担が乗っかってくるというね。今の高市政権は、選挙ではたくさん票を取って議席を増やしましたが、やっていることというのは、こういうふうにして国民に負担をどんどん押し付けてくるという。こういうものについては、よく考えて、国の責任において子育て支援とやるのであれば、こんな保険料に目的外負担をさせるということではなくて、しっかりと国庫負担でやるべきだということを、この件に関しては少し申し上げたいなというふうに思います。では、条例は、そういう形で提案されるということですね、よく分かりました。市長、これを市長会、そういったところで「こういうやり方は、駄目だ」ということをですね。全国市長会の力というのは、すごく大きいものがあります。ぜひ、ここについては、そういうふうが届くように、声を上げていただきたいというふうに思います。それでは、これは、よく分かりました。今のこの件についての住民の皆さんへの周知というのは、何か考えておられるんですか。

○税務課長(藤後広幸君) お答えいたします。

住民の皆様へは、3月中に子ども・子育て支援金が始まりますという制度改正のリーフレット、チラシ、そういったものを国保加入者の皆様にお届けしようと考えています。また併せて、市のホームページでも周知を図るところでございます。あと、新年度4月からこの制度が始まりますが、最初の1期目と2期目、4月と6月の納期分につきましては、仮算定でございますので、7月の本算定の納付書を発送する際に、制度の税率とか詳しいものを同封してお届けする予定でございます。

○15番(小園義行議員) ぜひ、住民の皆さんがびっくりされるようなことがないように、対応をしっかりとお願いしたいというふうに思います。

それでは、最後です。ガソリンスタンドの減少という、ここは、非常に書き方が難しくてですね、当局の事務局の職員の人とちょっと知恵を絞って、「もう、これが一番いいんじゃないですか」ということで、こういうものにさせてもらいました。今、ガソリンスタンドの減少というのが、その地域の生活維持に影響を与えているというふうに考えています。私は、志布志地域に住んでいますけど、ほとんど農村部のほうにはガソリンスタンドがなくなりました。市長がお住まいのその地区も含めてですね。こういった状況が続いているわけですが、このガソリンスタンドの減少というのが地域の生活維持にどういった影響を与えているのか、その現状をどのように捉えているのかということで、まずお聞かせください。

○市長(下平晴行君) 本市は、公共交通機関が充実している地域ではないために、自家用車がないと、生活に不便を生じる地域であります。そのため、ガソリンスタンドが減少することにより、特に山間部地域で生活する農業者や高齢者には、不便を生じている状況であるというふうに認識しているところであります。この問題は、ガソリンスタンドに限ったことではなく、生鮮食品と市民の日常生活に直結した生活必需品を購入できる店舗も減少しており、こちらもまた不便

を生じている状況であります。

○15番（小園義行議員） 市長がおっしゃるように、全てがそういう状況で地方は大変な状況になっているということです。車がないと、その食料品も買いに行けないというね、そういったものがありますので、「このガソリンスタンドの減少というのは、どこかで止めないと、まずいな」という思いがあって、お願いをしているところです。これは、2010年6月に、省令の改正で環境対策として新設、既設の埋蔵タンクの安全対策の強化を求めたものが始まりで、非常にこのことで我がまちのガソリンスタンドも埋蔵タンクがちょっと漏れたりいろいろしているともまずいということで、法律の改正じゃなくて、省令でそれが来たんですね。2010年のこの省令改正は、2011年2月1日からこれが施行されているんですけど、本市の状況が2010年のこの省令改正から現在までどれぐらいに変化したのかといったものがあれば、お示しをいただけますか。

○シティセールス課長（大迫秀治君） 本市のガソリンスタンドの状況でございます。まず、法律が改正された2010年、平成22年でございますが、市内に36店舗ございました。直近の令和7年でございますが、市内に16店舗ということで、半分以下に減少しているという状況でございます。

○15番（小園義行議員） シティセールス課長、大変申し訳ありません、法律の改正ではないのですよね。消防法の改正とかじゃなくて、省令でこれは来ているんですよ。そこは、もちろん後で訂正でもされると思います。これぐらいですよ、新設、既設それをちょうど年数が来たから新しく替えないといけないとなったときに、36あったのが16ですので、20のガソリンスタンドが少なくなったわけですね。タンクから漏れ出すというのはまずいわけで、環境対策は、当然必要ですよ。それに対して国の支援といったものもやってくればいいけど、いわゆるガソリンスタンドの過疎地みたいなものを設けてそこに支援をするというような形で国の制度としてあるわけですね。そこらについて国や県の支援がどうだったんだろうかと、志布志市内で減ったこの20のガソリンスタンドの経営をされている人たちのところに何らかの支援とか、そういうことは、おそらく今までないですよ。それに支援があったら、多分ガソリンスタンドは残ったんじゃないかと思うんですけど。そこについては、何らかの支援があったということを理解していないものですから、県の支援とか、20店舗少なくなったそこに国や県、市の支援が何かあったんですか。

○シティセールス課長（大迫秀治君） 市の直接的な支援は、ないところでございます。この改正によりまして改修をしないといけないというときに、大体、一般的なこの地下タンクの改修ということでございますが、10キロリットルの地下タンクが一般的に4基ぐらいあるということで、1基当たり改修が350万円から500万円ぐらい、四つ全部するとなると、最大2,000万円ぐらいの改修費がかかると。これに対して国の助成金が3分の2ほどあったということでございますが、実際、この改修に関しましては、ある程度一時的なものであるというふうに考えています。その後、例えば10年とか、その後の経営を考えた場合には、交換というような取組が必要なのかなというふうに考えているところなんですけど、実際にまた交換となると、さらにお金が倍以上かかるということで、そういったところで、例えば、高齢化であったり、後継者がいないとか、実際にガソリン需要が減っているというようなところも含めて、これを機にやめるという経営者さんが

いらっしやったというふうには認識をしているところでございます。

○15番（小園義行議員） 今、課長から答弁があったように、世界規模で電気自動車、本市もゼロカーボンのそれでやっていますけど、そういったことの影響がこういうところに出ている。EV車とか、そういうのを買える人はいいけど、そうでない人は、やはりガソリンが必要だという状況からしたときに、この地域の実情を考えると、やはり何らかの支援をしてガソリンスタンドをなくさないというふうには、そういった行政の支援の在り方が必要かなと思います。例えば、松山地域は、今、JAと民間が二つほどありますね。そして、経営される方が亡くなって一時止まっていたけど、その後、新しい人が見つかって四つ目のガソリンスタンドとして復活しています。地域の人たちからしたら、非常にありがたいことだなと思って、僕自身もそこに行ってガソリンを入れたりします。本当にその地域から移動の手段である車が動かなくなるということを招かないために、国や県、そして自治体の支援というのが必要だと思います。鹿児島県は、このガソリンスタンドのそういったものについて、何らかの支援が行われているというふうには理解していいですか。

○シティセールス課長（大迫秀治君） 国の助成があったというのは把握していますが、県については、ちょっと把握しておりませんでした。

○15番（小園義行議員） 松山地域は、一つの例えで今言っていますのでね、志布志地域、有明地域も同じです。その地域に必要なガソリンスタンド、もちろんスーパーとか、そういったものも含めてですけど、ガソリンスタンドに限って言えば、国や県のそういった支援なしには本当に地方は維持ができないという、国が地方創生を言うのであれば、そういったものにもしっかりと支援をしていただけるような政策を出してほしいと思います。市としても何らかの形で、そこに安心して後継者が「お父さん、僕がやっていますよ」といったものになるような、地域からガソリンスタンドをなくさないという支援をして少し手を差し伸べてほしいものだなという思いがあります。そうしないと、本当に地域からガソリンがなくなる。そうすると、街からJAさんが運んでくださればいいですけど、民間のそういうところが遠くまでとはなかなかかなりにくいですね。だから、「すぐ、それをやれ」ということではないけれども、まちづくり、地域を維持していくという意味で、このガソリンスタンドをなくさないための方策、国や県に対してもっとそういったものを守れるように市長に声を上げてほしいわけですよ。市としても何らかの形でこの地域からガソリンスタンドをなくさないようにする。一つだけあればいいという問題じゃないですからね。ぜひ、そこについては、市長、何らかの対応を打つべきだと私は思いますけど、いかがですか。

○市長（下平晴行君） 今のところ、どういう形で支援ができるかというのは、まだ考えていないところでありますけれども、地域の課題解決というのは、地域コミュニティ協議会等があるわけありますので、その協議会等々でどういう形で支援ができるのかも含めて、十分内部でも検討してまいりたいというふうには考えています。

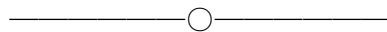
○15番（小園義行議員） これは、ちょっと大きな問題というふうには考えておられるかもしれな

いけど、私は、その地域を守るという意味での視点で、今、市長に質問をしています。ガソリンスタンドがなくなることによって、「もう街に住めばいい」と言って、この街地域に全部が寄ってくるというふうには、正直ならないんですよ。住んでいるところが一番いいわけで、市長のこれまでの「行政はどうあるべきか」ということで、実際住んでいる地域で住民の幸福度を上げる、それが市長がおっしゃっている「誰一人取り残さない」行政の在り方だというふうに私は理解しています。その市長の考え方は、とても私も同感ですよ。今住んでいるところで住民の幸福度を上げていくと、これが本来の行政の在り方だと思いますので、ぜひ、このガソリンスタンドの維持、そのために国や県にお願いもするし、市としても何らかの対応ができていくように、しっかりとそれは取り組んでほしい。もう1回、お願いします。

○市長（下平晴行君） 先ほど言いましたように、どういう形で支援ができるのか、十分内部で協議をしてみたいです。

○15番（小園義行議員） 市長のそういう思い、決意もよく分かりました。今回、骨格予算ということと、それぞれ選挙があつて新しい構成になったり、いろいろしています。でも、行政は、継続していきますので、ぜひですね、これから市長部局と一緒に、私たち議員も地方公務員法でくくられている特別職として、いわゆる全体の奉仕者として、共にこの地域に住んでおられる人たちに対しての思いをしっかりと届けていく、そういった当局と議会の在り方であつてほしいなあという思いがあつて、今回質問しました。これからも、今から任期が始まりましたけど、全力でそういう住民の皆さんの福祉向上、そういった思いを込めて取り組んでいく、その決意を申し上げて、私の一般質問を終わります。

○議長（小野広嗣議員） 以上で、小園義行議員の一般質問を終わります。



○議長（小野広嗣議員） お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 異議なしと認めます。

したがって、本日は、これで延会することに決定しました。

3月9日は、午前10時から引き続き本会議を開きます。

日程は、一般質問等です。

本日は、これで延会します。

お疲れさまでした。

午後3時41分 延会

令和8年第1回志布志市議会定例会会議録（第3号）

期 日：令和8年3月9日（月曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 一般質問

持 留 忠 義

永 田 梓

日程第2 曾於地区介護保険組合議会議員の選挙

日程第3 議案第31号 志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議案第32号 多世代交流施設の指定管理者の指定について

出席議員氏名（16名）

1 番 川 崎 桃 子	2 番 年 見 明 浩
3 番 永 田 梓	4 番 栢 山 晋 司
5 番 稻 付 洋 平	6 番 青 山 浩 二
7 番 野 村 広 志	8 番 八 代 誠
9 番 小 辻 一 海	10 番 持 留 忠 義
11 番 平 野 栄 作	12 番 鶴 迫 京 子
13 番 小 野 広 嗣	14 番 東 宏 二
15 番 小 園 義 行	16 番 福 重 彰 史



地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 溝 口 猛
教 育 長 福 田 裕 生	総 務 課 長 鮎 川 勝 彦
財 務 課 長 坂 元 正 知	総 合 政 策 課 長 川 上 桂 一 郎
コ ミ ュ ニ ティ 推 進 課 長 五 代 千 加 子	み な と 振 興 課 長 木 村 勝 志
シ ティ セー ル ス 課 長 大 迫 秀 治	税 務 課 長 藤 後 広 幸
市 民 環 境 課 長 村 山 睦	福 祉 課 長 山 口 善 央
健 康 長 寿 課 長 富 重 隆 之	こ ど も 子 育 て 課 長 若 松 利 広
農 政 畜 産 課 長 萩 迫 和 彦	耕 地 林 務 課 長 得 丸 八 郎
建 設 課 長 富 岡 裕	松 山 支 所 長 兼 総 務 市 民 課 長 折 田 孝 幸
有 明 支 所 長 兼 地 域 振 興 課 長 大 口 秀 昭	水 道 課 長 萩 原 政 彦
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 濱 田 茂	農 業 委 員 会 事 務 局 長 高 野 利 彦
教 育 総 務 課 長 児 玉 雅 史	学 校 教 育 課 長 淀 修 司
生 涯 学 習 課 長 河 野 尚 仁	畜 産 振 興 監 藤 野 博 三



議会事務局職員出席者

事 務 局 長 和 佐 浩 教	サブリーダー 前 田 範 雄
サブリーダー 上 野 健 太 郎	主 幹 畑 山 浩 一 郎

午前10時00分 開議

○議長（小野広嗣議員） これから、本日の会議を開きます。

ここで、シティセールス課長から発言の申出がありましたので、これを許可します。

○シティセールス課長（大迫秀治君） 3月6日に行われました小園議員の一般質問への答弁において、「省令等が改正された2010年」と発言すべきところを、「法律が改正された2010年」と発言してしまいました。訂正しておわび申し上げます。



日程第1 一般質問

○議長（小野広嗣議員） 日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、10番、持留忠義議員の一般質問を許可します。

○10番（持留忠義議員） 皆様、改めましてこんにちは。持留忠義でございます。私事で大変恐縮ですが、2月の初めの市議会議員選挙において、4期目の負託を受けました。本当にありがとうございます。これまで……

○議長（小野広嗣議員） 御礼の挨拶は、止めてありますので、訂正してください。

○10番（持留忠義議員） はい、すみません。「負託をいただき、ありがとうございます」は、いけないんですかね。それでいいですよ。

○議長（小野広嗣議員） 御礼はなければ、いいです。

○10番（持留忠義議員） これまでの3期を振り返りますと、私なりに一生懸命取り組んできたつもりです。たくさんの勉強をさせていただきました。引き続き、誠意を持って、様々なことに一生懸命取り組んでまいりたいと思います。毎回申し上げますが、議会は、市民の代表機関です。市長の市政運営が適切に行われているかチェックを行い、市政の重要な方針を決定する場であり、また、市民の意思が市政に的確に反映されるよう市長に政策などを提案する場でもあります。一般質問を通して市民の意見を反映し、より良いまちづくりにつながればと考えています。

さて、皆さん、御承知のとおり、志布志市は、農業のまちです。全国的にも、お茶、畜産、園芸など、そのほかにもたくさん誇れるものがあり、私も一農家として日々農作業に励んでいるところです。今回質問させていただく内容は、我が市の基幹産業である農業に関するものです。市民の方からのお話や自分自身で感じたことを伺いたいと思います。

それでは、通告に基づきまして、一問一答方式を進めてまいります。過去の質問と重複するところがあるかもしれませんが、それだけ重要ということで、誠意をもって答えていただければと思います。

まず初めに、畜産振興についてお伺いします。1番目に、鹿児島県の黒毛和種は、従来から状態が良く、枝肉がたくさん取れて、併せて肉質も良い系統を選択して改良が進んでいることが高く評価される要因だと聞いています。本市では、肉用牛をはじめ、養豚、酪農、ブロイラーなど、いろいろな形態の畜産が営まれておりますが、生産資材の高騰や高齢化などにより、規模が縮小

している状況にあります。さらに、様々な要因で和牛の消費が伸び悩み、価格は安定せず、和牛農家は、甚大な被害を受けています。そのような中、配合飼料の価格高騰が続いていますが、本市としての見解と今後の対応をお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 持留議員の御質問にお答えします。

長期化する国際紛争や円安等に伴う物価高騰の影響は、畜産業へも影響が大きく、配合飼料や畜産資材等は、依然として高止まりで推移しており、生産コストの上昇により厳しい経営環境であることは認識しているところであります。また、国における配合飼料価格安定制度も発動していない状況でありますので、今後における社会情勢や価格動向、国の支援等を注視してまいりたいというふうに考えております。

○10番（持留忠義議員） 大体令和7年度の1月までは、子牛もなかなか上場されなかったという時期があったんですが、今、子牛が2月頃から上昇してきて、70万円台になっています。その中でやはり子牛が高く評価されると、肥育農家は、大変だと思います。肥育農家は、50万円台の時期のほうがまだよかったと思います。子牛の価格が高ければ高いほど……。肥育農家にとっては、大体1頭当たり50万円から60万円の飼料代がかかります。それと、現在70万円台ですので、その価格で購入しても、非常に採算は取れないという時期でございます。その点について、飼料代の補填というのはできないかということで質問しました。そういうことで、今後、見直しをしていただけないでしょうか。

○市長（下平晴行君） 肥育牛の経営についてです。牛マルキンの発動状況になりますが、令和6年12月以降、1年以上発動がない状況であります。現在の子牛価格は、高騰で推移しているため、今後の枝肉相場や国の支援等を注視してまいりたいというふうに考えております。

○10番（持留忠義議員） 今後、肥育農家がある程度経営のほうが良くなると、生産農家も非常に大変ではないかと思っています。今後、少しでも補填ができるような価格を示していただければありがたいと思っています。

次に、全ての畜種における支援の考えはないかお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 令和8年1月の臨時会において、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、配合飼料価格の増加分について全畜種へ支援を行うこととしているところであります。

○10番（持留忠義議員） 私もちよっと資料を持ってこなかったんですけど、臨時会のときに確かに畜種別に数字が提示されました。その中身をもう1回教えてもらえればと思います。お願いいたします。

○畜産振興監（藤野博三君） お答えいたします。

内容につきましては、子牛の飼料増加分2万8,928円の約2分の1ということで、子牛のせり市市場頭数に対して1頭当たり1万円、肥育牛につきましては3万6,077円の約2分の1ということで1万8,000円。対象といたしましては、牛マルキンの肥育牛の対象分ということでして、豚につきましては、同じく増加分で1,554円の約2分の1ということで、1頭当たり肥育

豚の出荷頭数に対して700円。乳用牛につきましては、生乳1キログラム当たり4円の増加ですので、2分の1以内ということで2円。採卵鶏につきましては、鶏卵1キログラム当たり12円の増加なので、1キログラム当たり6円の支援です。ブロイラーにつきましては、鶏肉1キログラム当たり10円の増加分なので、2分の1以内ということで5円の支援をするようにしております。

○農政畜産課長（萩迫和彦君） 補足して説明を申し上げます。

今申し上げましたそれらの事業費といたしまして、6,236万8,000円を計上させていただいたところでございます。

○10番（持留忠義議員） 今、全て、子牛、肥育、豚、ブロイラーの数字が示されました。ところが、特に今の肥育農家については、子牛の飼料増加分が2万8,928円でしたが、大体今年1月から子牛の価格は上昇してきました。その中で、全体の平均が去勢で74万円、それと雌のほうで65万円台だったんですけど、特に去勢については70万円台で、全部を計算しますと、かなり経費がかかります。そういうことでございますので、今、示された肥育に対する補助金をできればもう少し見直しをしていただければありがたいのですが、どうでしょうか。

○農政畜産課長（萩迫和彦君） 先ほど市長も答弁申し上げましたけれども、これまでも令和4年度から全畜種もしくは酪農、今回の1月の議会でもお願いをいたしまして、支援をしてきているところでございます。今回の1月の議決分につきましては、今年1月から12月分までの出荷牛等に対して支援をすることとしておりますので、先ほど市長が申し上げましたとおり、牛マルキンの発動状況もないということもございまして、今後の枝肉の相場や国の支援を注視してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○10番（持留忠義議員） 今、課長が申された金額ですけれども、今後、肥育農家の経営が不安定であれば、購入される方が減少すると、非常に生産農家も大変だということを聞いています。ぜひですね、このことについてもさらに金額の見直しをするように国のほうに要請できないですか。市長、どうですか。

○市長（下平晴行君） 先ほど課長が言いましたように、今回、特別と申しますか、6,236万円の対応をしましたので、やはり今後の国の動向を見ながらですね、対応してまいりたいというふうに考えております。

○10番（持留忠義議員） 確かに市長の思いは分かりましたが、今後、さらに経営の安定ができるには、これだけの飼料高騰が続いています。それと、今、イランとアメリカの中東の戦争がございまして、その中で今、輸出についてもストップがかかっている状況でございます。次がいつになるか分かりませんが、その飼料の高騰がまだ続くんじゃないかというふうに思いますので、今後、そういうことを踏まえて国にも要請していただければありがたいと思います。よろしくをお願いします。

次に、茶業振興について伺います。農林水産省が令和7年2月中旬に全国の令和6年度荒茶生産量を公表し、鹿児島県が念願の日本一を獲得しました。鹿児島県の令和6年度荒茶生産量は、約2万7,000トンで、静岡県を初めて上回ったそうです。大変喜ばしいニュースでした。御承知

のとおり、志布志市は、全国的にもお茶の主要産地として旧町時代から長い歴史を重ね続けています。また、最近では、お茶は飲むことに加え、食べるものとして魅力が高まっていると聞きます。そして、お茶は、常に話題性があり、生活習慣病の予防効果が期待される等とその潜在能力は計り知れないところです。しかしながら、昨年を除き、全国的にもここ数年、価格低迷が続き、お茶の生産農家、法人にとっては、大きな不安が続く状況にあります。そのような中、肥料の価格高騰も続いています。本市としての見解と今後の対応を伺いたいと思います。

○市長（下平晴行君） 新型コロナウイルスの蔓延やウクライナ情勢から始まった肥料価格の高騰は、現在も高止まりの状況であり、社会情勢の変化による物価上昇と合わせ、茶農家を含めた農業者の経営に大きく影響しているところでもあります。一方で、茶の情勢は、鹿児島県が2年連続となる荒茶生産量日本一を達成し、海外での抹茶需要の拡大を背景に過去最高水準の生産額となったところでもあります。本市においても、輸出に向けた有機栽培によるてん茶の生産が主に増加し、令和7年度において過去最高の荒茶生産量と生産額を記録しているところでもあります。このような状況を踏まえ、本市としては、国、県の事業を活用しながら輸出推進、有機栽培への転換、てん茶や抹茶の生産拡大などを継続して支援し、高付加価値化による産地としてのさらなる収益力の強化を引き続き図ってまいります。なお、肥料価格をはじめとする生産コストの支援については、活用可能な国、県の事業に注視しつつ、対応してまいりたいというふうに考えております。

○10番（持留忠義議員） お茶の市場価格は、昨年は大幅に上昇したものの、これまで厳しい情勢が20年ぶりの価格で推移したということなのですが、今後の情勢も不透明な部分があることを踏まえて、依然として高止まりしている肥料価格に対する市単独の支援の考えはないか、お願いします。

○市長（下平晴行君） WTOにおける農業に関する協定により、貿易に悪影響があるとの理由から、公的機関が直接的な価格を補填することができないこととなっているため、価格補填はできない状況であります。

○10番（持留忠義議員） 今言われたように、価格補填というか、肥料の補填は、ちょっと厳しいということなのですが、やはり、昨年度の一番茶の価格を申してみますと、一番茶については、てん茶のみの価格なんですけど5,257円、前年度は3,282円と価格は上昇しているんです。ただ、問題は、通常のリーフ茶の価格なんです。これがやはり半分以下で2,726円、前年度が2,123円ということで、なかなか価格は上昇してないということでございます。このことについても、てん茶について出荷される農家については、価格は非常に情勢がいいんですけど、通常の自分で工場を運営するリーフ茶については、まだまだこの価格では厳しいのかなという声でございます。このことについても補填はできないということだったんですが、やはり市独自の支援というのはないのかなというふうに思います。それと、ドリンクの価格についても1,531円ということで、これは、大手の方に今買取りをしてもらっているんですけど、これでも買取り価格が1,500円では非常に厳しいのかなと私は思っています。それも生産農家の意見もでございます。この肥料価格に

ついて何か市としてももう少し単独の支援ができないか、再度、市長に申し上げます。

○市長（下平晴行君） 肥料価格への直接的な支援は、現在ないところであります。ただし、肥料に対する支援として、国の補助事業で国内肥料資源利用拡大対策事業があります。肥料価格の上昇の要因の一つに、肥料原料を海外からの輸入に頼っていることが挙げられ、国内生産原料にシフトするため、肥料原料供給事業者や肥料製造事業者を支援するもので、志布志市では、本事業を活用し、令和5年度において鹿児島堀口製茶が自社生産の有機質肥料を製造するための堆肥舎を整備しております。令和8年度の計画は、今のところないところであります。

○10番（持留忠義議員） 今言われたように、確かに買取りは堀口製茶さんが受け取って、製造されているんですが、またそれが全員買取りされるわけじゃないんですね。農協でもそうだし、個人の民間の方でも、やはりリーフ茶を専用に茶工場を運営していています。ただもう、今までここ20年間、200軒あった茶工場が現在半分以下という、みんな工場を閉めています。というのも、今の価格ではやはり工場を運営するには非常に厳しいのかなという意見でございますので、今後、この肥料価格についても市の独自の支援をぜひしていただければありがたいと思っています。よろしくお願ひしたいと思います。

最後に、鳥獣被害対策についてお伺いします。鳥獣被害については、連日ニュースなどで多く取り上げられており、近年、深刻さを増し、この一般質問でも毎回のよう議題に上がります。特にイノシシやアナグマは、多くの農産物に被害を与えており、市民は、不安を感じている現状にあります。そこで、本市における本年度の鳥獣被害について、お伺いします。

○農政畜産課長（萩迫和彦君） お答えします。

令和7年度の被害状況として、水稻の踏み倒し、カンショの食害、飼料作物の掘り起こしなどの農作物被害が発生しております。また、住宅敷地の庭や花壇、菜園畑の掘り起こしなどの生活環境被害の相談が多く寄せられております。令和7年度には物価高騰に伴う捕獲実施者の経費負担を減らすためにイノシシの捕獲報奨金を増額し、個体数を減らす取組を支援しております。寄せつけない、侵入を防止する、個体数を減らす取組を軸に、今後も本市の基幹産業である農業への被害防止のため、猟友会をはじめ、関係機関と情報を共有しながら、引き続き、取り組んでまいりたいと考えております。

○10番（持留忠義議員） 私の土地改良区なんですけど、私の家の近くがちょうど曾於市との境なものですから、役員とかいろんな会員の方で、ワイヤーメッシュの作業を終了しました。前も一応所管ではしたんですけども、今、志布志市が掲げているこのワイヤーメッシュの工事なのですが、今日までの状況というのは、どのぐらいでしょうか、それをお願いしたいと思います。

○農政畜産課長（萩迫和彦君） 現在までの市内の設置状況についてですけれども、本市では、令和2年度から毎年、要望のあった地域において、国の事業を活用し、ワイヤーメッシュ柵の設置を実施しております。市内の設置状況につきましては、松山地域に9,020メートル、志布志地域に3,560メートルの合計1万2,580メートルのワイヤーメッシュ柵を設置しております。

○10番（持留忠義議員） 有明地域については、まだされてないということですか。

○農政畜産課長（萩迫和彦君） 有明地域につきましても相談は寄せられております。事業の内容を説明いたしまして、電気柵などのほかの侵入対策と比較し、ワイヤーメッシュ柵事業を取り下げられた経緯がございます。今までのところ、有明地域には実績がないところでございます。

○10番（持留忠義議員） この事業は、確かに一応受付をしないとイケないということなんですけど、有明地域については、山重地区が曾於市の土地改良区と一緒にやってるものですから、ちょうど1週間前に工事が終わって、私も2回ほど参加して一緒に事業をやりました。ただ、私の集落のところは、もう曾於市との境でございます。そこまで一応、工事は終わりました。やはり、役員の中でいろいろと協議をした結果、また続きをしなければいけないということです。これは、私の意見なんですけど、今後、有明地域でも申込みをして、優先的にできないんですか。

○農政畜産課長（萩迫和彦君） ワイヤーメッシュ柵は、国の補助事業で実施をしております。そういったことがあれば、地域の生産者団体から要望書を提出してもらって事業に取り組むことになりますので、当然、単年度協議を県と行いまして、計画を上げまして、早ければ、来年度の補助事業で取り組むということになります。単年度協議が6月ぐらいまでです。それまでに要望書を出していただければ、次年度に実施ができるということになろうかと思っております。

○10番（持留忠義議員） 今、自分のそこだけを言ってもどうしようもないんですけど、今後、うちの土地改良区も曾於市とのちょうど境を、あと、続きをしないとイケないということです。ぜひ、私も受付をしまして、令和8年度はもう決まっているということでしたので、令和9年度にはどうしてもできるように、執行部の方の協力をお願いしたいと思います。

今まで3点ほど、畜産振興、お茶の振興、それと鳥獣被害の対策について申し上げました。全体を通して市民にとって少しでも前進ある事業の実施となるように、執行部の努力をお願いしたいと思います。

これで、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（小野広嗣議員） 以上で、持留忠義議員の一般質問を終わります。

次に、3番、永田梓議員の一般質問を許可します。

○3番（永田 梓議員） こんにちは。ちょっと体調不良により順番を変えさせていただいて、大変御迷惑をおかけしました。申し訳ありません。

早速、一般質問に入らせていただきます。市長3期目の所信表明により、志布志市としての方角性が示されました。自宅のほうで中継で聞いていました。その中で数点、質問をさせていただき、市長のお考えをより詳しく伺ってまいりたいと思います。

一つ目、所信表明の中で「医療・福祉の体制強化」にあります産前・産後ケアについて、「助産院や助産師の体制を確保することで、母子の健康を守り、安心して出産、子育てができる環境を整えてまいります」とあります。現在、本市には、職員2名、会計年度任用職員1名の助産師が在籍しているとのこと。市長は、具体的にこの「環境を整える」というのは、どのような体制が確保できれば、そういう状況だとお考えでしょうか。

○市長（下平晴行君） 永田議員の御質問にお答えします。

現在、本市には産婦人科がなく、出産するには鹿屋市や都城市の医療機関の利用となり、その後の産後ケアも市外の助産院や医療機関に委託して実施しているのが現状であります。本市の産前・産後のきめ細やかなケアとしては、令和6年度より産後ケアの利用料を全額助成し、無料とするなど、利用しやすい環境を整えるとともに、助産師の職員採用についても積極的に取り組んだところであります。近年の核家族化に伴う産後うつ防止など、地域母子保健の向上において助産師の専門性が重要視されている中、助産院等の設置誘致につきましては、地域の周産期医療の補完、産後ケアの拡充、そして子育て支援の強化に非常に有効だというふうに考えております。このため、助産院の誘致に向けて、まずは妊産婦のニーズの把握に努めるとともに、公益社団法人鹿児島県助産師会と連携を図りながら、開業意欲のある助産師の確保、施設開設費の補助といった具体的な支援策の整備に取り組んでまいりたいというふうに考えているところであります。

○3番（永田 梓議員） 市長のお考えとしては、本市に助産院を誘致したいという考えでよろしいですか。

○市長（下平晴行君） 小児科開設支援事業の補助金によって令和8年4月開院予定の小児科と同様な施設開設費の補助、開設後の運営費の補助などを考えております。開院を考えている助産師の後押しとなるような支援を行ってまいりたいというふうに考えているところです。

○3番（永田 梓議員） それでしたら、小児科の誘致のときには1億円という大きなお金を補助として提案されたのですが、今回、助産院を開院したいという方が現れた場合、その大きい1億円だったりということをお考えですか。幾らぐらいを検討されているのでしょうか。

○市長（下平晴行君） 額は、まだ決めておりません。民間の方で、そういう自らが開院したいというところに支援をしていきたいというふうに考えるところです。

○3番（永田 梓議員） 分かりました。助産院というのも、分娩をする助産院だったり、分娩はないけど産後ケアなどをする助産院だったり、何か種類があるようです。2年ほど前だったと思うのですが、本市が産後ケアを委託している助産院に訪問させていただき、お話を伺ったことがあります。その際に、助産院開設には産婦人科が半径2キロメートル以内になければならないという条件があるというふうに伺っています。今もそのような条件かは、ちょっとすみません、勉強不足なんですけど、本市にその助産院を開設したいという方がいらっしゃった場合、この医療機関との連携をクリアできる方法というのがあるのか教えてください。

○こども子育て課長（若松利広君） 分娩を取り扱う助産院の開業につきましては、医療法第19条に基づきまして、嘱託医または嘱託医療機関を定めることが義務つけられているところでございます。肝付町にある助産院につきましては県民健康プラザ鹿屋医療センターと、都城市にあります助産院につきましては丸田医院や国立病院機構都城医療センターと連携されているようでございます。なお、分娩を取り扱わない産前・産後ケアを中心とした助産院については、嘱託医の届出は不要というふうに伺っているところでございます。

○3番（永田 梓議員） 今、課長の答弁にありましたように、不要とのことですので、かなりハードルが下がるのではないかと思います。その助産院に伺った際に、「助産院を開設したい人

は、たくさんいるけれど、その医療機関との連携がクリアできず、開院できない人がいます」というふうに助産師の方からお話を伺っています。そういう方を拾うためにですね、本市に子育て人材バンクの登録が可能なシステムがあったので、確認したところ、現在では、助産師の登録は対象外となっていたようです。ここに助産師の登録も追加して広く人材を募集するべきではないかなと思うのですが、その点は、改善できるでしょうか。

○**こども子育て課長（若松利広君）** 今、議員がおっしゃいます子育て人材バンクにつきましては、保育施設等で働きたい方の雇用を検討されている市内保育施設との橋渡しをするための制度として、平成29年11月1日から運用をしているところでございます。現在の要綱では、助産師は登録対象の職種に該当していないため、登録者はいないところでございますが、今後、保育事業者等から助産師の雇用に向けて要望等がございましたら、要綱を改正し、助産師の登録を行えるように準備したいと考えているところでございます。

○**3番（永田 梓議員）** 今、課長から答弁いただいたのは、「保育園のほうが助産師が必要であれば」ということですが、本市で助産院を開設してくれるという方を探すためには、どのような募集方法をされるでしょうか。

○**こども子育て課長（若松利広君）** 市長が答弁で申し上げたとおり、鹿児島県の助産師会等がございまして、そちらのほうを訪問するなりして、そういう開設希望のある助産師であったり、どういう状況にあるのかということをもまず調査しないといけないのかなと考えているところでございます。

○**3番（永田 梓議員）** 分かりました。

では、別な視点からなんですけど、近年、産後ケアホテルについても高い注目が集まっています。本市は、産後ケアホテルについてはどのように認識をお持ちでしょうか。

○**こども子育て課長（若松利広君）** 産後ケアホテルにつきましては、主に民間企業が運営しておりまして、ホテル全体またはホテルの客室の一部を利用し、助産師や看護師などの専門スタッフが24時間体制でサポートする産後ケアに加え、ホテルのようなサービスを受けながら心身のリフレッシュが行える施設であります。本県には、このような施設はないというふうに認識しておりまして、九州でも福岡県の民間ホテルで行われているというところが現状のようでございます。

○**3番（永田 梓議員）** 本市には、海の見える立地を活かしたホテルというのが何軒かありますので、企業さんとも連携して、その助産院さんが、もし、その中で「産後ケアホテルが運用したい」という御意見があった場合、対応していただくと非常にありがたいなと思っています。そこもぜひ調査研究していただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○**市長（下平晴行君）** 調査研究してまいります。

○**3番（永田 梓議員）** それでしたら、次ですね、所信表明の中には、「きめ細やかな相談対応」ともうたわれています。このきめ細やかな対応とは、どのような対応なのでしょう。現行の対応ではどこか足りていないと本市のほうは把握されているということでしょうか。

○**市長（下平晴行君）** 産前・産後のきめ細やかなケアとは、妊娠前から産後までの間に、妊娠

婦やその家族を対象に個々のニーズに応じた精神的・身体的・社会的サポートを提供し、妊娠、出産、育児をスムーズに進めるための包括的な支援を指しており、現状が十分でないということではなく、現在、産婦人科、助産院等がない本市において、同様の施設の整備に取り組むことで、子育て支援をさらに充実させていきたいという考え方であります。

○3番(永田 梓議員) 分かりました。それでは、今、医療用アプリを本市は運営していますが、この医療用アプリの登録件数や活用件数について、数字を少し教えてください。

○子ども子育て課長(若松利広君) アプリを介して相談すると、相談内容に応じまして、診療科の登録医師から15分以内に回答が得られる医療相談アプリ「LEBER」を、妊婦と未就学児のいる世帯を対象に令和6年度に導入したところでございます。令和8年2月末現在の登録者数は、150名となっております。相談件数の累計は、715件となっております。毎月30件前後の相談がありまして、相談件数の半数は、0歳から6歳の未就学児の健康状態に関する相談で、あとの半数は、20代から40代で妊婦や保護者自身に関する健康状態の相談となっているようでございます。

○3番(永田 梓議員) 子供の体調が悪いときにすぐに相談できるアプリということで、令和6年度から運用が始まっている事業です。現在、未就学児がいる御家庭に限定されていると思いますが、対象年齢の引上げなどは、検討はされないでしょうか。

○子ども子育て課長(若松利広君) 現在のところ、その対象年齢の引上げは、検討していないところでございますが、そういった利用者からの意見等が多いようでございましたら、検討の余地はあるかと思っております。

○3番(永田 梓議員) 現在、登録数が150名ということで、ちょっと少ないのかなという認識でもあるんですけど、このアプリを知らない方とかがいらっしやらないように、たしか母子手帳発行時にも案内をされていると思うんですが、皆さんに周知されるようにしていただけたらなと思います。

以前質問したさい帯血バンクの補助や、陣痛タクシーまたは消防との陣痛が来たときの連携について、その後、担当課として検討というのはされたのか教えてください。

○子ども子育て課長(若松利広君) さい帯血バンクについて、まずお答えさせていただきたいと思えます。前回の質問時に市長のほうで答弁申し上げたとおり、公的なさい帯血バンクにつきましては、さい帯血を無償で提供していただき、移植を必要とする患者さんのために保存している取組でございます。一方、民間のさい帯血バンクにつきましては、赤ちゃん自身やその家族が将来治療に使うことができるようになる可能性を想定して、費用を支払ってさい帯血を保存する、営利企業が行う事業と認識しているところでございます。お子さんの将来のために、民間のさい帯血バンクと保管契約を結び、御自身でさい帯血を保存するかどうかにつきましては、個人の選択肢の一つであると認識しているところでございますので、登録費用等の補助は、現在のところ、検討はしていないところでございます。また、陣痛タクシーに関してのその後の取組でございます。陣痛タクシーの運行につきましては、前回、出産時等のタクシー利用に対する問合せはある

ようでございますけれども、専門的な知識が不十分な現状があるため、対応が難しいということは、運行会社から聞いているところでございます。また、鹿屋市で実施しておりますタクシー運行会社につきましても、年間数件の利用となっております、本市のタクシー運行会社にそういった人材確保を含めたそれだけの投資を求めることは、今の段階では大変厳しいのではないかとこのように認識しているところでございます。

○3番（永田 梓議員） 分かりました。引き続き、もし、さい帯血バンクでも、陣痛が来たときの交通手段であっても、何か妊婦さんが安心する方法がほかにあるのならば、ぜひ検討していただきたいなと思います。今回の質問で御答弁いただきました助産院誘致や助産師の確保をすることで、本市で出産する御家族が産婦人科はないけれども、安心して出産、子育てができる、それが市長の考える環境整備ということで理解しました。最後にですね、女性としては早くこれを実現させていただきたいんですが、市長の中で、これは、何年後ぐらいまでに実現させたいとお考えか教えてください。

○市長（下平晴行君） 何年後じゃなくて、もう早急に取り組をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

○3番（永田 梓議員） 早急に対応してくださるということで、非常に楽しみにしています。

次の質問に移らせていただきます。「人の流れを呼び込み、定着させる施策」の中で、「民間と連携した空き家活用を進める」というふうにあります、この民間と連携した空き家活用とは、どのようなものか教えてください。

○市長（下平晴行君） 空き家につきましては、これまでも空き家バンク登録制度や危険廃屋解体撤去の補助制度など対策を講じてきたところでありますが、空き家の管理、活用、処分等に関しましては、専門的な知見やノウハウを持つ民間の事業者と連携することにより、より効果的な対策が可能になるという考え方です。

○3番（永田 梓議員） 民間と協力してということですが、民間というのは、不動産屋さんというふうに認識してよろしいのでしょうか。

○市長（下平晴行君） そうですね、不動産も含めてそういう事業をしている事業者ということで理解していただきたいと思います。

○3番（永田 梓議員） 聞き取りの際に民間の事業者というふうに伺っていたので、民間の事業者と認識して質問をしていきます。この市長の所信表明を見たときに、今、本庁の周辺に多世代交流施設や小児科、その民間の協力が、山中氏邸や木下氏邸が息を吹き返そうとしています。これらを観光地として安定的に人の流れを生み出すためには、まだちょっと弱いかなと個人的には思っているところです。住居だけではなく店舗などとしても、まだまだ活用できる建物というのが志布志市には多く残っており、志布志市商店街エリア構想内でも図で示されていました。このエリアに、山中氏邸のように民間で誘致、民間が頑張るといような店舗をオープンしようとした場合、市のほうでサポートなどは検討されていないのか伺います。

○市長（下平晴行君） これは、歴史のまちづくり事業の中で、国土交通省、文部科学省、農林

水産省が文化財を観光として活かしていこうという事業でありますので、そういう全体的にですね、先人たちが持っていらっしゃる、あるいは培ってこられた建物も含めて活用してまいりたいというふうに考えております。

○3番（永田 梓議員） 今回、その山中氏邸を工事する過程を私も間近でよく見させていただいているのですが、志布志市の歴史的建物が再生していくのには、本当に感動する場面が多々あります。ほかにも同じような建物というのがたくさん市内にありますので、そこを活用したいという事業者が現れた場合、また、市のほうでここを活用してくださいということがあるのか、ないのか、その推進、推奨というか、この建物でこういうことをしてくださいという活動はされないですか。

○市長（下平晴行君） これは、麓地区に今おっしゃったような建物も存在しているわけですので、ああいう建物をうまく活用して、例えば歴史資料館まではいきませんけれども、そういう形になるようなものも含めて、今あるその歴史的建物、古民家等の活用、これはもうしっかり対応してまいりたいというふうに考えております。

○3番（永田 梓議員） では、古民家の活用というのも出たので、質問事項の2番目のほうに移らせてもらいます。選挙の際にも市内を改めてぐるぐる回らせていただいて、空き家の増加に本当に驚くぐらいでした。もう草が生えたり、半壊したり、景観が悪くなっている状況というのも散見されました。昨今の物価高騰を受けて危険家屋解体費用の値上がりもあることですので、解体費用補助の上限を引き上げる考えはないかなと思ったのですが、今回の予算のほうに提案が来ておりました。その内容を説明していただけると、ありがたいです。

○市長（下平晴行君） 本市としては、本事業実施によるさらなる効果を期すために、従前は、住宅で上限額が30万円、附属屋で15万円であった補助について、令和8年度から内容の一部を見直して、解体跡地へ同一年度内に住宅等の新築着工をされる場合については、住宅で上限額を50万円、附属屋で25万円への増額を図ってまいりたいというふうに考えております。このことにより、さらなる景観の向上、住環境の確保や移住・定住につなげてまいりたいというふうに考えているところであります。

○3番（永田 梓議員） 家屋の場合が上限額50万円、附属屋の場合が30万円に上がったということで、非常にありがたいことではあるんですけども、これが条件が必要ということで、壊した年度内におうちを建てなければいけないという条件がついています。このことについて、どうしても次の年じゃないと建てられませんという状況があった場合は、緩和というのはできるのでしょうか。

○建設課長（富岡 裕君） お答えします。

今回の増額分につきましては、危険廃屋解体撤去事業に伴って解体した跡地が、やはり未利用地が多いということ、そして草木が繁茂することで管理されていない空き地が多いということで情報、問合せ等があったことから、また新たな利活用と定住促進に向けてという形で、今回、増額したところがございます。その着工時期につきまして我々が考えているのは、その基礎に着工

するとか、建物については、年度内着工の中でも特に基礎の工事が年度内に入れば、その分は該当するというふうに位置づけております。ただ、受付をする時期にもよるんですけど、大体12月までには一旦その分は受け付ける形になってしまいます。それから3か月以内に着工といいますか、準備関係もございまして、年度内に基礎程度の工事が入れば、認めるという形になります。

○3番（永田 梓議員） これは、着工がもし遅れた場合、1回決まったその上限額を返金してくださいとか、そういうペナルティなどは発生しないということで理解してよろしいですか。

○建設課長（富岡 裕君） 今回の場合は、その受付時期にもよるんですけど、その中で誓約書、確約書を書いていただくこととなります。まずは、その年度内に最低限基礎程度はしていただきたいということを条件にうたっておりますので、そのルールに基づいてこちらでも手続を行っていくという形になります。

○3番（永田 梓議員） 分かりました。去年ですね、空き家セミナーを民間の方が数回にわたり開催してくださって、高校生も参加してくださいました。その中で、市民の方から提案としてあったものをここで一つ御紹介したいんですが、「現行の補助金を2倍にし、二、三年の期間を決めて一気に空き家を解体する。その特別な期間というのを設けたら、空き家を解体する方が増えるのではないですか。そういった取組は、いかがでしょうか」という御提案をいただきました。そのことについては、いかがお考えでしょうか。

○市長（下平晴行君） 本事業は、市単独事業であることから、公益性、必要性、波及効果などを検証する必要があるところであります。したがって、本市としては、現在策定中の立地適正化計画の中で決定した誘導区域を対象として、国の補助事業を活用した事業展開を考えているところであります。

○3番（永田 梓議員） ちょっと答弁がずれてしまったと思うんですが、その立地適正化計画に指定されている地域というのがどこからどこまでという、そのエリアが分かりますか。教えていただければ、ありがたいです。

○建設課長（富岡 裕君） 今ですね、立地適正化計画を令和6年度から令和8年度の3か年で策定しております。現在、都市計画審議会も経まして、居住誘導区域、都市機能誘導区域という設定はできたところでございます。その中でいきますと、特に志布志駅を中心とした市街地区域が居住誘導区域と主になるところでございます。その居住誘導区域の中に新たに国の補助メニューを活用した形で、そういった解体撤去補助のメニューを導入して、コンパクトなまちをつくっていくという形の対応を図っていく考えてございます。

○3番（永田 梓議員） 分かりました。志布志駅を中心としたということですね。それは、範囲は半径何キロメートルとか、そういう決まりになりますか。

○建設課長（富岡 裕君） 具体的な範囲というのは、ちょっと図面でないとお示しできないものですから、特に志布志駅を含む、今、用途地域が張ってある区域という感じでありまして、東でいきますと前川から、西は安楽川の手前までという形で大きくくくっております。ただし、市街地中心拠点という形で今回、居住誘導区域を定めておりますが、現在もまちづくりと

も形態が動いておりまして、高台のほうに大分移っております。ただ、そこについては、用途が張っていない関係で、今回、居住誘導区域が張れなかったということもございます。今後、令和9年度以降は、新たな用途、志布志インターチェンジを中心に用途を張っていく中で、新たな居住誘導区域をまたそこに加えていくという形になりますので、その部分も含めた範囲でまたそういう国の補助事業を持っていきたいというふうに考えております。

○市長（下平晴行君） 先ほどのいわゆる補助金を2倍にして、二、三年に限定にして対応できないかということの答弁でございますが、これは、一つは良い案でもあるというふうに思いますので、参考にできるかどうかということで考えて、内部で協議して対応してまいりたいというふうに考えております。

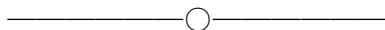
○3番（永田 梓議員） よく分かりました。街のほうはですね、そういうエリア計画などいろいろあって、どんどん発展していくのが目に見えて分かるわけですが、松山地域のほうは、昨日ですね、道の駅松山も閉店しました。そういうふうにどんどん過疎が見える状態になっていっています。ましてや、松山地域から志布志地域に抜ける道というのは、いまだに離合の難しい場所も散見されまして、こういうアクセスの不便に対してはどのような対応をしていくのかということも少し伺えたら、ありがたいです。松山地域と都市部を結ぶ道路の不便性などもありますので、そういうところをどういうふうにしていかれるのかなというところを聞きます。

○市長（下平晴行君） 立地適正化計画では、松山庁舎及び有明庁舎付近を地域生活拠点と位置づけており、志布志市街地の都市拠点とを公共交通機関で結び、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」を実現し、持続可能なまちづくりを目指しております。まずは、医療・福祉施設、商業施設がまとまって立地できる環境づくりを実施できればというふうに考えているところであります。

○3番（永田 梓議員） 分かりました。ぜひですね、松山地域、有明地域も同じように注視して、人の動きというのがしやすいような状況を検討していただけたらなと思います。危険廃屋の解体についても見直しがされるとのことですので、今後、また状況を注視させていただきたいと思います。

以上で、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（小野広嗣議員） 以上で、永田梓議員の一般質問を終わります。



日程第2 曾於地区介護保険組合議会議員の選挙

○議長（小野広嗣議員） 日程第2、曾於地区介護保険組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選にすることに決定しました。

お諮りします。議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

曾於地区介護保険組合議会議員に、栢山晋司議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました栢山晋司議員を曾於地区介護保険組合議会議員の当選人と決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました栢山晋司議員が曾於地区介護保険組合議会議員に当選されました。

ただいま曾於地区介護保険組合議会議員に当選されました栢山晋司議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定による告知をします。

ここで、当選人の発言を求めます。

○4番（栢山晋司議員） ただいま曾於地区介護保険組合議会議員に指名いただきました栢山晋司です。介護保険の問題をしっかりと勉強し、取組をさせていただきたいと思います。よろしくお願いたします。



日程第3 議案第31号 志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小野広嗣議員） 日程第3、議案第31号、志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 議案第31号、志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、説明を申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、子ども・子育て支援納付金を徴収する措置が講じられたため、当該措置に関する規定を加える等する必要があるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野広嗣議員） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

○15番（小園義行議員） 今回、こういう形で始まるんですけど、これは、国がそういう法律をつくって4月から始まるというための条例改正です。納付金の額は、保険者が設定をされるわけですね。もし、それに従わないという大変ですけど、市のほうで設定をされるその額を徴収せずに、一般会計からいわゆる繰入れをするということができるとかというのが1点。もしそうなった場合に、何らかのペナルティがあるものなのか、それが二つ目です。三つ目に、これは、今3年間でしていますね、そして毎年それぞれあるわけですが、3年後にまた条例改正をして賦課限度額がずっと引き上がっていくというふうに理解していいのか、3年で終わるのか、そこについ

てちょっとお願いします。

○健康長寿課長（富重隆之君） ただいまの質問になりますが、子ども・子育て支援納付金の徴収、納付についてでございます。子ども・子育て支援法第71条の3のほうに規定がございます。条文には、政府は、健康保険者等から、子ども・子育て支援納付金を徴収する旨と、健康保険者等につきましては、子ども・子育て支援納付金を納付する義務を負う旨が規定されているところでございます。この規定により地方税法の改正がなされ、国民健康保険税に子ども・子育て支援金課税額のほうが今回追加される所でございます。一般会計からの繰入れのほうになりますが、そちらにつきましては、現時点においては、まだ想定のほうはしていない所でございます。それと、ペナルティの考え方についても同じく、現在、国がこういった規定に基づいたことにしておりますので、想定のほうはしていない所でございます。あと、3年の考え方になりますが、この子ども・子育て支援金につきましては、今回、県が示す標準保険料率を参考にいたしまして設定を所でございます。こちらについては、国のほうでも子ども・子育て支援金については向こう3年間、拠出する額も増やしていくということでございました。それに基づいた標準保険料率につきましても、県が毎年示すこととなりますので、税率改正については、その都度、毎年やっていくということになるかと思えます。

○15番（小園義行議員） よく分かりました。付託になるんでしょうけど、もう一つお願いします。後期高齢者医療の子ども・子育て支援金、いわゆる後期高齢者に加入されている人たちのやつ、県の連合会のほうでこういったものが議論されて、しっかりと返ってくるわけですね。そこについてのタイムスケジュールとして、これは、実際4月から始まって7月から本課税みたいな格好で国保は始まるのですが、後期高齢者医療の関係については、情報としたら、いつ私たちのほうに返ってくるのかということについては、県の連合会のほうからそういったものが示されているのですか。

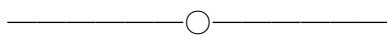
○健康長寿課長（富重隆之君） 後期高齢者医療の子ども・子育て支援金の関係になりますが、そちらにつきましては、鹿児島県の広域連合で議論がなされ、2月に議会のほうで決定されている所でございます。後期高齢者のほうの分につきましては、今回、引上げという結果になる所でございますが、そちらの周知につきましては、今後、広域連合におきまして新聞等の掲載であったりとか、チラシのほうでの周知、広報のほうに取り組んでいくという報告を受けている所でございます。

○議長（小野広嗣議員） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議題第31号は、総務常任委員会に付託します。



日程第4 議案第32号 多世代交流施設の指定管理者の指定について

○議長（小野広嗣議員） 日程第4、議案第32号、多世代交流施設の指定管理者の指定について

を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 議案第32号、多世代交流施設の指定管理者の指定につきまして、説明を申し上げます。

本案は、多世代交流施設の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野広嗣議員） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議題第32号は、総務常任委員会に付託します。

○

○議長（小野広嗣議員） 以上で、本日の日程は、終了しました。

お諮りします。

委員会審査のため、明日から3月24日まで15日間休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 異議なしと認めます。

したがって、明日から3月24日まで15日間休会することに決定しました。

3月25日は、午前10時から本会議を開きます。

日程は、議案の委員長報告、表決等です。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

午前11時12分 散会

令和8年第1回志布志市議会定例会会議録（第4号）

期 日：令和8年3月25日（水曜日）午前10時04分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 議案第13号 志布志市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第2 議案第17号 志布志市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第20号 志布志市過疎地域持続的発展計画の策定について
- 日程第4 議案第21号 薬科休日急患診療事業に関する事務の委託について
- 日程第5 議案第22号 市道路線の認定について
- 日程第6 議案第23号 令和8年度志布志市一般会計予算
- 日程第7 議案第24号 令和8年度志布志市国民健康保険特別会計予算
- 日程第8 議案第25号 令和8年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第9 議案第26号 令和8年度志布志市介護保険特別会計予算
- 日程第10 議案第27号 令和8年度志布志市国民宿舎特別会計予算
- 日程第11 議案第28号 令和8年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算
- 日程第12 議案第29号 令和8年度志布志市水道事業会計予算
- 日程第13 議案第30号 令和8年度志布志市農業集落排水事業会計予算
- 日程第14 議案第31号 志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第32号 多世代交流施設の指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第33号 令和7年度志布志市一般会計補正予算（第14号）
- 日程第17 議案第34号 令和7年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
- 日程第18 同意第2号 副市長の選任につき同意を求めることについて
- 日程第19 同意第3号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第20 議員派遣の決定
- 日程第21 閉会中の継続調査申出について
(総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長)

出席議員氏名（16名）

1 番 川 崎 桃 子	2 番 年 見 明 浩
3 番 永 田 梓	4 番 栢 山 晋 司
5 番 稻 付 洋 平	6 番 青 山 浩 二
7 番 野 村 広 志	8 番 八 代 誠
9 番 小 辻 一 海	10 番 持 留 忠 義
11 番 平 野 栄 作	12 番 鶴 迫 京 子
13 番 小 野 広 嗣	14 番 東 宏 二
15 番 小 園 義 行	16 番 福 重 彰 史



地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長	下 平 晴 行	副 市 長	溝 口 猛
教 育 長	福 田 裕 生	総 務 課 長	鮎 川 勝 彦
財 務 課 長	坂 元 正 知	総合政策課長	川 上 桂 一 郎
コミュニティ推進課長	五 代 千 加 子	みたと振興課長	木 村 勝 志
シティセールス課長	大 迫 秀 治	税 務 課 長	藤 後 広 幸
市民環境課長	村 山 睦	福 祉 課 長	山 口 善 央
健康長寿課長	富 重 隆 之	こども子育て課長	若 松 利 広
農政畜産課長	萩 迫 和 彦	耕地林務課長	得 丸 八 郎
建 設 課 長	富 岡 裕	松山支所長兼 総務市民課長	折 田 孝 幸
有明支所長兼 地域振興課長	大 口 秀 昭	水 道 課 長	萩 原 政 彦
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	濱 田 茂	農 業 委 員 会 事 務 局 長	高 野 利 彦
教 育 総 務 課 長	児 玉 雅 史	学 校 教 育 課 長	淀 修 司
生 涯 学 習 課 長	河 野 尚 仁	危 機 管 理 監	黒 川 晃



議会事務局職員出席者

事 務 局 長	和 佐 浩 教	サブリーダー	前 田 範 雄
サブリーダー	上 野 健 太 郎	主 幹	畑 山 浩 一 郎

午前10時04分 開議

○議長（小野広嗣議員） これから、本日の会議を開きます。

○

日程第1 議案第13号 志布志市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小野広嗣議員） 日程第1、議案第13号、志布志市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（永田 梓議員） ただいま議題となりました議案第13号、志布志市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月12日、委員全員出席の下、執行部から総合政策課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部から議案及び付議案件説明資料により条例の改正内容についての補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回の条例改正は、上位法改正に伴うものであるが、国のデジタル化政策推進のスピードが速い中、市の情報化計画との整合性は取れるのか、また、情報格差に対する取組をどのように行うのかとただしたところ、今回の条例改正は、部分的に規定内容を明確化するものであるが、これまでの条例においてもオンライン手続に関することはうたわれており、情報化計画との整合性は取れていると考えている。デジタル化の取組が加速化している中で、国の情報を踏まえて、今後、見直しが必要な内容が出てきた場合には、迅速に対応していきたい。また、デジタルに不慣れな方への支援としては、これまでのスマホ教室、個別の相談等のほか、令和8年度からは情報格差の是正を図るためのデジタルデバインド対策事業を計画しているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第13号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（小野広嗣議員） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野広嗣議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野広嗣議員） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第13号に対する所管委員長の報告は、原案可決です。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第2 議案第17号 志布志市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小野広嗣議員） 日程第2、議案第17号、志布志市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長に報告を求めます。

○産業建設常任委員長（八代 誠議員） ただいま議題となりました議案第17号、志布志市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月12日、委員全員出席の下、執行部から耕地林務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部から議案及び付議案件説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、林野火災に関する注意報が発せられた場合、市民への周知はどのように行うのか、また、違反した場合の罰則はあるのかとただしたところ、林野火災に関する注意報の周知方法として、大隅曾於地区消防組合による防災行政無線や消防車両による巡回での注意喚起を行っている。違反した場合の罰則については、ないところであるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第17号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（小野広嗣議員） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○15番（小園義行議員） 今、委員長の報告でよく分からない部分がありました。実際、強風注意報とか乾燥注意報というのは、気象庁なり、そういった国の関係の機関がするわけですが、そういった情報をどういった形で大隅曾於地区消防組合が察知して、そして、そこにタイムラグが生じないような形での対応というのは、大隅曾於地区消防組合としてはどういうふうになされて、こういうものに発展するという、そういった質疑はなかったのですか。

○産業建設常任委員長（八代 誠議員） 今あった質問になりますが、委員会で出た質問については、大隅曾於地区消防組合からこちらのほうにどうやって伝達をするのかということについてはありました。大隅曾於地区消防組合がどういった形で気象庁及び国のほうからそういう伝達があるというところについての質疑はなかったところでございます。

○議長（小野広嗣議員） ほかに質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第17号に対する所管委員長の報告は、原案可決です。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第3 議案第20号 志布志市過疎地域持続的発展計画の策定について

○議長（小野広嗣議員） 日程第3、議案第20号、志布志市過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（永田 梓議員） ただいま議題となりました議案第20号、志布志市過疎地域持続的発展計画の策定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

本案件につきましては、3月12日、総務常任委員会を開催し、本議案における審査方法について協議したところ、本議案は、文教厚生常任委員会及び産業建設常任委員会分の所管する内容も含まれるため、連合審査が適当であるとの結論に達しました。

同日、文教厚生常任委員長及び産業建設常任委員長へ連合審査の申入れを行い、両委員長から同意をいただいたため、連合審査を行うことに決定したところであります。

連合審査会を3月19日に開催し、3常任委員会の委員出席の下、執行部から総合政策課長ほか担当職員の出席を求め、初めに、文教厚生常任委員会所管分、次に、産業建設常任委員会所管分、最後に、総務常任委員会所管分の順に審査を行いました。

主な質疑といたしまして、再生可能エネルギーの利用の推進について、「営農型ペロブスカイト太陽電池やバイオマス発熱ボイラー設備等の導入を進める」とあるが、その対策の詳細をただしたところ、ペロブスカイト太陽電池は、実用化及び普及に向けてまだ時間を要するところだが、技術革新が進むことで、将来の市場の展望に重要な役割を果たすと考えられている。現在、国の補助事業を活用し、営農型の太陽光発電設備として茶畑に導入できないかということで、農政畜産課と協議を進めているところである。また、バイオマス発熱ボイラー設備の利活用についても協議を進めているとの答弁でありました。

農林水産業の振興について、「農業に従事する女性が主体的に農業経営に関わり、政策や方針決定の過程に参画できる環境づくりと能力を発揮できる場の確保に努め、女性リーダーの育成を図ります」とあるが、具体的な内容についてただしたところ、新規就農者において、家族経営協定を夫婦間で締結し、家族経営を行うこと、大隅地区農村女性の会「たんぼぼ」に参画し、研修を行うこと、また、畜産に関しては、肉用牛改良青年部会に女性が参画し、経営を学んだり、情報共有をすること等、女性が単に労働に従事するというのではなく、能力を発揮できる場の確保に努めるというものであるとの答弁でありました。

人材育成について、市内高等学校支援事業が掲げられているが、高校生だけではなく、大学生、若年層の社会人等もターゲットとし、将来的に重要な役割を担っていただけるような人材を育成するプログラムも必要ではないかとただしたところ、本計画においては、高校生に着目した市内高等学校支援事業を盛り込んでいるが、総合振興計画では、サテライトキャンパス等、民間と連携した取組を進めており、その中で、市内外の方に対する様々な人材育成の事業を考えていきたいとの答弁でありました。

以上で連合審査による質疑を終え、総務常任委員会を開催し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第20号、志布志市過疎地域持続的発展計画の策定については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（小野広嗣議員） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 質疑なしと認めます。
これから、討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 討論なしと認めます。
これから採決します。
お諮りします。議案第20号に対する所管委員長の報告は、可決です。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 異議なしと認めます。
したがって、議案第20号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第4 議案第21号 薬科休日急患診療事業に関する事務の委託について

○議長（小野広嗣議員） 日程第4、議案第21号、薬科休日急患診療事業に関する事務の委託についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（稲付洋平議員） ただいま議題となりました議案第21号、薬科休日急患診療事業に関する事務の委託について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月12日、委員全員出席の下、執行部から健康長寿課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部から議案及び付議案件説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回の事務の委託に至った背景についてただしたところ、一般社団法人都城市北諸県郡薬剤師会が行った調査によると、休日に開局している薬局の約53%が赤字となっていることから、当該薬剤師会から都城市へ休日当番薬局の経費助成の支援措置を講じるよう要望書が提出されたものである。このことを踏まえ、都城市から定住自立圏内の自治体に経費を負担することについての意見照会があり、今回、事務の委託により事業を進めていくこととなったとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第21号については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（小野広嗣議員） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第21号に対する所管委員長の報告は、可決です。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第5 議案第22号 市道路線の認定について

○議長（小野広嗣議員） 日程第5、議案第22号、市道路線の認定についてを議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（八代 誠議員） ただいま議題となりました議案第22号、市道路線の認定について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月12日、委員全員出席の下、審査に資するため、県道63号志布志福山線の現地

調査を実施し、執行部から建設課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部から議案及び付議案件説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、当面の間、県道と路線が重複するとのことだが、重複する路線の管理は、県と市のどちらが行うこととなるのか、また、将来的には市道のみ路線となるのかとただしたところ、重複する路線の管理については、道路法第11条第2項の規定に基づき、県が行うこととなる。今後は、県との調整が整い次第、重複を解消し、市道のみ路線として市が管理を行うこととなるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第22号については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（小野広嗣議員） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第22号に対する所管委員長の報告は、可決です。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第6 議案第23号 令和8年度志布志市一般会計予算

○議長（小野広嗣議員） 日程第6、議案第23号、令和8年度志布志市一般会計予算を議題とします。

本案は、予算常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○予算常任委員長（小辻一海議員） ただいま議題となりました議案第23号、令和8年度志布志市一般会計予算について、予算常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月10日、審査に資するため、外山木材株式会社志布志工場、有明野球場、志布志市立悠志学園及び多世代交流施設の現地調査を実施しました。また、同月13日から18日にかけて、執行部から関係課長・局長ほか担当職員の出席を求め、予算書及び説明資料による補足説明を受け、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い、報告いたします。

まず初めに、財務課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、志布志庁舎職員駐車場整備工事について、整備の必要性の判断に当たり、庁舎周辺にある民間駐車場の空き状況等の市場調査は行ったのかとただしたところ、民間事業者に対して調査は行っていないが、民間駐車場を利用している職員への聞き取り等により、ほとんど空きがないことを把握しており、必要台数分を確保するのは、大変厳しい状況であったとの答弁でありました。

次に、総合政策課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、二地域居住推進事業について、受入先となる保育園のめどはついていないのか、また、利用申込みの手続はどうなるのかとただしたところ、保育園留学について、各園に内容の説明を行ったところ、受け入れるための設備等の整備が可能であるという保育園が1園あったところであり、その保育園を想定している。また、利用申込みの手続については、利用希望者が業務委託先である民間事業者に申込みをし、その民間事業者において利用希望者と保育園のマッチングを行うものであるとの答弁でありました。

次に、こども子育て課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、乳児等通園支援事業について、7園が事業申請をしているとあったが、その詳細についてただしたところ、今回、事業申請した7園のうち、一般型での受入れが3園、余裕活用型での受入れが4園で、地域別では志布志地域が3園、有明地域が3園、松山地域が1園となっている。月10時間までの利用が可能となっており、保護者が就業していなければならないという要件はない。利用者については、これから募集するが、7園の利用定員は、31人の枠を確保しているとの答弁でありました。

次に、みなと振興課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、港湾改修事業負担金について、計画されている津波避難施設とはどのようなものか、また、単年度で完成するのかとただしたところ、津波に際し、主に新若浜地区コンテナターミナル内で作業をする方が避難するための施設で、約120人収容でき、当該ターミナル西側にある緑地の高台を整備し、階段、スロープ、あずまや、ベンチ等を設置するものである。法面工事も含めて令和10年度に完成する予定であるとの答弁でありました。

次に、福祉課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、健康ふれあいプラザ指定管理事業における改修工事の詳細についてただしたところ、内装関係工事、照明のLED化、空調設備の入替え等である。工事請負費の内訳は、建築工事が3,850万円、機械設備工事が7,750万円、電気設備工事が3,150万円となっているとの答弁でありました。

次に、会計課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、基金の債券運用について、運用に充てる基金の上限額は定めているのか、また、債券の主なものは何かとただしたところ、債券運用に関して、運用割合、購入額の

上限等は設定していないが、基金の残高、運用状況等を考慮し、毎年度、市長、副市長及び財務課と協議を行い、購入を決定している。また、債券の主なものは、国債及び地方債であるとの答弁でありました。

次に、市民環境課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、RPF化及びリサイクル処理業務について、RPF化するものは、どのような状態で出荷しているのか、また、RPF化するものの出荷に当たっては、資源ごみ等売払金として市に入ってくるのかとただしたところ、例えば、大型の木製家具は、市が回収後、金属、ガラス等を外し、木材のみにして木くずの状態にしている。布団、畳等も原料として木くずと合わせて県内のRPF製造工場に出荷している。また、RPF化するものの出荷に対しての収入はなく、分別して出た金属類等に対してのみ資源ごみ等売払金として入ってくるとの答弁でありました。

次に、シティセールス課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、観光施設管理事業における測量設計業務委託の内容及び工事請負費の公衆トイレ防犯カメラの設置場所についてただしたところ、測量設計業務委託は、主に民宿村の電源引込工事に係る設計である。また、公衆トイレ防犯カメラの設置場所は、麓地区駐輪駐車場、宝満寺公園及び小西地区駐輪駐車場であるとの答弁でありました。

次に、健康長寿課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、二次救急医療体制整備補助事業について、二次救急医療機関補助金の交付対象である医療機関の移設に伴い、令和7年度から当該医療機関への重症救急搬送者数が増加していると聞いているが、これを踏まえて積算したものなのかとただしたところ、当該補助金は、前々年度の救急搬送者数の実績に基づき交付するものであり、令和7年度中の救急搬送者数の増加は影響しないとの答弁でありました。

次に、耕地林務課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、地方創生道整備推進交付金事業について、広域農道線の舗装補修は、工事箇所はどこで、何工区になるのか、また、補修には基礎まで含めるのかとただしたところ、工事箇所は、有明地域の川添地区であり、工区は、1工区のみである。また、補修については、CBR試験を行い、その結果に基づいて、下の路盤から改良して舗装するよう計画しているとの答弁でありました。

次に、税務課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、納税通知書等印刷及び封入封かん業務委託について、どの程度職員の負担が軽減されるのか、また、どのように市民サービスの向上につながるのかとただしたところ、担当職員及び会計年度任用職員で2週間ほどかけて実施していた封入封かん業務が不要となり、その分、職員の本来業務及び窓口対応に専念できることから、市民サービスの向上につながるものと考えているとの答弁でありました。

次に、教育総務課・学校教育課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、小規模校入学特別認可制度通学補助事業について、補助金の積算根拠をただしたところ、令和8年度の特認校生数を40人と見込んでおり、1キロメートル当たり37円に平均通学距離を掛けた額に対し、7割補助するという形で積算しているとの答弁でありました。

土曜学習教室事業における新規事業の内容についてただしたところ、令和8年度から小学生を対象とした英語学習教室を実施するもので、6月頃から年5回、月1回程度の実施を計画しているとの答弁でありました。

次に、コミュニティ推進課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、地域コミュニティ協議会活動促進事業について、集落支援員に関する費用については、特別交付税の対象となるとのことだが、関連する予算の額は幾らか、また、集落支援員の業務内容はどのようなものかとただしたところ、国の集落支援員制度を利用し、市が委嘱する形で、地域コミュニティ協議会で直接雇用する手続となっているが、地域コミュニティ協議会への補助金のうち2,153万8,000円が集落支援員に対応するものである。集落支援員の業務内容としては、集落点検の実施及び集落の在り方についての話し合い促進を行うことが必須であり、その他に集落等、地域の活性化に向けた取組、地域コミュニティ協議会のサポート等を主に行っているとの答弁でありました。

次に、農政畜産課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、鳥獣被害対策実践事業について、鳥獣捕獲アプリは、有害鳥獣捕獲事業連携のデータを収集するものかとただしたところ、鳥獣捕獲アプリは、有害鳥獣の捕獲に係る報奨金と連動するものではなく、捕獲従事者の捕獲情報報告等に関する事務手続の軽減を図ることを大きな目的とするものであるとの答弁でありました。

次に、総務課・選挙管理委員会事務局・固定資産評価審査委員会事務局分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、災害対策事業において、非常用発電機の購入予算が計上されているが、何機購入し、どこに配置する計画か、また、今後も引き続き配備していく必要があるのかとただしたところ、10台の非常用発電機を購入し、1次避難所への配置を予定している。発電機については、昨年度も10台購入しており、蓄電池、自家発電設備等がある施設を除いて、令和8年度で配備が終わる見込みであるとの答弁でありました。

次に、農業委員会事務局分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、使用料及び賃借料に自動車借上料が計上されているが、自動車借上げの目的及び契約内容についてただしたところ、現地調査並びに農地バンクの契約手続に係る耕作者及び農地所有者のところに外向いて事業説明を行うための車両1台を年間を通じて借り上げて公用車としているとの答弁でありました。

次に、生涯学習課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、やっちくふれあいセンター施設管理事業における北側駐車場路面補

修工事について、陥没している箇所の補修と思うが、その陥没した原因と工事期間についてただしたところ、令和6年5月に、アスファルト等にひび割れが発生していることを確認したが、その下に配水管が埋設されているため、それが漏水によるものか、自然沈下によるものか、掘削してみないと分からない状況である。その原因究明を含めた改修工事であるため、掘削した結果によっては、工期が長くなる可能性もあるとの答弁でありました。

次に、建設課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、道路維持管理事業について、市道維持補修工事としてメンテナンスフリーが計上されているが、どのくらいの面積を計画しているか、また、メンテナンスフリー化は、事業箇所に優先順位を付けて進めるのかとただしたところ、張りコンクリート工として、香月線で約600平方メートル、水ヶ迫線で約100平方メートル、モルタル吹付工として、飯野・松山線で約200平方メートル、昭和・弓場ヶ尾線で約110平方メートルを計画している。また、交差点付近及び交通量が多い場所を優先してメンテナンスフリー化を進めていくとの答弁でありました。

次に、議会事務局分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、消耗品費について、令和7年度と比較して増額となっているが、その理由は何かとただしたところ、消耗品費については、事務用品のほか、追録が発行されている法令集等も購入しており、例えば、法改正が多いときは、その単価が上がるため、年度によって変動するものであるとの答弁でありました。

次に、監査委員事務局分については、質疑はありませんでした。

以上で全ての課の質疑を終結し、討論に入り、次のような要旨の討論がありました。

反対討論として、行政のデジタル化が進むことについては、何ら反対をするものではないが、これを進めることによって、住民が不利益を被るようなことがあってはならない。行政のデジタル化が進む中で、これまでと違い、市民税等の申告をしたのか、しなかったのか、理解できていない住民が発生している。併せて、システムの標準化により、本市独自の政策がしっかりと形でできない状況が発生している。その一つとして、国民健康保険の未就学児均等割について、国のシステムがあるがゆえに対応ができず、給付という形で実施するような事例が現実としてある。そういったことで不利益を受けないような対応をしっかりと取って、予算は提案されるべきである。

また、部落解放・人権確立第45回全九州研究集会の資料代が計上されているが、2002年に国の同和対策事業が終了している中で、行政及び教育機関の公平性及び中立性をしっかりと守ることが必要であると考え。そのことが担保できないような予算の在り方は、問題であると考えことから、議案第23号については反対である。

賛成討論はなく、討論を終え、起立採決の結果、議案第23号は、起立多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（小野広嗣議員） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 討論なしと認めます。

これから採決します。採決は、起立によって行います。

お諮りします。議案第23号に対する所管委員長の報告は、原案可決です。本案を所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小野広嗣議員） 起立多数です。

したがって、議案第23号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第7 議案第24号 令和8年度志布志市国民健康保険特別会計予算

○議長（小野広嗣議員） 日程第7、議案第24号、令和8年度志布志市国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（稲付洋平議員） ただいま議題となりました議案第24号、令和8年度志布志市国民健康保険特別会計予算について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月12日、委員全員出席の下、執行部から健康長寿課長、税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部から予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、療養給付費が2億7,500万円の減となった大きな要因は何かとただしたところ、療養給付費は、令和6年度の1人当たり平均療養給付費額に平均被保険者数と医療費の推計伸び率を掛けて積算している。令和7年度の保険給付費の支出状況は、令和6年度実績とほぼ横ばいの状態であるが、これは、被保険者数の減少に伴うものと考えているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行い、次のような要旨の討論がありました。

反対討論として、国保加入世帯の税負担は、現在の物価高騰という状況の中で大変重いものとなっている。そうした現実がある中で、令和8年度から新たな負担として、子ども・子育て支援給付金分を上乗せして徴収するとしている。税でも保険料でもない、新たな負担を公的医療保険に上乗せするやり方はとても認めるわけにはいかない。医療保険料を少子化対策に流用すること自体、病気等の健康リスクに備えるという公的医療保険の目的から大きく逸脱しており、目的外負担と言われても仕方がない。本来、子育て支援をするのであれば、国庫負担で対応すべきであ

るとの考えから、反対である。

ほかに討論はなく、起立採決の結果、議案第24号については、起立少数により、否決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（小野広嗣議員） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

○4番（栞山晋司議員） 議案第24号、国民健康保険特別会計について、原案に賛成の立場で討論いたします。

私は、委員会において賛成の立場を示しており、改めて本会議の場でも討論をさせていただきます。委員会においては、様々な御意見がありました。子ども・子育て給付金事業についても様々な御意見がありました。その点については、しっかりと説明していく旨の答弁もいただいています。しかしながら、その点について私個人も重く受け止める内容であったというふうに感じています。志布志市国民健康保険特別会計は、市民の命と健康を守る基盤であり、どのような状況においても安定的に運営していかなければなりません。そういった制度でございます。本市においても、高齢化の進展に伴い、医療費は、増加傾向にあり、制度の安定運営は、これまで以上に重要となっていきます。また、病院での医療費や薬代、入院費に関わる医療給付、さらには出産一時金などの給付は、国民健康保険法に基づく法定給付であり、国、県、市の公費と保険料により支えられている制度であります。本制度は、医療を受けるためだけでなく、健康や予防事業を通じて将来の医療費を抑え、地域全体の健康を守る役割も担っています。医療費の適正化は重要であり、事業の見直しや取組の強化に加え、今後の超高齢化社会を見据え、増大が見込まれる医療費の抑制にもつながる施策の立案と実施については、全庁的に各課努力をすべきものであるというふうに感じています。その上で、医療と予防の取組は、今後も強化すべきものであり、制度の安定運営と両立して進めていく必要があると考えます。制度の持続性が失われれば、結果として、将来世代の負担を増大させることにもつながります。

よって、議案第24号、志布志市国民健康保険特別会計予算について、市民の生命と健康を守るための持続的な制度運営に重要な措置であると判断し、賛成いたします。

御賛同、よろしく願いいたします。

○議長（小野広嗣議員） ほかに討論はありますか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） これで討論を終わります。

これから採決します。採決は、起立によって行います。

お諮りします。議案第24号に対する所管委員長の報告は、否決です。したがって、原案について採決します。

お諮りします。議案第24号を原案のとおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小野広嗣議員） 起立多数です。

したがって、議案第24号は、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第8 議案第25号 令和8年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算

○議長（小野広嗣議員） 日程第8、議案第25号、令和8年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（稲付洋平議員） ただいま議題となりました議案第25号、令和8年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月12日、委員全員出席の下、執行部から健康長寿課長、税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部から予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回、広域連合納付金に子ども・子育て支援金分が含まれているとのことだが、その内訳についてただしたところ、後期高齢者医療分の子ども・子育て支援金分は、均等割額が1,400円、所得割率が0.25%となる。1人当たりの保険料額に換算すると、1,807円となる。医療分と合算した年間の保険料としては、8万7,898円となり、現行の保険料率と比較した場合、1万4,722円の増額となるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行い、次のような要旨の討論がありました。

反対討論として、後期高齢者医療保険についても、新しく子ども・子育て支援金分が上乗せをされ、総額で約1,300万円の負担増となる。現在の物価高騰の状況の中で、年金も上がっていかない。さらに、年金から子ども・子育て支援金分が特別徴収される被保険者が大半であり、生活状況は、ますます大変なことになっていく。子育て支援をするのであれば、国庫負担で対応すべきであるとの考えから、反対である。

ほかに討論はなく、起立採決の結果、議案第25号については、起立多数により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（小野広嗣議員） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 討論なしと認めます。

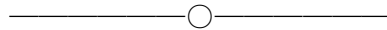
これから採決します。採決は、起立によって行います。

お諮りします。議案第25号に対する所管委員長の報告は、原案可決です。本案を所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小野広嗣議員） 起立多数です。

したがって、議案第25号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第9 議案第26号 令和8年度志布志市介護保険特別会計予算

○議長（小野広嗣議員） 日程第9、議案第26号、令和8年度志布志市介護保険特別会計予算を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（稲付洋平議員） ただいま議題となりました議案第26号、令和8年度志布志市介護保険特別会計予算について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月12日、委員全員出席の下、執行部から健康長寿課長、税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部から予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、前年度の予算額と大きな差があるものについて、その理由は何かとただしたところ、地域密着型介護サービス給付費は、実績の減に合わせて計上しており、グループホームによっては、近年、事業所の定員を減少させている等、給付が減少傾向である。居宅介護住宅改修費は、令和6年度の実績に基づき令和7年度予算を増額したが、令和7年度が例年どおりの実績に戻りつつあることから、令和6年度予算と同額に戻したところである。また、地域介護ネットワーク構築委託料は、市内の介護事業所等に対し、LINE WORKSのアカウントを配布し、市と事業者間の連絡、情報共有等をより円滑にすることで、相互の負担軽減及び介護の質の向上につながるよう、今回初めて計上したものである。令和8年度に曾於市及び大崎町とともに同じ事業者に委託することで、広域で使えるネットワークを構築して、介護事業所負担の軽減等につながればと考えているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行い、次のような要旨の討論がありました。

反対討論として、依然として、本市は、施設入所待機者の解消には至っておらず、保険料を納めても、サービスを受けられないという現実がある。介護難民を生まないためには、国が公費負担を増やし、併せて介護職員の確保及び処遇改善並びに施設の経営維持について、しっかりと介護報酬の引上げ等を行って守っていくべきであるとの考えから、反対である。

ほかに討論はなく、起立採決の結果、議案第26号については、起立多数により、原案のとおり

可決すべきものと決定いたしました。

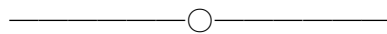
以上で報告を終わります。

○議長（小野広嗣議員） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 質疑なしと認めます。
これから、討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 討論なしと認めます。
これから採決します。採決は、起立によって行います。
お諮りします。議案第26号に対する所管委員長の報告は、原案可決です。本案を所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。
[賛成者起立]

○議長（小野広嗣議員） 起立多数です。
したがって、議案第26号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第10 議案第27号 令和8年度志布志市国民宿舎特別会計予算

○議長（小野広嗣議員） 日程第10、議案第27号、令和8年度志布志市国民宿舎特別会計予算を議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（八代 誠議員） ただいま議題となりました議案第27号、令和8年度志布志市国民宿舎特別会計予算について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月12日、委員全員出席の下、執行部からシティセールス課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部から予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、客室クロス張替修繕等の修繕料があるが、施設の老朽化対策の考え方についてただしたところ、2年前に市の全ての観光施設の劣化度調査を行い、施設の状況を把握したところである。施設を維持し、長寿命化を図るため、年次的に修繕を行っていくとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第27号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（小野広嗣議員） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第27号に対する所管委員長の報告は、原案可決です。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第11 議案第28号 令和8年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算

○議長（小野広嗣議員） 日程第11、議案第28号、令和8年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算を議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（永田 梓議員） ただいま議題となりました議案第28号、令和8年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月12日、委員全員出席の下、審査に資するため、志布志市工業団地の現地調査を実施し、執行部からみなと振興課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部から予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回の予算で、何か所の工業団地が整備され、それぞれの程度完成する予定かとだいたしたところ、2か所の整備を予定している。安楽大迫地区については、開発許可、農地転用等の申請手続きを行い、造成工事を完了し、売出しができる状態まで進めたいと考えている。志布志港入り口については、入り口部分の整備や排水工事等、今後内容が変わる可能性があるが、売出しができる状態まで進めたいと考えているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第28号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（小野広嗣議員） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第28号に対する所管委員長の報告は、原案可決です。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野広嗣議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第12 議案第29号 令和8年度志布志市水道事業会計予算

○議長（小野広嗣議員） 日程第12、議案第29号、令和8年度志布志市水道事業会計予算を議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（八代 誠議員） ただいま議題となりました議案第29号、令和8年度志布志市水道事業会計予算について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月12日、委員全員出席の下、執行部から水道課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部から予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、坪山配水池改築工事について、2か所の配水池等を廃止し、1か所の配水池を新設するとなっているが、給水エリアはどうなるのかとただしたところ、廃止する坪山配水池及び土橋調整槽は、老朽化及び一部漏水があるため、1か所に施設を集約して新たに坪山配水池を設置するものである。給水エリアは、これまでと同じ有明地域の下野井倉地区及び肆部合地区であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第29号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（小野広嗣議員） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野広嗣議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野広嗣議員） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第29号に対する所管委員長の報告は、原案可決です。本案は、所管委員長

の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第13 議案第30号 令和8年度志布志市農業集落排水事業会計予算

○議長（小野広嗣議員） 日程第13、議案第30号、令和8年度志布志市農業集落排水事業会計予算を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（稲付洋平議員） ただいま議題となりました議案第30号、令和8年度志布志市農業集落排水事業会計予算について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月12日、委員全員出席の下、執行部から市民環境課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部から予算書による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、一般会計からの繰入金が増加した理由は何かとただしたところ、令和7年度に野井倉地区浄化センター建設費の償還金を完済したことにより企業債償還金元金が減少した。また、令和6年度決算における純利益及び損益勘定留保資金未使用額が増加したことによるものであるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第30号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（小野広嗣議員） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第30号に対する所管委員長の報告は、原案可決です。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

日程第14 議案第31号 志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小野広嗣議員） 日程第14、議案第31号、志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（永田 梓議員） ただいま議題となりました議案第31号、志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月12日、委員全員出席の下、執行部から税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部から議案及び付議案件説明資料により条例の改正内容について補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回の改正については、国の子ども・子育て支援金制度の創設に伴って、国保税に新たな課税項目を追加するものであるが、医療保険制度の中で子育て支援の財源を徴収する制度設計について、市としてどのように捉えているかとただしたところ、子ども・子育て支援金制度については、国が令和6年に子ども・子育て支援法を改正し、子ども・子育て関連の六つの施策を拡充するための財源に充当されるものである。その拠出金については、これらの施策によって子ども・子育て世帯を社会全体で支援し、将来、その子供が成人して新たな担い手となるということで、全ての国民、企業等を網羅した保険料の徴収の仕組みを活用して財源を徴収するという制度設計となったと認識しているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第31号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（小野広嗣議員） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

○15番（小園義行議員） 基本的に反対の立場で討論したいと思います。

今回、条例改正案によって、新たな負担として子ども・子育て支援納付金を上乗せして徴収するというふうにしています。税でも保険料でもない新たな負担を公的医療保険に含めてやるというやり方は、認めるわけにはいきません。医療保険料を少子化対策に流用すること自体、病気や高齢などの健康リスクに備えるという公的医療保険の目的から大きく逸脱しています。目的外負担と言われても仕方ありません。本来、子育て支援をするというのであれば、国庫負担で対応すべきであります。この条例が認められると、文教厚生常任委員会の国保会計の審議の中で明

らかになりましたように、2月末の収入未済額が約2億円からになるという答弁がありました。こういうことでは、これがますます大きくなっていくと思われま。被保険者から徴収する支援金は、現行の賦課徴収の方法を踏まえ、支援納付金の額に照らして保険者、いわゆる市が設定するという制度改正の概要でも述べているように、被保険者の立場に立ってしっかりと対応すべきであります。また、政府は、支援金制度について、企業を含め、社会経済の参加者全員が連帯し、公平な立場で広く拠出するものとしていますが、フリーランスの人たちは、国保に加入して支援金を徴収されるものの、支援金を財源とする出生後休業支援給付、また育児時短就業給付は、雇用保険未加入のフリーランスは対象外と、そういうふうに国の制度はなっています。これでは、給付を受けることができない。政府の言う公平性が担保できておりません。私は、しっかりと子育て支援をするというものであれば、国庫負担を大きく増やして対応すべきであると、そういう立場から、今回のこの条例改正については反対という立場で討論としたいと思います。

○議長（小野広嗣議員） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） これで討論を終わります。

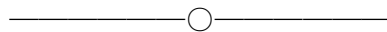
これから採決します。採決は、起立によって行います。

お諮りします。議案第31号に対する所管委員長の報告は、原案可決です。本案を所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小野広嗣議員） 起立多数です。

したがって、議案第31号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第15 議案第32号 多世代交流施設の指定管理者の指定について

○議長（小野広嗣議員） 日程第15、議案第32号、多世代交流施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（永田 梓議員） ただいま議題となりました議案第32号、多世代交流施設の指定管理者の指定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月12日、委員全員出席の下、執行部から総合政策課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部から議案及び付議案件説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、申請概要調書では子供向けの取組が多いが、高齢者を含めた多世代交流の具体的な取組について、どのような考えを持っているのかとだいたしたところ、施設のうち、1、2階は、遊具等を設置し、子供向けとなるが、3、4階については、それ以上の年齢の方が

対象で、3階は、交流スペースとしてスマホ教室、サロン等に活用し、4階は、指定管理予定者からの提案で、健康増進のためのフィットネスジムを整備する計画であり、様々な世代の方に来ていただけるよう、情報発信を図っていききたいとの答弁でした。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第32号については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（小野広嗣議員） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 質疑なしと認めます。
これから、討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 討論なしと認めます。
これから採決します。
お諮りします。議案第32号に対する所管委員長の報告は、可決です。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 異議なしと認めます。
したがって、議案第32号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

○議長（小野広嗣議員） お諮りします。日程第16、議案第33号から、日程第19、同意第3号まで、以上4件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 異議なしと認めます。
したがって、議案第33号から同意第3号までの4件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第16 議案第33号 令和7年度志布志市一般会計補正予算（第14号）

○議長（小野広嗣議員） 日程第16、議案第33号、令和7年度志布志市一般会計補正予算（第14号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 議案第33号、令和7年度志布志市一般会計補正予算（第14号）につきまして、説明を申し上げます。

本案は、令和7年度志布志市一般会計歳入歳出予算について、地域防災力向上事業、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金返還金等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第

1 項の規定により、議会の議決を経る必要があることから、提案するものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長（坂元正知君） 議案第33号、令和7年度志布志市一般会計補正予算（第14号）について、その概要を補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の予算に3,281万7,000円を追加し、予算の総額を344億8,729万9,000円とするものでございます。

補正予算書の3ページ、付議案件説明資料は1ページをお開きください。

第2表の繰越明許費補正でございますが、繰越理由につきましては、予算成立後の事由に基づき、年度内にその支出が終わらない見込みであるため、地域防災力向上事業1,966万円を地方自治法第213条第1項の規定に基づき、翌年度に繰り越して使用するものでございます。

また、補正予算（第11号）で計上しました物価高対応子育て応援手当支給事業につきまして、繰越予定額が変更となったため、303万5,000円増額するものでございます。

なお、詳細につきましては、説明資料をお目通しください。

次に、歳入歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

まず、歳入予算でございますが、予算書の6ページをお開きください。

15款、国庫支出金、2項、国庫補助金、1目、総務費国庫補助金は、地域未来交付金を983万円計上しています。

7ページをお開きください。

18款、寄附金、1項、寄附金、2目、特定寄附金は、株式会社堀口園様からの寄附金1,000万円を増額しています。

8ページをお開きください。

19款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金は、今回の財源調整として1,308万円増額しています。

次に、歳出予算でございます。

予算書は9ページ、説明資料は2ページをお開きください。

2款、総務費、1項、総務管理費、4目、企画費は、令和6年度低所得者支援及び定額減税補足給付事業における実績確定に基づき、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金返還金を325万円計上しています。

予算書は10ページ、説明資料は3ページになりますが、3款、民生費、2項、児童福祉費、2目、児童措置費は、物価高対応子育て応援手当支給事業を9万3,000円減額しています。

予算書は11ページ、説明資料は2ページをお願いします。

9款、消防費、1項、消防費、4目、災害対策費は、地域防災力の向上のため、防災訓練への市民のさらなる参加を推進し、防災意識の醸成を図るとともに避難所の環境改善を図るため、地域防災力向上事業を1,966万円計上しています。

予算書は、12ページをお願いします。

14款、予備費は、株式会社堀口園様からの御寄附を翌年度に繰り越して活用させていただくため、1,000万円増額しています。

以上が補正予算（第14号）の主な内容でございますが、詳細につきましては、説明資料を御参照ください。

よろしく願い申し上げます。

○議長（小野広嗣議員） これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

○16番（福重彰史議員） 今回の繰越明許からですけれども、この地域防災力向上事業につきましては、3月31日に交付決定を予定しているということであるようです。また、物価高対応子育て応援手当支給事業につきましては、令和8年3月に出生した請求分については、令和8年度に支給するということであるようです。まず、この地域防災力向上事業につきましては、予定ということであるわけですが、年度内に交付がなされるというふうに理解しているものか。もう一つの物価高対応子育て応援手当支給事業につきましては、令和8年3月に出生した分については、令和8年度のどの時期に支給はなされるというふうにお考えなのか、まずお聞かせをいただきたいと思えます。

○危機管理監（黒川 晃君） まず、地域防災力向上事業につきましては、国のほうから交付決定を3月31日に予定しているという旨の連絡を受けています。3月31日ですから、事業執行自体は、令和8年度ということになります。

○子ども子育て課長（若松利広君） 物価高対応子育て応援手当の支給につきましては、令和8年度に給付することとなる対象者につきましては、170人を見込んでおりまして、令和8年3月に出生した新生児分に加え、本市職員を含む公務員からの請求分を考えているところでございます。いつ頃を予定しているのかということですので、4月初旬には国の令和8年度の物価高対応子育て応援手当支給要領が示される予定となっておりますことから、要領が示されて以降、準備を進めまして、予定では4月中旬以降の支給となる見込みでございます。

○16番（福重彰史議員） この地域防災力向上事業については、年度内の交付がなされるものというふうに理解してよろしいわけですね。

[何言か呼ぶ者あり]

○16番（福重彰史議員） はい。それでは、この事業の中で、今回、事業費として簡易ベッドあるいはパーティションが組まれています。それぞれここに台数や張りが記載されていますが、今回のこれを含めまして、それぞれベッドが何台になるのか、パーティションが何張りになるのか、そのあたりが分かるようでしたら、お聞かせいただきたいと思えます。

○危機管理監（黒川 晃君） 簡易ベッドにつきましては、現在95台ございますので、今回購入すれば、全体で335台になる予定でございます。パーティションにつきましては、すみません、ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、数については、ちょっと分からないところでございます。

○16番（福重彰史議員） パーティションについては、今資料を持ち合わせていないということでしたが、今後、総体的にはこのベッドあるいはパーティションは、どのくらいの数を確認したいというふうにお考えなのか、そこをお聞かせいただきたいと思います。それと、今回、特定寄附金ということで、1,000万円を計上されています。特定の寄附金ということですが、今後、何に活用されるという考えなのか、現時点で分かっているのであれば、お聞かせをいただきたいと思います。

○危機管理監（黒川 晃君） 南海トラフにおける津波が襲来したときに想定している最大の避難者数につきましては、約8,000名を予定していますので、願わくば8,000台準備したいところではございますけれども、保管の場所の関係もありますし、国が前年度に被害想定を見直しています。それに基づきまして、県が再度、被害想定を見直していますので、志布志市における避難者総数につきましても見直しができるという予定でございます。それに合わせた形で、目標を再設定していきたいというふうには考えています。

○生涯学習課長（河野尚仁君） 堀口園様からの御寄附につきましては、スポーツ振興事業のほうに使っていただきたいということでの熱い思いをいただいています。ここにつきましては、令和8年度の事業に活用させていただきたいというふうに考えています。

○危機管理監（黒川 晃君） 先ほどのパーティションの数でございますが、現在211張りあるということでございます。

○議長（小野広嗣議員） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第33号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第17 議案第34号 令和7年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）

○議長（小野広嗣議員） 日程第17、議案第34号、令和7年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 議案第34号、令和7年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）につきまして、説明を申し上げます。

本案は、令和7年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算につきまして、広域連合納付金に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから、提案するものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○税務課長（藤後広幸君） 議案第34号、令和7年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）につきまして、その概要を補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の予算に歳入歳出それぞれ655万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ5億2,501万3,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、御説明申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の後期高齢者医療保険料は、特別徴収保険料を200万円減額、普通徴収保険料を855万円増額、合計で655万円増額するものであります。

予算書の6ページをお開きください。

歳出の広域連合納付金は、共同事業負担金を655万円増額するものであります。

先般の補正第3号で、歳入の後期高齢者医療保険料収入と歳出の共同事業負担金を、それぞれ1,000万円増額したところでありますが、その後、保険料収入の見積りに変更が生じたため、再度、予算の増額をお願いするものであります。

前回、補正第3号を編成する際に参考としました昨年12月末現在の保険料収入は、前年同月と比較して3.1ポイントのマイナスでありましたので、1月以降も同様にマイナスで推移するものとして、普通徴収保険料収入を300万円減額で見積もったところでありますが、実際は、1月末現在では前年同月と比較してプラス0.7ポイント、2月末現在でもプラス0.3ポイントと増加に転じたことから、普通徴収保険料を855万円増額するものであります。

あわせて、特別徴収保険料につきましても、再度、見積りをし、200万円の減額となりましたので、総体では655万円の増額としたところであります。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野広嗣議員） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第34号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は、原案のとおり可決することに決定しました。



日程第18 同意第2号 副市長の選任につき同意を求めることについて

○議長（小野広嗣議員） 日程第18、同意第2号、副市長の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 同意第2号、副市長の選任につき同意を求めることにつきまして、説明を申し上げます。

本案は、令和8年3月31日をもって任期が満了する溝口猛氏の後任として、鮎川勝彦氏を副市長に選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

鮎川勝彦氏の略歴につきましては、説明資料の4ページを御覧いただきたいと思います。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野広嗣議員） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

○6番（青山浩二議員） ただいま御提案されました副市長の選任に関する人事案件について、数点、お伺いさせていただきたいと思います。

まず初めに、今回の人事案件につきましては、市政運営において極めて重要な意思決定であり、適任者の選任は、市民に対する説明責任にも深く関わるものでございます。その意味において、提案そのものにつきましては、重く受け止めています。一方で、本案件が議会最終日に追加議案として提出されたことについては、率直に申し上げまして、若干の違和感を覚えるところがございます。副市長の選任は、地方自治法の規定に基づき、議会の同意を必要とする重要な人事案件であり、議会としても、その適格性や経歴、人物像等について、一定の時間をかけて慎重に判断することが求められるものと私は認識しています。しかしながら、今回のように最終日に追加議案として提出された場合、議会として十分な検討時間を確保することが難しく、結果として形式的な同意にとどまるのではないかという懸念が生じています。

そこで、4点ほどお伺いいたします。まず1点目、今回の人事案件をなぜ早い段階での提案ではなく、最終日に追加議案として提出するに至ったのか、その経緯と理由について、明確な御答弁をお願いしたいと思います。2点目、本件について、議会に対する事前の説明や情報提供は、どのように行われてきたのか、また、その内容は、十分であったと認識されているのかについて、お伺いいたします。3点目、今回の人選に至るまでのプロセスについて、どのような基準や考え方に基づき、選任されたのか、また、他の候補者の検討の有無も含めて御説明をいただきたいと思います。最後に4点目、今後、このような重要な人事案件については、議会が十分に審査できるよう提出時期や事前説明の在り方について一定の配慮が必要であると考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

以上4点、よろしく申し上げます。

○市長（下平晴行君） 今回の人事の在り方について問われているところではありますが、なぜ最終なのかということです。これは、私の考え方では、事前にこういう人事のことを言うこと自体が、逆に混乱してしまうという可能性があるのです、最後をお願いをしたということです。それから2点目は、議会に対する情報提供。これは、先ほど言いましたように、そういうことをすることによって混乱を招き、いろんな情報が逆に入ってきますので、それはしなかったということでもあります。それから、プロセスのことではありますが、このことについても同じような考え方がありますので、そこは、理解していただきたいと思います。3点目です。これは、私が行政経験がありますので、副市長は、民間でも、国とか県の職員でもいいとは思いますが、あとほかに2人ほど面接もして対応したという中で、長年、私も一緒に仕事をして、その能力というものは十分であるというようなことから、今回をお願いをしたということでございます。

○議長（小野広嗣議員） 4点目に対して、市長、答弁をお願いします。

○市長（下平晴行君） 議会の理解でしたでしょうか。

○6番（青山浩二議員） 4点目について、もう1回、質疑をしたいと思います。このような重要な人事案件については、私の考えではありますが、提出時期や事前説明の在り方について、議会に一定の配慮を行うべきではないのかなというふうに思っているところでございます。そこについての市長の考え方と今後に対する取組、そこについて、お示しいただければと思います。

○市長（下平晴行君） これは、先ほど言いましたように、やはり事前に情報提供をすることによって、逆にいろんな間違っただような取られ方をするのではないかとということで、今回のようなお願いをしたところでもあります。今後についても、前もって言うことによって、先ほど言いましたように、議員の皆さん、あるいは市民の皆さん方に逆な考え方を持っていただくことがマイナスになるんじゃないかということでもありますので、今後ともこのような流れの中で対応していきたいというふうに考えています。

○議長（小野広嗣議員） ほかに質疑はありませんか。

○7番（野村広志議員） 副市長の人事について、これは、人物評価ではなくて、体制として機能するかどうかの側面について、少しお聞かせいただきたいと思います。

現在、副市長は、1名体制でありますけれども、今後、志布志市が政策の実現、大きくこれを前進させていくためには、政策担当副市長ないしは内部統制副市長というような2名体制等々のことも、以前、私のほうで提案をさせていただいたところでもあります。その考え方についてと、もう1点、併せて副市長の役割について、お聞かせいただきたいと思います。市長の政策を支える役割が主な役割なのか、または行政運営をチェックするという役割が重要なのか、その点についても併せてお示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） 1点目でございますけれども、これは、おっしゃるように、以前は副市長が2名でございました。これを1名にした要因は何かと申しますと、旧志布志町時代、当時は助役でしたけれども、2人いたわけですが、この人口の少ない中で本当にその2人が必要なのかというのはですね、総務の部分と事業の部分と2人、二つに分けていたわけがあります。逆

に、職員のほうが私の考えです。当時ですね、職員がどちらのほうについていいのかというようにも含めて、1人体制のほうがうまくいくんじゃないかというのが頭にあって、私は、1人ということでありました。しかし、もう一つ、今、私が実際こういう立場にいて、本当に政策的な政策官みたいな、国あるいは県、そういう専門の職員は、ある部分は必要じゃないのかなというふうには思っています。今考えているのは、政策アドバイザーみたいな方を、これは、条例でじゃなくて規程みたいなものでやっているところもあります。そういう考え方も一方では持っていますので、今後、またお願いすることになるかとは思っています。そういう面では、副市長が2人というのではなくて、そこに政策のアドバイスができるような何かそういうものができれば、よりまた市政運営もうまくいくのかなとは思っています。役割は、もちろん、市長がいないときの対応、そして政策、職務あるいはそれに対する人事権も含めてですね、人事案件も含めて職員を見るといいですか、職員の対応、業務の在り方、執行の在り方、それから……。急に私もちょっと頭に前もってあれでしたけれども、あとは、そうですね、いっぱいあります。いろいろあるんですけども、副市長は、市長の代役というか、市長がいないときの対応もしていただく、政策あるいは職員のチェック、そういうものを含めてであります。あとは、そうですね、いっぱいあって、今何と言われてもあれですけども、今まで副市長がしっかりと私のほうも支えてきてくれたということでもあります。それと併せて、事業者の指名執行の委員長、そういう選挙に出る人間じゃない者が対応できるような役割もしていただいていますので、いっぱいあります。

○7番（野村広志議員） 副市長の役割については、様々あるかと思えます。突然お聞きしましたので、なかなか今ここでお示しするのは難しいかなと思えます。私は、やはり大きな役割の一つとして、議会提案前の行政運営のチェックというのが、非常に重要であろうなということをおもっています。このチェックの機能が弱くなる可能性について、すごく感じているところですが、内部統制の在り方としては、やはり市長の方針に従うだけではなくて、内部統制体制が十分に図られているとは、なかなか言えないのかなと思っています。組織のリスクの管理が弱体化するおそれがあると心配しています。その点について、副市長は、内部の統制体制について非常に重要な役割を占めるとおもいますけれども、その考え方について、もう一度、お示ししていただけますか。

○市長（下平晴行君） 組織の内部体制については、総務課長をはじめ、課長の皆さんと一緒にあって業務をしていかなければいけない。特に今、グループ制を導入していますので、課長は、人事権も持っています。そういう面では、グループ制という中で、課長が責任もあるし、役割が重きになっているということですね。そして、グループ制は、私は自己申告の中でも見ているのですが、課によってはまだスムーズにいったところもありますので、このグループ制の活用をしっかりと、そして組織の内部統制というか、これをしっかりと対応してまいりたいというふうにおもっています。

○7番（野村広志議員） 最後ですが、今、市長のほうからグループ制という形で話が出ましたけれども、そのグループ制を使いながら、やはり執行機関が一丸となって施策に向き合っていく

ということは、非常に重要ななと思っています。そのことを、コントロールという言葉が正しいのかどうかは分かりませんが、しっかりと管理をしていただくのが、やはり副市長の大きな役割であろうかなと思います。しっかりと管理をして、そういった役割を担わせていくという理解でよろしいですか。最後にお願いします。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、しっかりとグループ制の中身をそれぞれの課長が再認識して、グループ制の役割をしっかりと果たすことによって、統制がしっかりと取れるというふうに思っていますので、そのような取組をしてまいりたいというふうに考えています。

○議長（小野広嗣議員） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。同意第2号は、同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 異議なしと認めます。

したがって、同意第2号は、同意することに決定しました。

ここで、副市長及び総務課長から発言の申出がありましたので、これを許可します。

○副市長（溝口 猛君） 貴重な時間を設けていただき、誠にありがとうございます。3月末日をもって任期満了を迎えますが、副市長の職を退くに当たり、一言お礼の挨拶を申し上げます。

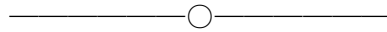
振り返りますと、4年前、皆様から同意いただき、副市長という重責を拝命いたしました。市長の補佐役として、「誰一人取り残さない」、「市民が主役のまちづくり」を基本に、志布志市の発展と市民福祉の向上のため、微力ではございましたが、全力で努めてまいりました。この間、大過なく職務を全うできたのは、議長をはじめ、議員の皆様方の深い御理解と温かい指導、そして志布志市政に対する真摯な議論があったからこそと、心より感謝申し上げます。重要案件に直面したときには、時には厳しい指摘をいただいたこともございましたが、共にこの志布志市を良くしたいという共通の願いによるものであると思ひ、取り組んでまいりました。私は、今月末をもってこの職を辞しますが、志布志市には、まだまだ無限の可能性が広がっています。今後とも執行部と議会とが車の両輪のごとく連携されまして、本市がさらなる飛躍を遂げられますことを切に願っております。

結びに、議員の皆様のご今後ますますの御健勝と御活躍を、そして志布志市のさらなる発展を願って、退任の挨拶とさせていただきます。4年間、本当にありがとうございました。

[拍手]

○総務課長（鮎川勝彦君） ただいま御同意を賜りました鮎川勝彦でございます。副市長という

職責の重さを改めて実感し、身の引き締まる思いでございます。下平市長が所信表明などで掲げられました諸政策の全ての実現に向け、全力を尽くしてまいる所存でございます。議員皆様におかれましては、今後とも変わらぬ御指導、御鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。本日は、誠にありがとうございました。



日程第19 同意第3号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（小野広嗣議員） 日程第19、同意第3号、農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 同意第3号、農業委員会委員の任命につき同意を求めることにつきまして、説明申し上げます。

本案は、令和7年12月31日をもって辞任した山迫洋一氏の後任として、有馬實彦氏を農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求めるものであります。

有馬實彦氏の略歴につきましては、説明資料の5ページを御覧ください。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野広嗣議員） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 討論なしと認めます。

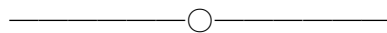
これから採決します。

お諮りします。同意第3号は、同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 異議なしと認めます。

したがって、同意第3号は、同意することに決定しました。



日程第20 議員派遣の決定

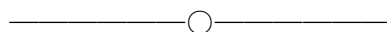
○議長（小野広嗣議員） 日程第20、議員派遣の決定を行います。

お諮りします。議員派遣の決定につきましては、会議規則第170条第1項の規定により、お手元に配布してある内容のとおり決定したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野広嗣議員） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣は、配布してある内容のとおり決定しました。



日程第21 閉会中の継続調査申出について

○議長（小野広嗣議員） 日程第21、閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

配布してある文書写しのとおり、総務常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続調査申出がありました。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野広嗣議員） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

—————○—————

○議長（小野広嗣議員） 以上で、今定例会に付議されました全ての案件を終了しましたので、これをもって議事を閉じ、令和8年第1回志布志市議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

午後0時05分 閉会